

4つの課題に対する県の取組状況

1. 最低制限価格率等入札制度の見直し

- ① 労働者の賃金の原資を確保するために、最低制限価格率等入札制度の見直しの検討を進める必要がある。

【各委員の意見】

- 最低制限価格率の見直し等入札・契約制度の改善で契約額が増額すれば、労働者に支払える賃金の原資も増えることから、県は引き続き制度の見直しを図る必要がある。
- 平均落札率が上昇するような対策により、落札率が90%くらいの水準になって賃金の原資が増えれば、労働者に支払える賃金も上がる。

(1) 一般業務委託

ア 適用業種の見直し

- 一般業務委託の最低制限価格制度は、労働集約型の仕事の中でも、特に労働者が常時配置されている場合は、契約金額の多寡が、業務の質に直接影響することから、行き過ぎた価格競争を防ぐために、「庁舎建物等清掃」など4つの業種に限定して、最低制限価格制度を導入していた。
- 一方、「消防施設保守管理」や「エレベータ保守」、「電気通信設備保守」、「汚水処理施設等保守」の業種については、同じ労働集約型ではあっても、労働者の常時配置がないことから、最低制限価格制度を適用していなかった。
- しかし、落札価格が予定価格の30%前後の、極端な低価格入札も見られ、業務の品質確保と業務従事者の適正な労働条件の確保を図るため、最低制限価格制度の適用業種を見直し、平成27年度予算に係る入札執行分から新たに「消防施設保守管理委託」などの4業種を追加し、対象を8業種に拡大した。

イ 率の見直し

- 最低制限価格率について、より実態に合わせた算定根拠を採用することに見直し、令和3年1月以降の入札執行分（令和2年度予算執行分を除く）から、最低制限価格率を80%から83%に改正した。

(2) 工事

- 最低制限価格率について、それまで上限率を90%としていたものを、平成27年度から最低制限価格率の算出の具体式を用いて算出する場合には、算出された率とし上限を撤廃した。

(3) 取組結果

ア 適用業種の見直し

- 多くの県民が訪れる庁舎や県民利用施設の維持管理業務である「消防施設保守管理」などにおいても、過度な価格競争による極端な低価格入札を防止し、業務の品質を確保している。

イ 率の見直し

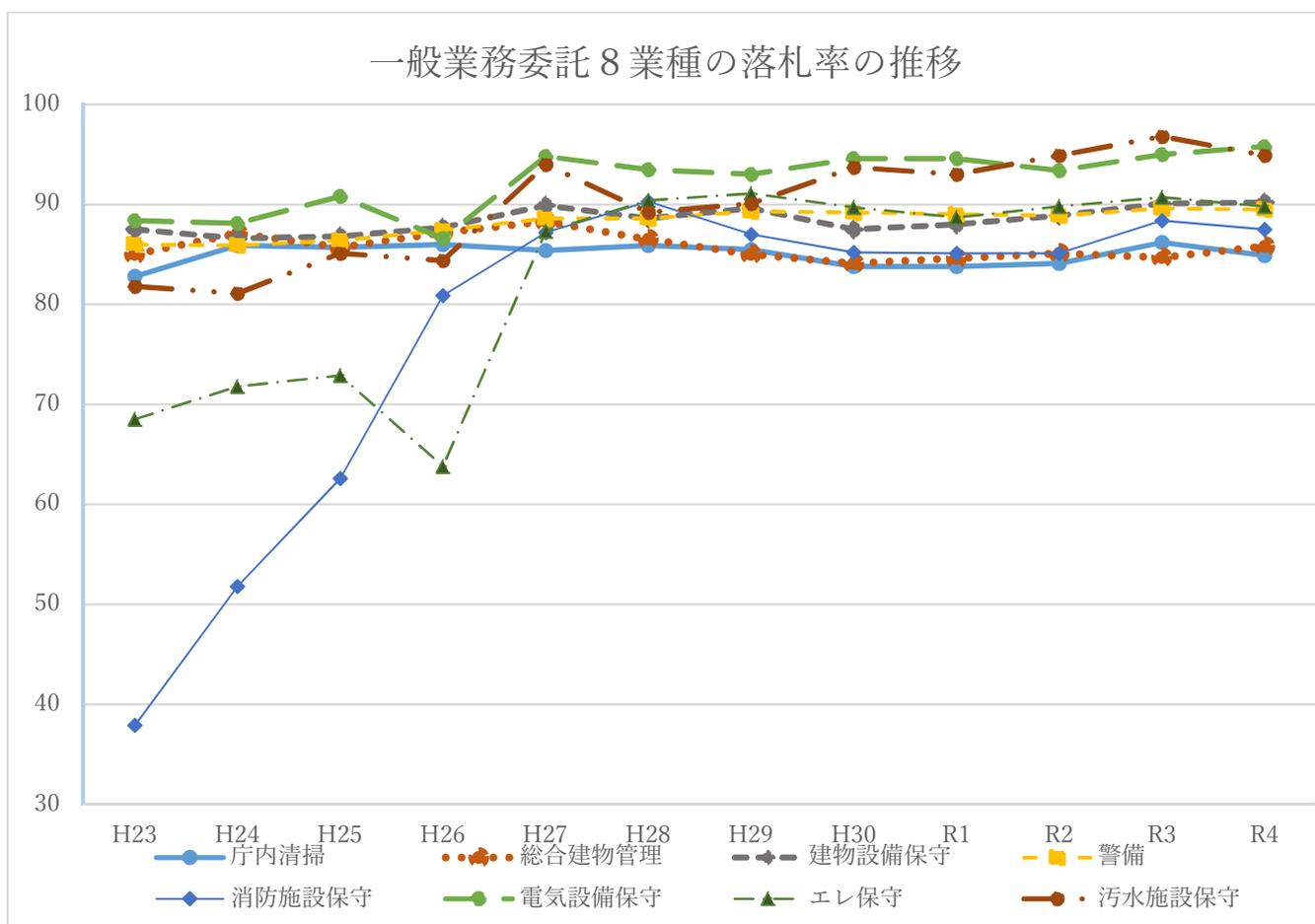
- 最低制限価格率の見直しにより、安定的な落札率を維持するとともに、業務の品質を確保している。

【参考】一般業務委託8業種の落札率の推移

単位：%

種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
庁内清掃	82.8	85.9	85.7	86.0	85.4	85.9	85.5	83.8	83.8	84.1	86.2	84.9
総合建物管理	85.0	87.1	85.7	87.2	88.3	86.5	85.0	84.1	84.6	85.1	84.7	85.8
建物設備保守	87.5	86.6	86.8	87.7	89.9	88.6	89.6	87.5	88.0	88.9	90.1	90.2
警備	86.0	85.9	86.4	87.4	88.6	88.6	89.3	89.2	89.0	88.9	89.6	89.5
消防施設保守	<u>37.9</u>	<u>51.8</u>	<u>62.6</u>	<u>80.9</u>	87.2	90.3	87.0	85.2	85.1	85.1	88.4	87.5
電気設備保守	<u>88.4</u>	<u>88.1</u>	<u>90.8</u>	<u>86.6</u>	94.8	93.5	93.0	94.6	94.6	93.4	95.0	95.8
エレ保守	<u>68.5</u>	<u>71.8</u>	<u>72.9</u>	<u>63.8</u>	87.3	90.4	91.1	89.7	88.7	89.8	90.7	89.8
汚水施設保守	<u>81.8</u>	<u>81.1</u>	<u>85.1</u>	<u>84.4</u>	94.0	89.2	90.1	93.7	93.0	94.9	96.8	94.9

※下線は最低制限価格制度を適用する以前の数値



2. 積算基準等のルール化

② 一般業務委託について適正な契約額での契約を促進するために、仕様の適正化、積算基準、設計単価のルール化を検討する必要がある。

【各委員の意見】

- 一般業務委託は、工事と異なり統一的な積算基準や積算単価がないため、発注毎に積算や予算がまちまちであることが課題である。
- これは、公契約条例の前の段階の話であり、まずは適正な仕様・積算基準・設計単価に基づく入札や適正な予算措置が必要である。

(1) 一般業務委託

ア 仕様の適正化

- 清掃や警備などの仕様書例を作成し、各所属が仕様書例を確認できるようにした。
- 令和3年度に、受注者に仕様を正しく理解していただくため、仕様書に業務内容を明確に記載するよう、仕様の明確化を徹底した。
- 令和4年度の警備業務積算基準の制定の際に、積算方法の根拠や仕様書の記載ポイントなどを庁内対象所属に周知した。

イ 積算基準

- 平成28年度に、清掃業務委託について積算基準を作成し、平成29年度予算分から適用した。
- 令和4年度に、警備業務委託について積算基準を作成し、令和5年度予算分から適用した。

ウ 設計単価に基づく入札

- 入札執行権者研修会で予定価格決定に当たって歩切の禁止や留意点等を説明している。

エ 適正な予算措置

- 積算基準を作成したことに伴い、積算基準に基づく適正な予算額確保がなされている。

(2) 取組結果

- 最低制限価格制度を導入している一般業務委託のうち、約半数以上を占める清掃及び警備業務の積算基準を作成したことにより、積算方法が統一化され、その積算額による予算確保などにより、前回の協議会で指摘のあった「仕様が変わらないのに毎年予定価格が下がる例がある」「最低賃金や社会保険料が毎年上がっているのに、予定価格が下がる例がある」「前年の落札額が予定価格となっている例がある」などの問題は解消した。

3. 賃金実態調査の継続（付属資料1-1～2）

③ 公契約条例の必要性の検証を進めるため、賃金実態調査を継続し、データの蓄積を図る必要がある。

【各委員の意見】

○ また、公契約条例の必要性の有無については公契約条例の前提となる賃金実態等の調査をさらに積み重ね、既に施行している自治体において公契約条例施行に伴ってどのような状況が生じているかということを把握する必要がある。

(1) 一般業務委託及び工事

- 平成25年度から賃金実態調査を継続実施（一般業務委託・工事）している。
- 調査結果は、県ホームページで公表している。

(2) 調査結果

- 全契約で最低賃金を上回っていることを確認した。
- 一般業務委託の平均賃金額と最低賃金額の差額は、平成25年度は119円だったが、令和4年度には354円となり、増加傾向にある。（付属資料1-1）
- 一般業務委託の支払賃金の状況を見ると、業種別では業務の特殊性や専門性などにより平均賃金額の差が生じていると思われるが、調査サンプル数や経験年数、雇用形態、年齢なども影響していることを考慮する必要がある。（付属資料1-1）

4. 公契約条例施行自治体の運用状況の調査（付属資料2-1～3）

④ 公契約条例の効果や課題を検証するため、公契約条例施行自治体の運用状況を引き続き調査する必要がある。

【各委員の意見】

○ また、公契約条例の必要性の有無については公契約条例の前提となる賃金実態等の調査をさらに積み重ね、既に施行している自治体において公契約条例施行に伴ってどのような状況が生じているかということを把握する必要がある。

(1) 一般業務委託及び工事

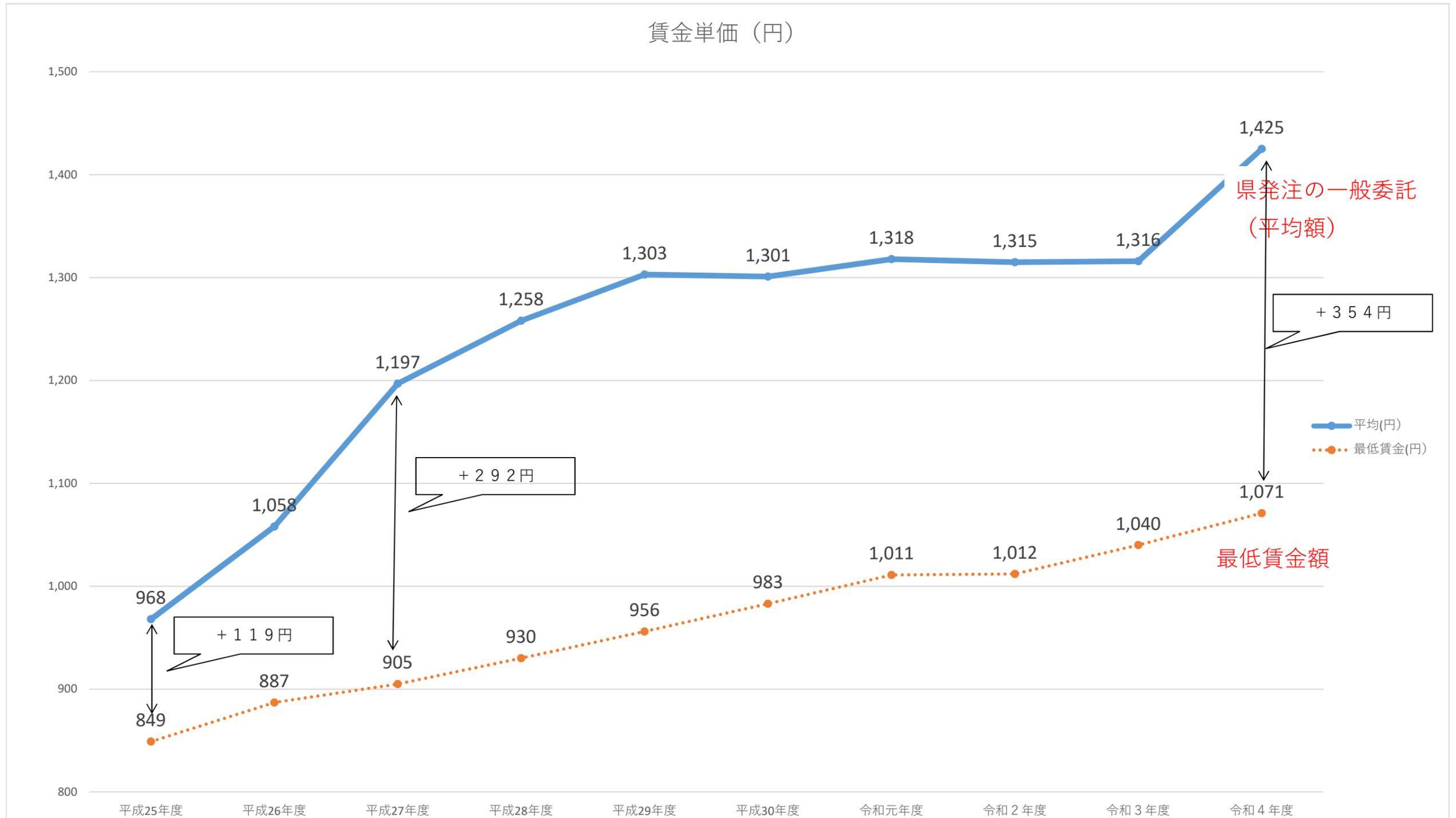
- 平成25年度から①公契約条例を制定している9県、②県内で公契約条例を制定している3市への調査を継続的に実施している。

(2) 調査結果

- 令和5年7月現在で、公契約条例を制定している都道府県は9県あり、すべては賃金条項がない条例となっている。(付属資料2-1)
- 市町村では、73市町が制定しており、賃金条項ありが27市町、賃金条項なしが46市町となっている。(付属資料2-1)
- 神奈川県内は、平成25年度までに川崎市、相模原市、厚木市が賃金条項ありの公契約条例を制定しており、賃金等の状況を継続的に報告させている。また、県内自治体では、平成26年度以降に公契約条例は制定されていない。(付属資料2-1)
- 札幌市、山形市、尼崎市、川越市では、議会で条例案が承認されない事例も発生した。
- 各年度で見ると、条例を制定している自治体の中では、27年度までは賃金条項ありが多かったが、28年度以降は賃金条項なしが多くなっている。(付属資料2-2)
- 賃金条項なしの条例制定9県では、条例制定による地域の雇用、賃金への影響の検証はなされていない。(付属資料2-3)

支払賃金等の状況
1 賃金単価の平均

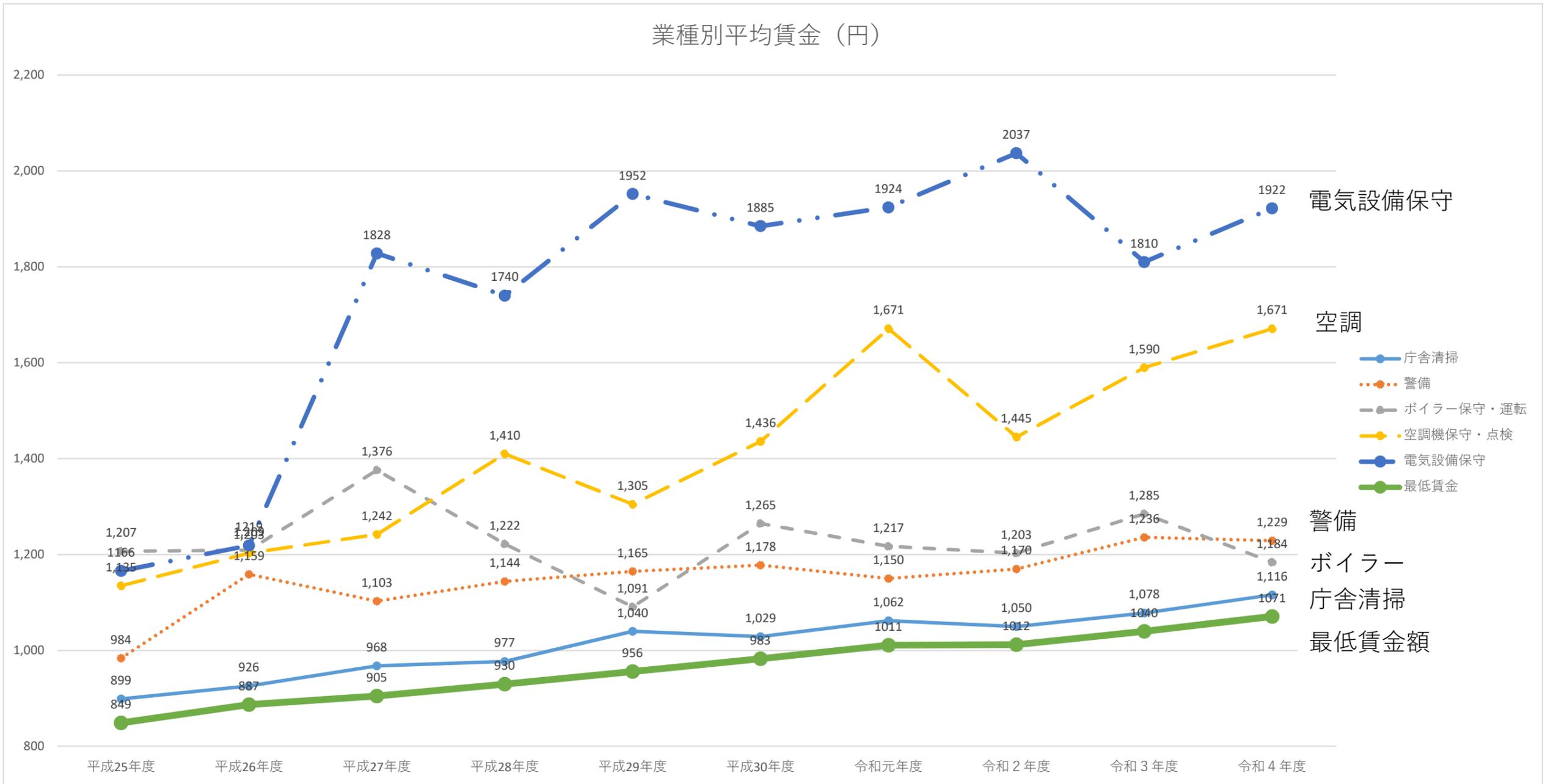
	平成25年度	26年度		27年度		28年度		29年度			平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
最高額	2,500円	3,125円	625円増	4,707円	1,582円増	4,889円	182円増	3,932円	957円減	最高額	4,076円	144円増	4,076円	増減なし	5,188円	1,112円増	3,912円	1,276円減	6,830円	2,918円増
最低額	849円	887円	38円増	905円	18円増	930円	25円増	956円	26円増	最低額	983円	27円増	1,011円	28円増	1,012円	1円増	1,040円	28円増	1,071円	31円増
平均	968円	1,058円	90円増	1,197円	139円増	1,258円	61円増	1,303円	45円増	平均	1,301円	2円減	1,318円	17円増	1,315円	3円減	1,316円	1円増	1,425円	109円増



平成25年度～令和4年度「賃金実態調査」の結果概要(一般業務委託)

支払賃金等の状況
2 業種別平均賃金

職種	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			職種	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金		最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金	最低金額	人数	平均賃金
庁舎清掃	849円	14人	899円	887円	60人	926円	905円	136人	968円	930円	162人	977円	956円	92人	1,040円	983円	91人	1,029円	1,011円	135人	1,062円	1,012円	159人	1,050円	1,040円	200人	1,078円	1,071円	181人	1,116円	
警備	849円	2人	984円	887円	8人	1,159円	905円	14人	1,103円	930円	20人	1,144円	956円	29人	1,165円	983円	29人	1,178円	1,011円	42人	1,150円	1,012円	54人	1,170円	1,040円	44人	1,236円	1,071円	61人	1,229円	
ボイラー保守・運転	850円	1人	1,207円	900円	1人	1,209円	905円	1人	1,376円	1,000円	4人	1,222円	956円	4人	1,091円	983円	1人	1,265円	1,011円	1人	1,217円	1,012円	3人	1,203円	1,040円	3人	1,285円	1,071円	6人	1,184円	
空調機保守・運転	900円	5人	1,135円	1,000円	4人	1,203円	905円	4人	1,242円	982円	1人	1,410円	956円	2人	1,305円	983円	2人	1,436円	1,011円	4人	1,671円	1,012円	3人	1,445円	1,040円	4人	1,590円	1,071円	3人	1,671円	
消防設備保守管理							1,370円	1人	1,676円	1,143円	1人	1,763円	1,133円	1人	1,756円	994円	1人	1,804円	1,162円	1人	1,669円	1,250円	2人	1,808円	1,233円	1人	2,226円	1,163円	1人	2,630円	
電気設備保守・運転	900円	3人	1,166円	980円	2人	1,219円	909円	1人	1,828円	983円	1人	1,740円	1,000円	2人	1,952円	1,000円	6人	1,885円	1,020円	2人	1,924円	1,012円	2人	2,037円	1,050円	2人	1,810円	1,071円	1人	1,922円	
エレベータ保守管理							1,691円	1人	2,281円	1,093円	1人	1,887円	1,045円	1人	1,788円	1,200円	1人	1,702円	1,278円	1人	1,875円	1,200円	1人	1,950円	1,100円	2人	1,396円	1,348円	1人	1,986円	
受付・案内	850円	12人	989円	887円	5人	982円	905円	8人	959円	930円	9人	930円	956円	4人	956円	983円	11人	997円	1,011円	11人	1,031円	1,015円	4人	1,198円	1,040円	13人	1,107円	1,071円	13人	1,201円	
電話交換	850円	4人	922円	888円	1人	943円	905円	8人	921円	930円	4人	930円	956円	4人	956円	983円	4人	993円	1,011円	4人	1,011円	1,012円	9人	1,170円	1,040円	13人	1,064円	1,071円	13人	1,091円	
その他	850円	16人	920円	890円	4人	1,096円	905円	3人	1,563円	930円	1人	1,799円	956円	2人	1,874円	985円	1人	1,610円	1,011円	7人	1,729円	1,012円	4人	1,847円	1,040円	3人	1,598円	1,071円	3人	2,077円	
最低賃金の計	849円	16人		887円	73人		905円	174人		930円	196人		956円	137人		983円	138人		1,011円	204人		1,012円	234人		1,040円	280人		1,071円	292人		

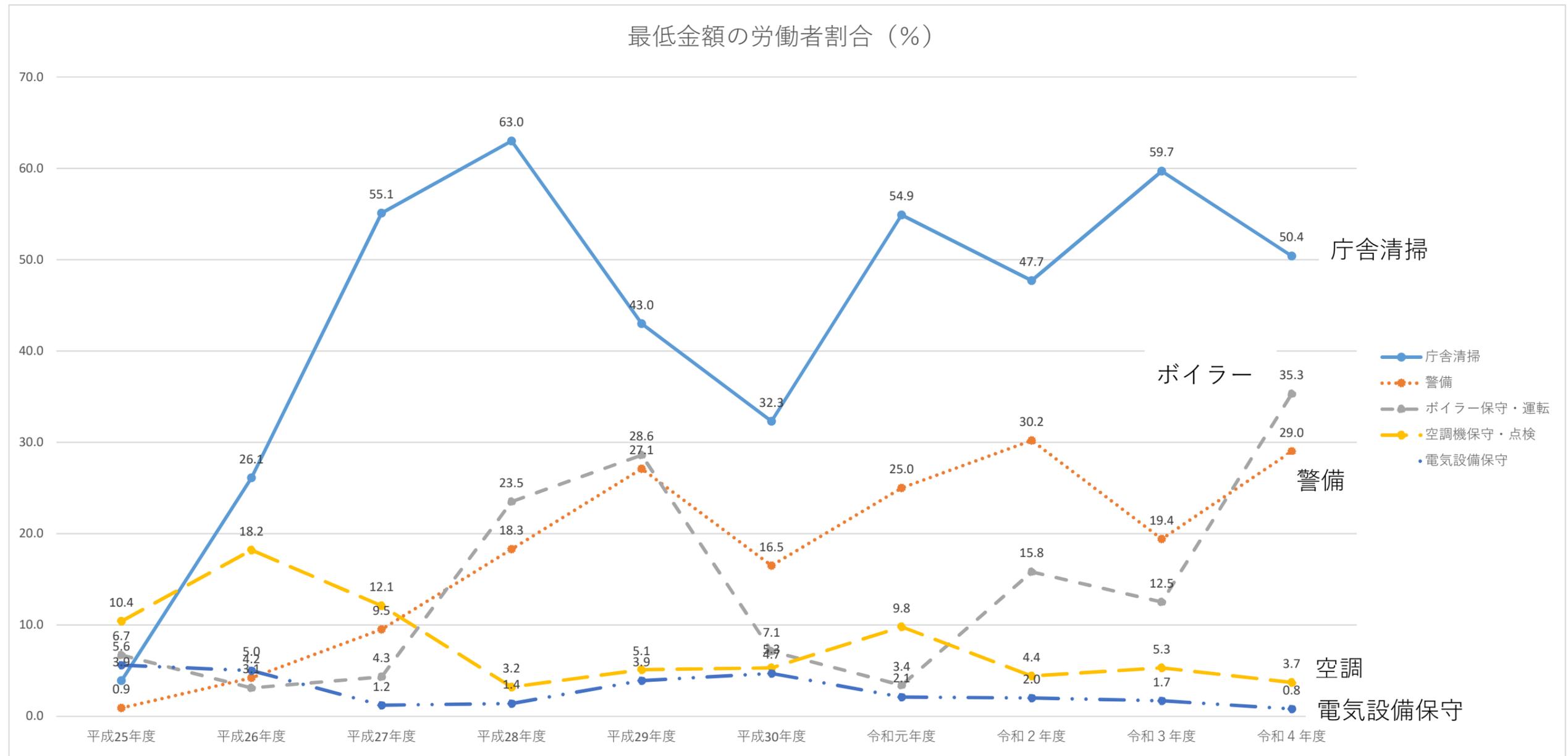


平成25年度～令和4年度「賃金実態調査」の結果概要(一般業務委託)

支払賃金等の状況

3 最低金額の労働者割合

職 種	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			職 種	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	労働者数	最低金額	最低割合	労働者数	最低金額	最低割合		労働者数	最低金額	最低割合	労働者数	最低金額	最低割合	労働者数	最低金額	最低割合	労働者数	最低金額	最低割合	労働者数	最低金額	最低割合									
庁舎清掃	358人	14人	3.9%	230人	60人	26.1%	247人	136人	55.1%	257人	162人	63.0%	214人	92人	43.0%	庁舎清掃	282人	91人	32.3%	246人	135人	54.9%	333人	159人	47.7%	335人	200人	59.7%	359人	181人	50.4%
警備	222人	2人	0.9%	191人	8人	4.2%	148人	14人	9.5%	109人	20人	18.3%	107人	29人	27.1%	警備	176人	29人	16.5%	168人	42人	25.0%	179人	54人	30.2%	227人	44人	19.4%	210人	61人	29.0%
ボイラー保守・運転	15人	1人	6.7%	32人	1人	3.1%	23人	1人	4.3%	17人	4人	23.5%	14人	4人	28.6%	ボイラー保守・運転	14人	1人	7.1%	29人	1人	3.4%	19人	3人	15.8%	24人	3人	12.5%	17人	6人	35.3%
空調機保守・運転	48人	5人	10.4%	22人	4人	18.2%	33人	4人	12.1%	31人	1人	3.2%	39人	2人	5.1%	空調機保守・運転	38人	2人	5.3%	41人	4人	9.8%	68人	3人	4.4%	75人	4人	5.3%	81人	3人	3.7%
消防設備保守管理							9人	1人	11.1%	18人	1人	5.6%	16人	1人	6.3%	消防設備保守管理	24人	1人	4.2%	12人	1人	8.3%	27人	2人	7.4%	29人	1人	3.4%	64人	1人	1.6%
電気設備保守・運転	54人	3人	5.6%	40人	2人	5.0%	85人	1人	1.2%	73人	1人	1.4%	51人	2人	3.9%	電気設備保守・運転	128人	6人	4.7%	94人	2人	2.1%	102人	2人	2.0%	121人	2人	1.7%	127人	1人	0.8%
エレベータ保守管理							5人	1人	20.0%	23人	1人	4.3%	30人	1人	3.3%	エレベータ保守管理	7人	1人	14.3%	10人	1人	10.0%	15人	1人	6.7%	3人	2人	66.7%	12人	1人	8.3%
受付・案内	82人	12人	14.6%	35人	5人	14.3%	31人	8人	25.8%	9人	9人	100.0%	4人	4人	100.0%	受付・案内	15人	11人	73.3%	15人	11人	73.3%	87人	4人	4.6%	107人	13人	12.1%	146人	23人	15.8%
電話交換	24人	4人	16.7%	20人	1人	5.0%	12人	8人	66.7%	4人	4人	100.0%	4人	4人	100.0%	電話交換	6人	4人	66.7%	4人	4人	100.0%	16人	9人	56.3%	18人	13人	72.2%	18人	15人	83.3%
その他	31人	16人	51.6%	34人	4人	11.8%	33人	3人	9.1%	48人	1人	2.1%	38人	2人	5.3%	その他	35人	1人	2.9%	44人	7人	15.9%	44人	4人	9.1%	64人	3人	4.7%	43人	2人	4.7%
最低賃金での計	834人	16人	1.9%	604人	73人	12.1%	626人	174人	27.8%	589人	196人	33.3%	517人	137人	26.5%	最低賃金での計	725人	138人	19.0%	663人	204人	30.8%	890人	234人	26.3%	1003人	280人	27.9%	1077人	292人	27.1%

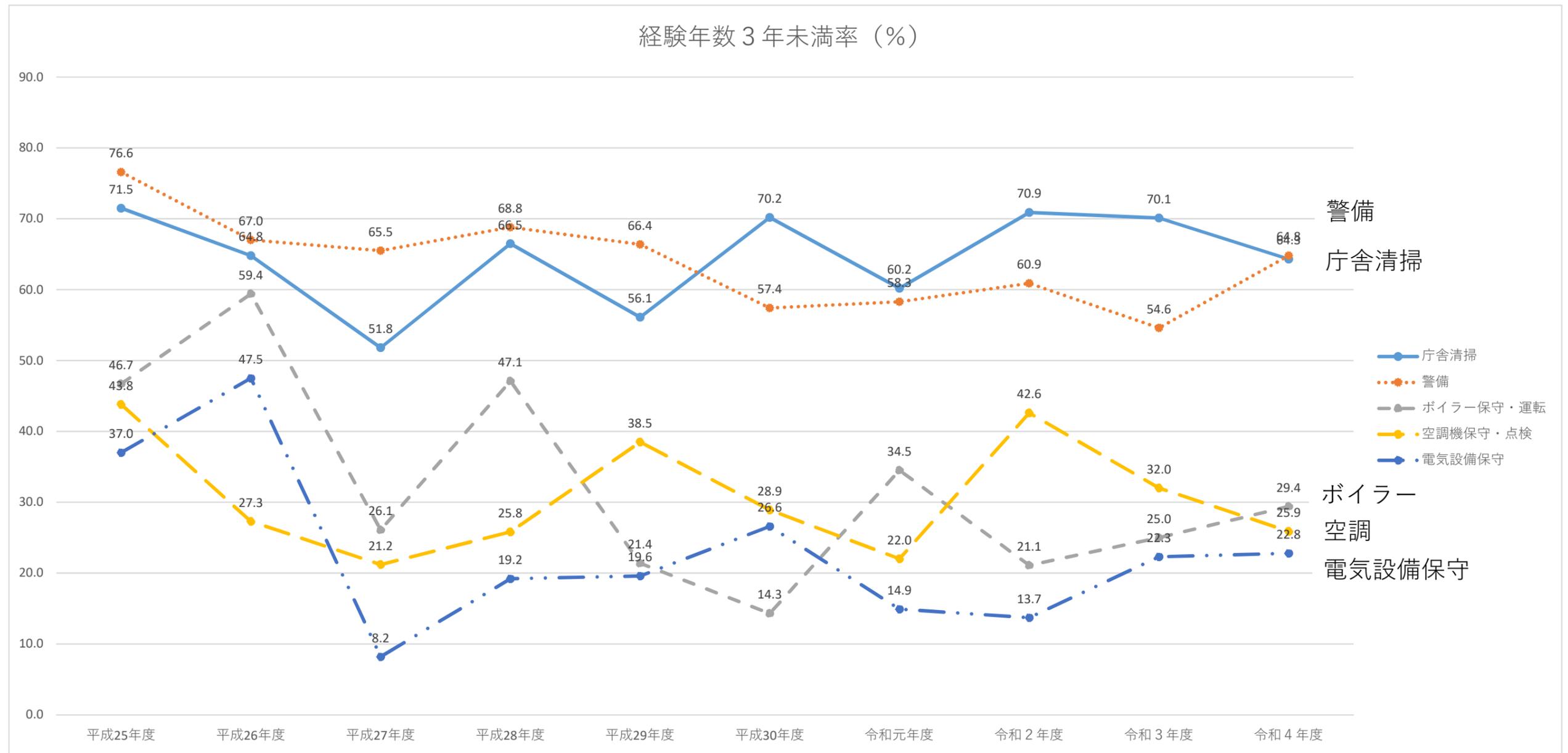


平成25年度～令和4年度「賃金実態調査」の結果概要(一般業務委託)

支払賃金等の状況

4 経験年数

職種	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			職種	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率		労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率	労働者数	3年未満	3年未満率
庁舎清掃	358人	256人	71.5%	230人	149人	64.8%	247人	128人	51.8%	257人	171人	66.5%	214人	120人	56.1%	庁舎清掃	282人	198人	70.2%	246人	148人	60.2%	333人	236人	70.9%	335人	235人	70.1%	359人	231人	64.3%
警備	222人	170人	76.6%	191人	128人	67.0%	148人	97人	65.5%	109人	75人	68.8%	107人	71人	66.4%	警備	176人	101人	57.4%	168人	98人	58.3%	179人	109人	60.9%	227人	124人	54.6%	210人	136人	64.8%
ボイラー保守・運転	15人	7人	46.7%	32人	19人	59.4%	23人	6人	26.1%	17人	8人	47.1%	14人	3人	21.4%	ボイラー保守・運転	14人	2人	14.3%	29人	10人	34.5%	19人	4人	21.1%	24人	6人	25.0%	17人	5人	29.4%
空調機保守・運転	48人	21人	43.8%	22人	6人	27.3%	33人	7人	21.2%	31人	8人	25.8%	39人	15人	38.5%	空調機保守・運転	38人	11人	28.9%	41人	9人	22.0%	68人	29人	42.6%	75人	24人	32.0%	81人	21人	25.9%
消防設備保守管理							9人	1人	11.1%	18人	4人	22.2%	16人	1人	6.3%	消防設備保守管理	24人	4人	16.7%	12人	1人	8.3%	27人	4人	14.8%	29人	1人	3.4%	64人	4人	6.3%
電気設備保守・運転	54人	20人	37.0%	40人	19人	47.5%	85人	7人	8.2%	73人	14人	19.2%	51人	10人	19.6%	電気設備保守・運転	128人	34人	26.6%	94人	14人	14.9%	102人	14人	13.7%	121人	27人	22.3%	127人	29人	22.8%
エレベータ保守管理							5人	0人	0.0%	23人	7人	30.4%	30人	10人	33.3%	エレベータ保守管理	7人	0人	0.0%	10人	2人	20.0%	15人	2人	13.3%	3人	0人	0.0%	12人	1人	8.3%
受付・案内	82人	67人	81.7%	35人	19人	54.3%	31人	31人	100.0%	9人	9人	100.0%	4人	4人	100.0%	受付・案内	15人	15人	100.0%	15人	9人	60.0%	87人	86人	98.9%	107人	105人	98.1%	146人	134人	91.8%
電話交換	24人	17人	70.8%	20人	12人	60.0%	12人	9人	75.0%	4人	4人	100.0%	4人	4人	100.0%	電話交換	6人	5人	83.3%	4人	4人	100.0%	16人	6人	37.5%	18人	18人	100.0%	18人	15人	83.3%
その他	31人	24人	77.4%	34人	33人	97.1%	33人	16人	48.5%	48人	14人	29.2%	38人	7人	18.4%	その他	35人	14人	40.0%	44人	19人	43.2%	44人	8人	18.2%	64人	25人	39.1%	43人	6人	14.0%
合計	834人	582人	69.8%	604人	385人	63.7%	626人	302人	48.2%	589人	314人	53.3%	517人	245人	47.4%	合計	725人	384人	53.0%	663人	314人	47.4%	890人	498人	56.0%	1003人	565人	56.3%	1077人	582人	54.0%

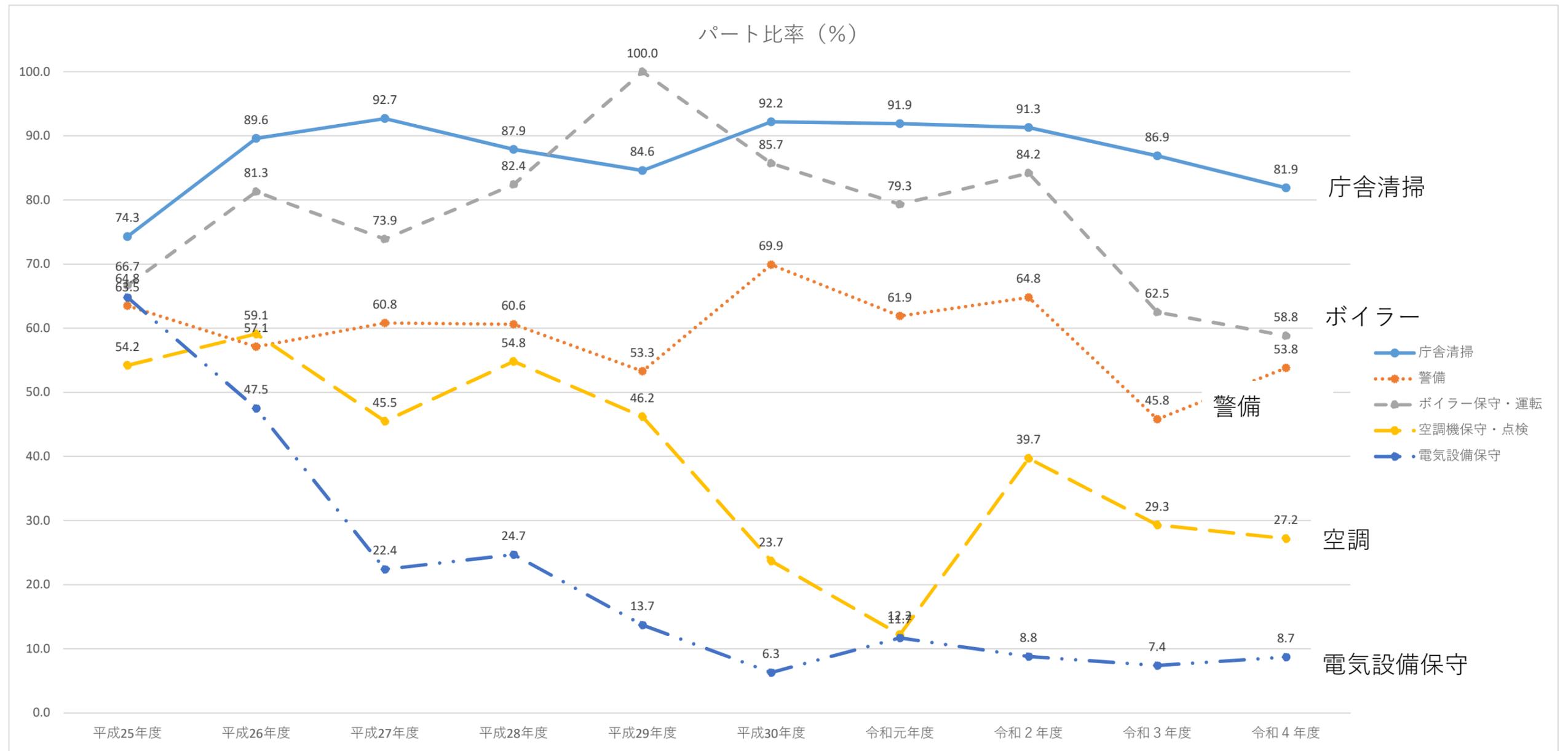


平成25年度～令和4年度「賃金実態調査」の結果概要(一般業務委託)

支払賃金等の状況

5 パートタイム比率

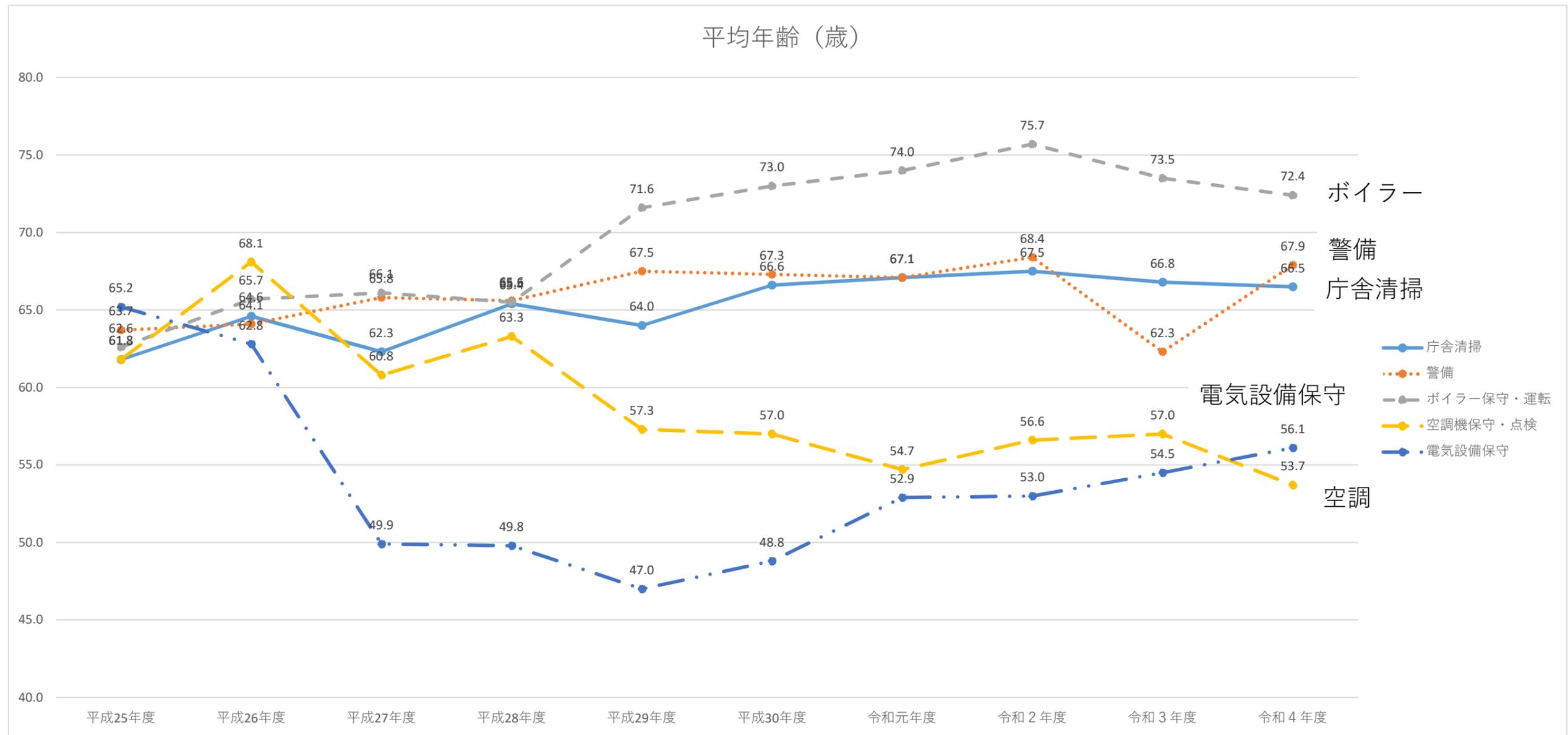
職種	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			職種	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率		労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率	労働者数	パート	パート率
庁舎清掃	358人	266人	74.3%	230人	206人	89.6%	247人	229人	92.7%	257人	226人	87.9%	214人	181人	84.6%	庁舎清掃	282人	260人	92.2%	246人	226人	91.9%	333人	304人	91.3%	335人	291人	86.9%	359人	294人	81.9%
警備	222人	141人	63.5%	191人	109人	57.1%	148人	90人	60.8%	109人	66人	60.6%	107人	57人	53.3%	警備	176人	123人	69.9%	168人	104人	61.9%	179人	116人	64.8%	227人	104人	45.8%	210人	113人	53.8%
ボイラー保守・運転	15人	10人	66.7%	32人	26人	81.3%	23人	17人	73.9%	17人	14人	82.4%	14人	14人	100.0%	ボイラー保守・運転	14人	12人	85.7%	29人	23人	79.3%	19人	16人	84.2%	24人	15人	62.5%	17人	10人	58.8%
空調機保守・運転	48人	26人	54.2%	22人	13人	59.1%	33人	15人	45.5%	31人	17人	54.8%	39人	18人	46.2%	空調機保守・運転	38人	9人	23.7%	41人	5人	12.2%	68人	27人	39.7%	75人	22人	29.3%	81人	22人	27.2%
消防設備保守管理							9人	0人	0.0%	18人	2人	11.1%	16人	3人	18.8%	消防設備保守管理	24人	0人	0.0%	12人	0人	0.0%	27人	3人	11.1%	29人	2人	6.9%	64人	15人	23.4%
電気設備保守・運転	54人	35人	64.8%	40人	19人	47.5%	85人	19人	22.4%	73人	18人	24.7%	51人	7人	13.7%	電気設備保守・運転	128人	8人	6.3%	94人	11人	11.7%	102人	9人	8.8%	121人	9人	7.4%	127人	11人	8.7%
エレベータ保守管理							5人	0人	0.0%	23人	0人	0.0%	30人	0人	0.0%	エレベータ保守管理	7人	1人	14.3%	10人	0人	0.0%	15人	1人	6.7%	3人	2人	66.7%	12人	0人	0.0%
受付・案内	82人	75人	91.5%	35人	30人	85.7%	31人	27人	87.1%	9人	9人	100.0%	4人	0人	0.0%	受付・案内	15人	9人	60.0%	15人	9人	60.0%	87人	58人	66.7%	107人	70人	65.4%	146人	103人	70.5%
電話交換	24人	24人	100.0%	20人	20人	100.0%	12人	11人	91.7%	4人	4人	100.0%	4人	4人	100.0%	電話交換	6人	6人	100.0%	4人	4人	100.0%	16人	11人	68.8%	18人	7人	38.9%	18人	18人	100.0%
その他	31人	25人	80.6%	34人	21人	61.8%	33人	10人	30.3%	48人	6人	12.5%	38人	5人	13.2%	その他	35人	14人	40.0%	44人	7人	15.9%	44人	12人	27.3%	64人	22人	34.4%	43人	4人	9.3%
合計	834人	602人	72.2%	604人	444人	73.5%	626人	418人	66.8%	589人	362人	61.5%	517人	289人	55.9%	合計	725人	442人	61.0%	663人	389人	58.7%	890人	557人	62.6%	1003人	544人	54.2%	1077人	590人	54.8%



平成25年度～令和4年度「賃金実態調査」の結果概要(一般業務委託)

支払賃金等の状況
6 平均年齢

職種	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		職種	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	平均年齢	60代以上		平均年齢	60代以上	平均年齢	60代以上	平均年齢	60代以上	平均年齢	60代以上	平均年齢	60代以上								
庁舎清掃	61.8歳	70.4%	64.6歳	79.6%	62.3歳	74.1%	65.4歳	81.3%	64.0歳	76.6%	庁舎清掃	66.6歳	84.8%	67.1歳	83.7%	67.5歳	85.0%	66.8歳	79.4%	66.5歳	77.7%
警備	63.7歳	74.8%	64.1歳	81.7%	65.8歳	81.8%	65.6歳	83.5%	67.5歳	86.9%	警備	67.3歳	83.0%	67.1歳	83.3%	68.4歳	87.7%	62.3歳	68.3%	67.9歳	83.8%
ボイラー保守・運転	62.6歳	80.0%	65.7歳	84.4%	66.1歳	82.6%	65.5歳	82.4%	71.6歳	100.0%	ボイラー保守・運転	73.0歳	100.0%	74.0歳	100.0%	74.7歳	100.0%	73.5歳	100.0%	72.4歳	100.0%
空調機保守・運転	61.8歳	77.1%	68.1歳	90.9%	60.8歳	72.7%	63.3歳	80.6%	57.3歳	64.1%	空調機保守・運転	57.0歳	52.6%	54.7歳	41.5%	56.6歳	61.8%	57.0歳	52.0%	53.7歳	44.4%
消防設備保守管理					38.4歳	11.1%	43.4歳	11.1%	43.9歳	12.5%	消防設備保守管理	44.8歳	8.3%	46.9歳	25.0%	43.9歳	14.8%	48.2歳	13.8%	48.2歳	14.1%
電気設備保守・運転	65.2歳	81.5%	62.8歳	80.0%	49.9歳	35.3%	49.8歳	32.9%	47.0歳	29.4%	電気設備保守・運転	48.8歳	29.7%	52.9歳	35.1%	53.0歳	32.4%	54.5歳	39.7%	56.1歳	44.1%
エレベータ保守管理					38.2歳	0.0%	32.0歳	4.3%	32.1歳	0.0%	エレベータ保守管理	37.4歳	14.3%	33.0歳	0.0%	35.7歳	0.0%	44.3歳	0.0%	34.0歳	0.0%
受付・案内	56.8歳	53.7%	55.0歳	31.4%	53.8歳	32.3%	63.7歳	66.7%	44.3歳	0.0%	受付・案内	47.0歳	6.7%	51.6歳	20.0%	52.8歳	18.4%	53.5歳	21.5%	54.7歳	26.7%
電話交換	55.3歳	37.5%	57.3歳	50.0%	57.7歳	58.3%	49.3歳	25.0%	46.3歳	0.0%	電話交換	47.5歳	0.0%	48.3歳	0.0%	53.2歳	25.0%	62.2歳	66.7%	62.0歳	66.7%
その他	57.7歳	67.7%	55.7歳	52.9%	51.2歳	33.3%	50.0歳	33.3%	48.1歳	23.7%	その他	47.5歳	28.6%	47.2歳	25.0%	51.9歳	34.1%	53.5歳	43.8%	50.5歳	18.6%
合計	61.7歳	70.1%	63.2歳	75.7%	59.4歳	64.9%	60.0歳	66.0%	58.8歳	62.3%	合計	60.7歳	65.0%	62.0歳	66.7%	61.6歳	64.4%	60.8歳	59.7%	60.9歳	58.7%



令和 4 年度 労働者賃金等の実態調査の結果概要

1 工事

(1) 調査概要

- ア 調査時期 令和 4 年11月～令和 5 年 1 月
- イ 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和 4 年11月、12月及び令和 5 年 1 月のいずれかの月での支払賃金等
 調査対象工事： 県土整備局発注工事
 支払賃金等： 調査対象工事の受注者（元請企業）及びその受注者と下請契約する受注者（下請企業）が支払う賃金
- ウ 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、契約締結時に調査の協力を依頼（配布）し、後日調査票を回収し集計
- エ 回答件数 調査対象工事の受注者（元請）：195社
 回答事業者（元請及び下請）：134社
 回答労働者数（元請及び下請）：396人
 ※調査対象工事の受注者数は、神奈川県発注工事の元請事業者数。
 ※回答事業者及び労働者数には、元請企業が契約する下請企業を含む。

(2) 調査結果概要

- ア 労働者の平均賃金は、全ての職種において時給換算で1,700円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（神奈川県内の事業場で使用されている場合は1,071円）以上が確保されている。
- イ 最低賃金と最高賃金
 回答のあった17職種のうち、12職種で最高賃金と最低賃金の差が2倍以上となっている。
- ウ 年齢、経験年数による賃金の関係
- ① 年齢と賃金の関係
 10代、70代の労働者の賃金が低く、30代、40代の労働者の賃金に高い傾向が見られる。
- ② 経験年数と賃金の関係
 平均賃金で比較すると、特殊作業員や法面工、土木一般世話役のように経験年数10年以下で高い賃金が支払われている職種もあるが、全体としては経験年数10年を超える労働者に高い賃金が支払われる傾向が見られる。
- エ 雇用形態と賃金の関係
 平均賃金を常勤と日雇い（非常勤含む）で比較すると、比較できた 8 職種中、普通作業員、軽作業員、土木一般世話役、防水工の 4 職種において日雇いの方が常勤労働者より平均賃金が高く、それ以外の 4 職種では、常勤労働者の方が日雇い労働者より支払賃金が高い傾向が見られた。
- オ 元請、下請の賃金の関係
 平均賃金を元請と下請で比較すると、比較できた12職種中、普通作業員、軽作業員、法面工、とび工、橋りょう塗装工、高級船員、普通船員の 7 職種において下請の方が元請より平均賃金が高く、元請と下請で支払賃金の大きな差はみられなかった。
- カ 設計労務単価との関係

平均賃金と労務単価を比較すると、とび工、防水工を除いた15職種で、設計労務単価の7割以上の賃金が支払われている。軽作業員、法面工、土木一般世話役、普通船員、配管工、交通誘導警備員Bについては、設計労務単価の9割以上の賃金が支払われている。

(1) 総括表 最低賃金法(1,071円)

職種	労働者数	平均			最高(A)				最低(B)				差(A-B)	昨年度調査	前年度増減額
		賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	雇用 形態	賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	雇用 形態	賃金 (時給換算)	(平均)	(平均)
1 特殊作業員	56	2,771	48	21.3	6,277	50	28	常雇	1,520	19	0	常雇	4,757	2,681	90
2 普通作業員	154	2,341	46	16.2	7,239	20	0	常雇	1,078	73	6	常雇	6,162	2,295	46
3 軽作業員	6	1,727	46	11.7	2,510	67	34	常雇	1,376	71	26	常雇	1,134	1,691	37
4 法面工	18	4,503	40	10.7	15,381	38	15	常雇	1,342	26	2	常雇	14,039	2,454	2,049
5 とび工	18	2,356	42	17.8	3,660	67	39	常雇	1,375	19	0	常雇	2,285	2,508	△ 152
6 電工	13	2,642	44	20.5	4,048	43	25	常雇	1,484	24	1	常雇	2,563	2,603	39
7 運転手(特殊)	18	2,895	50	24.4	5,270	61	31	常雇	1,530	75	55	常雇	3,740	2,753	143
8 運転手(一般)	2	2,317	59	41.0	2,880	65	47	常雇	1,754	52	35	常雇	1,125	1,948	369
9 橋りょう特殊工	2	2,880	46	20.0	3,207	57	30	常雇	2,554	34	10	常雇	652		
10 橋りょう塗装工	12	2,814	44	18.3	3,454	50	30	常雇	2,105	38	4	常雇	1,348	2,415	399
11 土木一般世話役	10	3,454	47	21.6	8,383	48	26	常雇	2,109	29	9	常雇	6,274	3,137	317
12 高級船員	5	3,263	35	12.6	5,466	57	25	常雇	2,654	30	9	常雇	2,813		
13 普通船員	8	2,960	55	17.0	4,935	45	7	常雇	2,288	75	35	常雇	2,647		
14 配管工	3	2,937	49	26.0	3,458	46	27	常雇	2,569	34	9	常雇	889	2,690	246
15 防水工	9	2,352	33	11.7	2,964	41	20	常雇	1,106	22	0	常雇	1,859		
16 交通誘導警備員A	10	1,807	53	9.3	3,246	62	8	常雇	1,438	37	12	常雇	1,809	1,496	311
17 交通誘導警備員B	52	1,740	56	5.1	2,835	58	1	常雇	1,099	77	3	常雇	1,736	1,356	385
	396														

(2) 賃金分布の状況 最低賃金法(1,071円)

職種	労働者数	設計労務単価(令和4年度)	平均賃金	最低賃金	最高賃金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14以上	
						1040円超 1125円以下	1125円超 1250円以下	1250円超 1375円以下	1375円超 1500円以下	1500円超 1625円以下	1625円超 1750円以下	1750円超 1875円以下	1875円超 2000円以下	2000円超 2125円以下	2125円超 2250円以下	2250円超 2375円以下	2375円超 2500円以下	2500円超 3125円以下	3125円超	
1 特殊作業員	56	3,238	2,771	1,520	6,277					1	2	3	1	2	4	2	5	4	32	
2 普通作業員	154	2,788	2,341	1,078	7,239	1	5	5	8	6	11	13	12	7	8	13	8	5	52	
3 軽作業員	6	1,900	1,727	1,376	2,510				3			2						1		
5 法面工	18	3,325	4,503	1,342	15,381			1	4	1				1	1	1			9	
6 とび工	18	3,500	2,356	1,375	3,660			1		1	2	2			4	2	1		5	
7 電工	13	3,075	2,642	1,484	4,048				1				2		1	1	1		7	
8 運転手(特殊)	18	3,288	2,895	1,530	5,270					1	1		1			2		1	12	
9 運転手(一般)	2	2,813	2,317	1,754	2,880							1							1	
10 橋りょう特殊工	2	3,763	2,880	2,554	3,207													1	1	
11 橋りょう塗装工	12	3,900	2,814	2,105	3,454									1		1		2	8	
12 土木一般世話役	10	3,375	3,454	2,109	8,383									1			1		8	
13 高級船員	5	3,813	3,263	2,654	5,466														5	
14 普通船員	8	3,025	2,960	2,288	4,935											5			2	
16 配管工	3	2,863	2,937	2,569	3,458														1	2
17 防水工	9	3,475	2,352	1,106	2,964	1						1	1						1	3
18 交通誘導警備員A	10	2,038	1,807	1,438	3,246				2	2	2	2	1							1
19 交通誘導警備員B	52	1,775	1,740	1,099	2,835	2	8	4	5	4	7	3	2		14		1			2
	396					4	13	11	23	16	25	27	20	12	32	27	17	16	150	

(3) 労働者の年代構成

職種	労働者数	10代			20代			30代			40代			50代			60代			70代以上		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	56	1	1,520	1,520	4	1,718	1,961	7	1,850	2,337	21	1,781	2,839	14	2,117	3,007	8	2,667	3,144	1	2,591	2,591
2 普通作業員	154	3	1,438	1,609	21	1,165	2,490	27	1,250	2,085	32	1,376	2,632	45	1,298	2,362	17	1,350	2,475	9	1,078	1,609
3 軽作業員	6							4	1,476	1,620							1	2,510	2,510	1	1,376	1,376
4 法面工	18				6	1,342	1,696	3	1,413	6,100	5	3,042	8,019	2	3,336	3,443	2	2,088	2,797			
5 とび工	18	1	1,375	1,375	4	1,676	2,060	3	1,625	1,917	2	2,267	2,800	5	2,215	2,544	3	2,247	2,909			
6 電工	13				2	1,484	1,685	3	2,487	3,183	3	2,723	3,167	4	1,913	2,419	1	2,250	2,250			
7 運転手(特殊)	18							4	2,547	2,761	5	2,355	2,956	6	2,000	2,973	2	1,653	3,462	1	1,530	1,530
8 運転手(一般)	2													1	1,754	1,754	1	2,880	2,880			
9 橋りょう特殊工	2							1	2,554	2,554				1	3,207	3,207						
10 橋りょう塗装工	12				1	2,759	2,759	4	2,105	2,394	1	3,054	3,054	6	2,804	3,063						
11 土木一般世話役	10				1	2,109	2,109	2	3,434	3,592	3	2,739	4,683	2	2,444	2,688	2	2,724	2,909			
12 高級船員	5				1	2,771	2,771	3	2,654	2,693				1	5,466	5,466						
13 普通船員	8				2	2,357	2,406				2	4,655	4,795							4	2,288	2,319
14 配管工	3							1	2,569	2,569	1	3,458	3,458				1	2,783	2,783			
15 防水工	9				2	1,106	1,862	5	1,812	2,317	2	2,894	2,929									
16 交通誘導警備員A	10							1	1,438	1,438	3	1,663	1,746	3	1,470	1,591	2	1,874	2,560	1	1,506	1,506
17 交通誘導警備員B	52				5	1,585	2,057	4	1,373	1,862	9	1,351	1,902	11	1,421	1,906	8	1,144	1,488	13	1,099	1,565
合計	396	5	1,375	1,544	49	1,106	2,212	72	1,250	2,420	89	1,351	3,058	101	1,298	2,529	48	1,144	2,536	30	1,078	1,704
構成比	100.0%	1.3%			12.4%			18.2%			22.5%			25.5%			12.1%			7.6%		

(4) 経験年数分布

職種	労働者数	1年未満		3年以下		5年以下		10年以下		15年以下		20年以下		30年以下		40年以下		41年以上										
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金						
1 特殊作業員	56	1	1,520	1,520	2	1,718	1,723	1	2,591	2,591	9	1,850	2,415	4	2,032	2,754	6	2,264	2,853	25	1,781	3,029	7	2,117	2,694	1	3,200	3,200
2 普通作業員	154	6	1,165	2,418	33	1,165	2,344	16	1,414	1,981	18	1,078	2,576	17	1,298	2,250	11	1,477	2,138	18	1,376	2,520	26	1,375	2,399	9	1,481	2,340
3 軽作業員	6				4	1,476	1,620													1	1,376	1,376	1	2,510	2,510			
5 法面工	18	2	1,388	1,811	4	1,342	1,636	2	1,424	3,326	3	1,505	9,549	2	3,550	9,466				5	2,088	3,331						
6 とび工	18	1	1,375	1,375	2	1,625	1,650	1	1,688	1,688	2	2,250	2,625	4	1,875	2,058	1	3,333	3,333	4	2,247	2,310	2	3,513	3,586	1	2,820	2,820
7 電工	13				2	1,484	1,986	1	1,886	1,886							3	2,723	3,261	4	2,273	2,973	2	1,913	2,283	1	2,250	2,250
8 運転手(特殊)	18				1	2,282	2,282				3	2,547	2,638	1	2,927	2,927	3	2,932	3,149	2	3,157	3,168	7	1,653	3,097	1	1,530	1,530
9 運転手(一般)	2																						1	1,754	1,754	1	2,880	2,880
10 橋りょう特殊工	2										1	2,554	2,554							1	3,207	3,207						
11 橋りょう塗装工	12							3	2,105	2,471	1	2,554	2,554				2	2,367	2,711	6	2,804	3,063						
12 土木一般世話役	10				1	3,750	3,750				2	2,109	2,771				2	2,724	2,826	3	2,739	4,685	1	2,444	2,444	1	3,093	3,093
13 高級船員	5										4	2,654	2,712							1	5,466	5,466						
14 普通船員	8										4	2,357	3,600					2,350	2,350				2	2,288	2,288			
16 配管工	3										1	2,569	2,569							1	3,458	3,458				1	2,783	2,783
17 防水工	9	1	1,106	1,106	1	1,812	1,812	1	2,619	2,619				3	1,935	2,312		2,964	2,964	2	2,836	2,865						
18 交通誘導警備員A	10				2	1,509	1,693	1	1,874	1,874	2	1,795	2,521	5	1,438	1,555												
19 交通誘導警備員B	52	3	1,585	1,931	30	1,099	1,833	3	1,589	1,872	9	1,144	1,655	2	1,167	1,213	2	1,107	1,170	3	1,141	1,477						
合計	396	14	1,106	1,995	82	1,099	2,040	29	1,414	2,139	59	1,078	2,853	38	1,167	2,539	30	1,107	2,554	76	1,141	2,912	49	1,375	2,570	16	1,481	2,476
構成比	100.0%	3.5%			20.7%			7.3%			14.9%			9.6%			7.6%			19.2%			12.4%			4.0%		

(5) 雇用形態

職種	労働者数	常雇			日雇			非常勤		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	56	55	1,520	2,773	1	2,667	2,667			
2 普通作業員	154	127	1,078	2,329	27	1,350	2,396			
3 軽作業員	6	4	1,376	1,715	2	1,753	1,753			
4 法面工	18	18	1,342	4,503						
5 とび工	18	13	1,375	2,359	5	1,625	2,348			
6 電工	13	13	1,484	2,642						
7 運転手(特殊)	18	17	1,530	2,910	1	2,637	2,637			
8 運転手(一般)	2	2	1,754	2,317						
9 橋りょう特殊工	2	2	2,554	2,880						
10 橋りょう塗装工	12	12	2,105	2,814						
11 土木一般世話役	10	9	2,109	3,421	1	3,750	3,750			
12 高級船員	5	5	2,654	3,263						
13 普通船員	8	8	2,288	2,960						
14 配管工	3	3	2,569	2,937						
15 防水工	9	7	1,106	2,309				2	2,500	2,500
16 交通誘導警備員A	10	10	1,438	1,807						
17 交通誘導警備員B	52	34	1,099	1,746	18	1,129	1,730			
合計	396	339	1,078	2,561	55	1,129	2,184	2	2,500	2,500
構成比	100.0%	85.6%			13.9%			0.5%		

(6) 元請・下請別

職種	労働者数	元請			1次下請			2次下請			3次下請		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	56	20	1,880	3,245	24	1,520	2,550	9	1,718	2,249	3	2,649	2,954
2 普通作業員	154	78	1,078	2,345	36	1,350	2,383	38	1,165	2,299	2	2,013	2,206
3 軽作業員	6	4	1,376	1,715	2	1,753	1,753						
4 法面工	18	13	1,342	2,613	2	2,234	2,282	3	13,571	14,175			
5 とび工	18	2	2,215	2,517	10	1,375	2,254	3	2,247	2,325	3	2,267	2,622
6 電工	13	5	1,484	2,863	7	1,886	2,483	1	2,653	2,653			
7 運転手(特殊)	18	2	2,730	2,943	13	1,530	2,899	3	2,282	2,848			
8 運転手(一般)	2	2	1,754	2,317									
9 橋りょう特殊工	2				2	2,554	2,880						
10 橋りょう塗装工	12	5	2,105	2,647	7	2,554	2,933						
11 土木一般世話役	10	4	2,109	4,129	4	2,444	2,886	2	2,724	3,237			
12 高級船員	5	2	2,654	2,657	3	2,764	3,667						
13 普通船員	8	3	2,288	2,332	5	2,288	3,336						
14 配管工	3				3	2,569	2,937						
15 防水工	9	6	1,935	2,605				3	1,106	1,845			
16 交通誘導警備員A	10				10	1,438	1,807						
17 交通誘導警備員B	52				52	1,099	1,740						
合計	396	146	1,078	2,577	180	1,099	2,309	62	1,106	2,908	8	2,013	2,643
構成比	100.0%	36.9%			45.5%			15.7%			2.0%		

(7) 設計労務単価との比較

	職種	労働者数	設計労務単価 (令和4年度)	賃金 (時給換算)	割合
1	特殊作業員	56	3,238	2,771	85.6%
2	普通作業員	154	2,788	2,341	84.0%
3	軽作業員	6	1,900	1,727	90.9%
4	法面工	18	3,325	4,503	135.4%
5	とび工	18	3,500	2,356	67.3%
6	電工	13	3,075	2,642	85.9%
7	運転手(特殊)	18	3,288	2,895	88.1%
8	運転手(一般)	2	2,813	2,317	82.4%
9	橋りょう特殊工	2	3,763	2,880	76.6%
10	橋りょう塗装工	12	3,900	2,814	72.2%
11	土木一般世話役	10	3,375	3,454	102.3%
12	高級船員	5	3,813	3,263	85.6%
13	普通船員	8	3,025	2,960	97.8%
14	配管工	3	2,863	2,937	102.6%
15	防水工	9	3,475	2,352	67.7%
16	交通誘導警備員A	10	2,038	1,807	88.7%
17	交通誘導警備員B	52	1,775	1,740	98.1%
		396			

令和3年度 労働者賃金等の実態調査の結果概要

1 工事

(1) 調査概要

- ア 調査時期 令和3年11月～令和4年1月
- イ 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和3年11月、12月及び令和4年1月のいずれかの月での支払賃金等
調査対象工事： 県土整備局発注工事
支払賃金等： 調査対象工事の受注者（元請企業）及びその受注者と下請契約する受注者（下請企業）が支払う賃金
- ウ 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、契約締結時に調査の協力を依頼（配布）し、後日調査票を回収し集計
- エ 回答件数 調査対象工事の受注者（元請）：210社（前年：245社）
回答事業者（元請及び下請）：216社（前年：229社）
回答労働者数（元請及び下請）：792人（前年：770人）
※調査対象工事の受注者数は、神奈川県発注工事の元請事業者数。
※回答事業者及び労働者数には、元請企業が契約する下請企業を含む。

(2) 調査結果概要

- ア 労働者の平均賃金は、全ての職種において時給換算で1,300円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（神奈川県内の事業場で使用されている場合は1,040円）以上が確保されている。
- イ 最低賃金と最高賃金
回答のあった21職種のうち、13職種で最高賃金は最低賃金の差が2倍以上となっている。
- ウ 年齢、経験年数による賃金の関係
- ① 年齢と賃金の関係
10代から20代の若年労働者の賃金が低く、30代から50代の働き盛りの労働者の賃金に高い傾向が見られる。
- ② 経験年数と賃金の関係
平均賃金で比較すると、特殊作業員や運転手（特殊）、配管工のように経験年数10年に満たなくても高い賃金が支払われている職種もあるが、全体としては経験年数10年を超える労働者に高い賃金が支払われる傾向が見られる。
- エ 雇用形態と賃金の関係
平均賃金を常勤と日雇い（非常勤含む）で比較すると、比較できた11職種中、軽作業員、塗装工、運転手（特殊）、交通誘導員Bの4職種において日雇いの方が常勤労働者より平均賃金が高く、それ以外の7職種では、常勤労働者の方が日雇い労働者より支払賃金が高い傾向が見られた。
- オ 元請、下請の賃金の関係
平均賃金を元請と下請で比較すると、比較できた16職種中、特殊作業員、普通作業員、造園工、電工、運転手（特殊）、トンネル世話役、土木一般世話役、配管工、交通誘導員Bの9職種において下請の方が元請より平均賃金が高く、元請と下請で支払賃金の大きな差はみ

られなかった。

カ 設計労務単価との関係

平均賃金と労務単価を比較すると、塗装工、トンネル世話役、橋りょう特殊工を除いた17職種で、設計労務単価の7割以上の賃金が支払われている。土木一般世話役や配管工については、設計労務単価の9割以上の賃金が支払われている。

令和3年度 賃金実態調査の結果（工事）

(1) 総括表 最低賃金法(1,040円)

職種	労働者数	平均			最高(A)				最低(B)				差(A-B)	昨年度調査	前年度増減額
		賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	雇用 形態	賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	雇用 形態	賃金 (時給換算)	(平均)	(平均)
1 特殊作業員	89	2,681	47	15.8	6,369	36	13	常雇	1,093	29	1	常雇	5,276	2,634	47
2 普通作業員	199	2,295	46	16.4	6,261	51	24	常雇	1,067	42	24	常雇	5,195	2,214	81
3 軽作業員	11	1,691	47	11.5	2,976	50	4	常雇	1,125	46	0	常雇	1,851	1,791	△ 100
4 造園工	57	1,915	41	13.0	3,125	37	18	常雇	1,076	72	1	常雇	2,049	2,176	△ 261
5 法面工	10	2,454	43	10.7	4,205	49	10	常雇	1,415	36	1	常雇	2,789	2,318	136
6 とび工	70	2,508	38	14.1	5,095	41	25	常雇	1,396	29	1	常雇	3,699	2,367	141
7 電工	44	2,603	43	18.3	5,412	51	35	常雇	1,500	21	1	常雇	3,912	2,813	△ 210
8 塗装工	40	2,382	46	20.5	8,205	52	35	日雇	1,239	28	2	常雇	6,966	4,961	△ 2,579
9 運転手（特殊）	36	2,753	49	19.9	3,731	61	40	常雇	1,829	60	2	常雇	1,902	2,854	△ 102
10 運転手（一般）	18	1,948	59	27.6	2,568	71	52	常雇	1,403	60	30	常雇	1,165	2,935	△ 987
11 トンネル特殊工	2	3,433	44	18.5	3,538	50	25	常雇	3,327	37	12	常雇	211	-	-
12 トンネル作業員	5	2,217	38	10.2	2,736	52	28	常雇	1,632	29	1	常雇	1,104	-	-
13 トンネル世話役	6	1,891	59	13.2	2,737	27	4	常雇	1,250	70	0	日雇	1,487	-	-
14 橋りょう塗装工	9	2,415	47	19.1	3,538	50	34	常雇	1,065	68	1	日雇	2,473	2,387	28
15 土木一般世話役	36	3,137	51	25.5	6,353	47	25	常雇	1,843	30	8	常雇	4,510	2,996	141
16 配管工	14	2,690	50	25.2	4,017	30	3	常雇	1,705	65	30	常雇	2,313	2,293	397
17 はつり工	4	2,535	47	10.5	2,857	59	16	常雇	2,259	45	6	常雇	598	2,042	493
18 内装工	2	2,467	28	1.5	2,650	24	1	常雇	2,284	31	2	常雇	366	-	-
19 設備機械工	4	2,425	48	17.3	3,185	52	34	常雇	1,828	61	5	常雇	1,357	-	-
20 交通誘導員A	40	1,496	58	8.4	2,000	62	2	常雇	1,104	73	3	非常勤	896	1,958	△ 461
21 交通誘導員B	96	1,356	55	6.1	2,083	53	11	常雇	1,050	68	1	常雇	1,033	1,366	△ 10
	792														

(2) 賃金分布の状況 最低賃金法(1,040円)

職種	労働者数	設計労務単価(令和3年度)	平均賃金	最低賃金	最高賃金	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14以上													
						1040円超 1125円以下	1125円超 1250円以下	1250円超 1375円以下	1375円超 1500円以下	1500円超 1625円以下	1625円超 1750円以下	1750円超 1875円以下	1875円超 2000円以下	2000円超 2125円以下	2125円超 2250円以下	2250円超 2375円以下	2375円超 2500円以下	2500円超 3125円以下	3125円超
1 特殊作業員	89	3,113	2,681	1,093	6,369	1		1		2	2	2	6	17	8	9	7	5	28
2 普通作業員	199	2,700	2,295	1,067	6,261	3	5	10	13	12	12	13	13	8	23	8	13	17	49
3 軽作業員	11	1,900	1,691	1,125	2,976	1		3	1	1	1	2	1	1					1
4 造園工	57	2,638	1,915	1,076	3,125	1	1	4	9	8	8	2	3	6	2	4	2	1	9
5 法面工	10	3,213	2,454	1,415	4,205				1			3	1	1				1	3
6 とび工	70	3,500	2,508	1,396	5,095				2	4	4	5	8	4	9	3	7	1	22
7 電工	44	2,963	2,603	1,500	5,412					3	3	2	1	4	1	7	7	3	15
8 塗装工	40	3,650	2,382	1,239	8,205		1	4	3	5	5	3	1	4	3	1	1	2	12
9 運転手(特殊)	36	3,200	2,753	1,829	3,731							2		4	2	2	1	5	20
10 運転手(一般)	18	2,713	1,948	1,403	2,568				3	1	1	1	3	1	3	2	1	1	
11 トンネル特殊工	2	4,088	3,433	3,327	3,538														2
12 トンネル作業員	5	3,100	2,217	1,632	2,736												1		2
13 トンネル世話役	6	4,213	1,891	1,250	2,737		1			2	2			1	1				1
14 橋りょう塗装工	9	3,900	2,415	1,065	3,538	2		1						1			1		4
15 土木一般世話役	36	3,250	3,137	1,843	6,353							1	1	1	2		7	4	20
16 配管工	14	2,788	2,690	1,705	4,017								3			1		1	8
17 はつり工	4	3,138	2,535	2,259	2,857											2			2
18 内装工	2	-	2,467	2,284	2,650											1			1
19 設備機械工	4	2,875	2,425	1,828	3,185							1		1					2
20 交通誘導員A	40	1,938	1,496	1,104	2,000	4	7	4	4	9	9	4	5						
21 交通誘導員B	96	1,738	1,356	1,050	2,083	15	24	28	8	6	6	4	3	3					
	792					27	39	55	44	53	53	45	49	57	54	40	48	41	201

(3) 労働者の年代構成

職種	労働者数	10代			20代			30代			40代			50代			60代			70代以上		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	89				19	1,093	2,292	12	2,045	3,053	21	1,994	3,182	12	1,600	2,781	20	1,613	2,391	5	1,374	2,079
2 普通作業員	199	3	1,179	1,269	43	1,364	1,872	20	1,366	2,157	40	1,067	2,581	58	1,067	2,743	20	1,250	2,065	15	1,131	1,757
3 軽作業員	11				3	1,258	1,330	2	1,271	1,421	2	1,125	1,448	1	2,976	2,976				3	1,857	1,965
4 造園工	57				15	1,271	1,658	16	1,363	2,009	10	1,386	2,094	9	1,579	2,380	3	1,250	1,455	4	1,076	1,357
5 法面工	10				1	3,968	3,968	2	1,415	1,601	4	1,786	2,420	3	2,041	2,562						
6 とび工	70	1	1,625	1,625	19	1,396	1,956	18	1,500	2,546	20	1,875	3,027	9	1,876	2,614	3	1,625	2,307			
7 電工	44				5	1,500	1,969	14	1,614	2,373	12	2,254	2,871	9	1,733	3,054	3	1,821	2,500	1	2,029	2,029
8 塗装工	40				4	1,239	1,308	9	1,352	1,605	10	1,808	2,486	12	2,059	3,239	4	2,108	2,594	1	1,504	1,504
9 運転手(特殊)	36				3	2,093	2,777	4	1,848	2,253	8	2,044	2,988	14	2,083	2,776	7	1,829	2,710			
10 運転手(一般)	18										5	1,618	2,071	4	1,892	2,052	5	1,403	1,671	4	1,437	2,157
11 トンネル特殊工	2							1	3,327	3,327				1	3,538	3,538						
12 トンネル作業員	5				2	1,632	1,632	1	2,398	2,398	1	2,689	2,689	1	2,736	2,736						
13 トンネル世話役	6				1	2,737	2,737				1	2,197	2,197	1	2,048	2,048				3	1,250	1,487
14 橋りょう塗装工	9							4	1,065	1,966				3	2,498	3,140	2	1,065	2,225			
15 土木一般世話役	36							3	1,843	2,416	15	2,008	3,237	10	1,960	2,991	7	2,500	3,468	1	2,933	2,933
16 配管工	14				1	1,991	1,991	3	1,907	2,610	2	2,314	2,774	3	2,557	2,974	5	1,705	2,674			
17 はつり工	4										3	2,259	2,428	1	2,857	2,857						
18 内装工	2				1	2,650	2,650	1	2,284	2,284												
19 設備機械工	4							1	2,010	2,010	1	2,678	2,678	1	3,185	3,185	1	1,828	1,828			
20 交通誘導員A	40				2	1,356	1,427	3	1,537	1,702	7	1,576	1,682	9	1,147	1,424	7	1,238	1,673	12	1,104	1,293
21 交通誘導員B	96	1	1,441	1,441	10	1,058	1,337	6	1,136	1,289	11	1,081	1,452	21	1,050	1,409	27	1,050	1,395	20	1,050	1,219
合計	792	5	1,179	1,375	129	1,058	1,894	120	1,065	2,219	173	1,067	2,627	182	1,050	2,563	114	1,050	2,096	69	1,050	1,558
構成比	100.0%	0.6%			16.3%			15.2%			21.8%			23.0%			14.4%			8.7%		

(4) 経験年数分布

職種	労働者数	1年未満		3年以下		5年以下		10年以下		15年以下		20年以下		30年以下		40年以下		41年以上										
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金						
1 特殊作業員	89	5	1,754	2,010	9	1,093	2,119	5	2,617	3,089	19	1,994	2,812	17	1,977	2,520	7	1,613	2,072	18	1,659	3,222	5	1,600	2,793	4	1,374	2,823
2 普通作業員	199	7	1,179	1,487	27	1,250	1,820	21	1,250	1,993	30	1,375	2,139	20	1,597	2,386	20	1,201	2,473	48	1,067	2,668	17	1,387	2,804	9	1,067	2,030
3 軽作業員	11	1	1,125	1,125	4	1,258	1,315	2	1,571	2,274	2	1,771	1,814													2	1,976	2,019
4 造園工	57				16	1,076	1,571	5	1,278	1,555	12	1,565	2,345	3	1,579	2,037	6	1,386	2,181	10	1,528	2,044	3	1,250	1,804	2	1,419	1,536
5 法面工	10				2	1,415	1,601				5	1,786	2,900	1	1,905	1,905				2	1,786	2,464						
6 とび工	70				10	1,396	1,770	5	1,712	1,815	17	1,500	2,306	9	1,875	2,718	14	1,875	2,913	11	2,144	3,094	3	1,923	2,901	1	1,625	1,625
7 電工	44	1	1,524	1,524	5	1,500	2,052	1	1,786	1,786	8	1,614	2,202	3	2,414	2,476	7	2,413	2,877	12	1,733	2,798	6	2,493	3,362	1	2,029	2,029
8 塗装工	40				7	1,239	1,900				4	1,352	1,411	5	1,529	1,816	3	3,050	3,210	10	1,808	2,378	9	2,059	3,276	2	1,504	2,181
9 運転手(特殊)	36				5	1,829	2,508	1	3,476	3,476	5	1,848	2,336	3	2,871	3,019	3	2,534	2,895	10	2,044	2,794	7	2,083	2,910	2	2,415	2,674
10 運転手(一般)	18				2	2,101	2,115	1	1,618	1,618	1	2,126	2,126	1	2,255	2,255				5	1,403	2,027	5	1,435	1,791	3	1,437	1,915
11 トンネル特殊工	2													1	3,327	3,327				1	3,538	3,538						
12 トンネル作業員	5				2	1,632	1,632				1	2,398	2,398	1	2,689	2,689				1	2,736	2,736						
13 トンネル世話役	6	1	1,250	1,250				2	1,531	2,134							1	1,583	1,583	2	2,048	2,122						
14 橋りょう塗装工	9				3	1,065	1,154							2	2,083	2,734				2	2,498	2,941	1	3,538	3,538	1	3,385	3,385
15 土木一般世話役	36				1	2,008	2,008				2	1,843	2,557	4	2,135	3,046	3	2,246	3,420	15	1,960	3,233	10	2,381	3,192	1	2,933	2,933
16 配管工	14	1	1,991	1,991	1	4,017	4,017				3	1,907	2,043				1	3,111	3,111	3	1,705	2,732				5	2,557	2,845
17 はつり工	4										2	2,259	2,294	1	2,696	2,696	1	2,857	2,857									
18 内装工	2				2	2,284	2,467																					
19 設備機械工	4				1	2,010	2,010	1	1,828	1,828										1	2,678	2,678	1	3,185	3,185			
20 交通誘導員A	40	5	1,130	1,190	7	1,104	1,555	6	1,147	1,443	9	1,120	1,468	6	1,503	1,699	5	1,286	1,539	2	1,491	1,631						
21 交通誘導員B	96	7	1,225	1,389	41	1,050	1,318	10	1,062	1,290	17	1,050	1,349	11	1,108	1,556	7	1,050	1,170	3	1,313	1,738						
合計	792	28	1,125	1,501	145	1,050	1,686	60	1,062	1,887	137	1,050	2,150	88	1,108	2,324	78	1,050	2,436	156	1,067	2,725	67	1,250	2,886	33	1,067	2,313
構成比	100.0%	3.5%			18.3%			7.6%			17.3%			11.1%			9.8%			19.7%			8.5%			4.2%		

(5) 雇用形態

職種	労働者数	常雇			日雇			非常勤		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	89	82	1,093	2,747	7	1,613	1,904			
2 普通作業員	199	187	1,067	2,326	12	1,201	1,824			
3 軽作業員	11	9	1,125	1,641	1	1,857	1,857	1	1,976	1,976
4 造園工	57	52	1,076	1,925	5	1,278	1,814			
5 法面工	10	10	1,415	2,454						
6 とび工	70	70	1,396	2,508						
7 電工	44	43	1,500	2,611	1	2,274	2,274			
8 塗装工	40	35	1,239	2,061	5	3,000	4,628			
9 運転手(特殊)	36	34	1,829	2,793	1	1,848	1,848	1	2,273	2,273
10 運転手(一般)	18	18	1,403	1,948						
11 トンネル特殊工	2	2	3,327	3,433						
12 トンネル作業員	5	5	1,632	2,217						
13 トンネル世話役	6	4	1,583	2,141	2	1,250	1,390			
14 橋りょう塗装工	9	7	1,333	2,801	2	1,065	1,065			
15 土木一般世話役	36	36	1,843	3,137						
16 配管工	14	14	1,705	2,690						
17 はつり工	4	4	2,259	2,535						
18 内装工	2	2	2,284	2,467						
19 設備機械工	4	4	1,828	2,425						
20 交通誘導員A	40	28	1,130	1,590	6	1,238	1,430	6	1,104	1,124
21 交通誘導員B	96	80	1,050	1,339	15	1,141	1,408	1	1,923	1,923
合計	792	726	1,050	2,290	57	1,065	1,895	9	1,104	1,435
構成比	100.0%	91.7%			7.2%			1.1%		

(6) 元請・下請別

職種	労働者数	元請			1次下請			2次下請			3次下請		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	89	18	1,374	3,077	63	1,093	2,448	8	2,013	3,625			
2 普通作業員	199	83	1,131	2,325	96	1,067	2,258	20	1,250	2,355			
3 軽作業員	11	5	1,125	1,839	6	1,271	1,568						
4 造園工	57	6	1,250	1,574	51	1,076	1,955						
5 法面工	10				1	2,501	2,501				9	1,415	2,448
6 とび工	70	2	4,533	4,667	31	1,625	2,321	37	1,396	2,549			
7 電工	44	18	1,500	2,582	26	1,524	2,618						
8 塗装工	40	5	3,000	4,628	26	1,239	2,048	9	1,331	2,100			
9 運転手(特殊)	36	10	1,848	2,501	20	1,829	2,911	6	2,227	2,644			
10 運転手(一般)	18	2	2,130	2,265	15	1,435	1,942	1	1,403	1,403			
11 トンネル特殊工	2				2	3,327	3,433						
12 トンネル作業員	5	2	2,689	2,712	3	1,632	1,887						
13 トンネル世話役	6	4	1,250	1,603	2	2,197	2,467						
14 橋りょう塗装工	9	4	3,385	3,423	5	1,065	1,609						
15 土木一般世話役	36	23	1,843	3,020	10	2,381	3,067	3	3,098	4,267			
16 配管工	14	6	1,907	2,580	8	1,705	2,773						
17 はつり工	4				4	2,259	2,535						
18 内装工	2				2	2,284	2,467						
19 設備機械工	4				4	1,828	2,425						
20 交通誘導員A	40	2	1,513	1,600	34	1,104	1,491	4	1,238	1,487			
21 交通誘導員B	96	2	1,318	1,343	76	1,050	1,343	18	1,211	1,409			
合計	792	192	1,125	2,561	485	1,050	2,101	106	1,211	2,365	9	1,415	2,448
構成比	100.0%	24.2%			61.2%			13.4%			1.1%		

(7) 設計労務単価との比較

	職種	労働者数	設計労務単価 (令和3年度)	賃金 (時給換算)	割合
1	特殊作業員	89	3,113	2,681	86.1%
2	普通作業員	199	2,700	2,295	85.0%
3	軽作業員	11	1,900	1,691	89.0%
4	造園工	57	2,638	1,915	72.6%
5	法面工	10	3,213	2,454	76.4%
6	とび工	70	3,500	2,508	71.7%
7	電工	44	2,963	2,603	87.9%
8	塗装工	40	3,650	2,382	65.3%
9	運転手(特殊)	36	3,200	2,753	86.0%
10	運転手(一般)	18	2,713	1,948	71.8%
11	トンネル特殊工	2	4,088	3,433	84.0%
12	トンネル作業員	5	3,100	2,217	71.5%
13	トンネル世話役	6	4,213	1,891	44.9%
14	橋りょう塗装工	9	3,900	2,415	61.9%
15	土木一般世話役	36	3,250	3,137	96.5%
16	配管工	14	2,788	2,690	96.5%
17	はつり工	4	3,138	2,535	80.8%
18	内装工	2	-	2,467	-
19	設備機械工	4	2,875	2,425	84.4%
20	交通誘導員A	40	1,938	1,496	77.2%
21	交通誘導員B	96	1,738	1,356	78.0%
		792			

令和2年度 労働者賃金等の実態調査の結果概要

1 工事

(1) 調査概要

- ア 調査時期 令和2年11月～令和3年1月
- イ 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和2年11月、12月及び令和3年1月のいずれかの月での支払賃金等
調査対象工事： 県土整備局発注工事
支払賃金等： 調査対象工事の受注者（元請企業）及びその受注者と下請契約する受注者（下請企業）が支払う賃金
- ウ 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、契約締結時に調査の協力を依頼（配布）し、後日調査票を回収し集計
- エ 回答件数 調査対象工事の受注者 :245社（前年：251社 前年比2.4%減）
回答事業者及び労働者数 :229社（前年：211社 前年比8.5%増）
:770人（前年：732人 前年比5.1%増）

※回答事業者及び労働者数には、元請企業が契約する下請企業が含まれます。

(2) 調査結果概要

- ア 労働者の平均賃金は、全ての職種において時給換算で1,300円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（神奈川県内の事業場で使用されている場合は1,012円）以上が確保されている。
- イ 最低賃金と最高賃金
回答のあった20職種のうち、16職種で最高賃金は最低賃金の2倍以上となっている。
- ウ 年齢、経験年数による賃金の関係
- ① 年齢と賃金の関係
10代から20代の若年労働者の賃金が低く、30代から50代の働き盛りの労働者の賃金に高い傾向が見られる。
- ② 経験年数と賃金の関係
平均賃金で比較すると、法面工や特殊作業員のように経験年数10年に満たなくても高い賃金が支払われている職種もあるが、全体としては経験年数10年を超える労働者に高い賃金が支払われる傾向が見られる。
- エ 雇用形態と賃金の関係
平均賃金を常勤と日雇いで比較すると、比較できた9職種中、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、運転手（特殊）の4職種において日雇いの方が常勤労働者より平均賃金が高く、それ以外の5職種では、常勤労働者の方が日雇い労働者より支払賃金が高い傾向が見られた。
- オ 元請、下請の賃金の関係
平均賃金を元請と下請で比較すると、比較できた12職種中、特殊作業員、軽作業員、電工、塗装工、運転手（特殊）、橋りょう特殊工の6職種において下請の方が元請より平均賃金が高いが、それ以外の6職種では元請の方が下請より平均賃金が高く、元請の方が下請より支払賃金が高い傾向がみられた。
- カ 設計労務単価との関係

とび工、橋りょう特殊工、はつり工、防水工を除き、設計労務単価の7割以上の賃金が支払われている。また、塗装工、運転手（一般）、型わく工、交通誘導員Aについては、平均賃金が設計労務単価を上回っている。

令和2年度 賃金実態調査の結果(工事)

(1) 総括表 最低賃金法(1,012円)

	職 種	労働者数	平均			最低(B)				最高(A)				差(A-B)	昨年度調査	前年度増減額
			賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	雇用 形態	賃金 (時給換算)	年齢	経験 年数	雇用 形態	賃金 (時給換算)	(平均)	(平均)
1	特殊作業員	48	2,634	48	21	1,013	46	20	常雇	4,990	56	38	常雇	3,978	2,358	276
2	普通作業員	266	2,214	45	17	1,017	58	7	常雇	8,594	49	21	常雇	7,577	2,223	△ 9
3	軽作業員	16	1,791	49	13	1,041	19	1	常雇	2,500	55	25	常雇	1,459	2,180	△ 389
4	造園工	18	2,176	45	18	1,397	35	5	常雇	3,197	48	29	常雇	1,800	2,132	44
5	法面工	33	2,318	45	14	1,250	38	8	常雇	3,968	53	31	常雇	2,718	2,394	△ 76
6	とび工	36	2,367	41	18	1,320	38	3	常雇	5,042	57	36	常雇	3,722	2,392	△ 25
7	電工	51	2,813	42	17	1,379	27	4	常雇	9,333	57	36	常雇	7,955	2,851	△ 38
8	鉄筋工	5	2,999	51	19	2,496	40	18	常雇	3,250	59	30	常雇	754		
9	塗装工	30	4,961	44	20	1,438	21	2	常雇	9,560	42	23	常雇	8,123	2,450	2,511
10	運転手(特殊)	51	2,854	47	22	1,588	29	0	常雇	4,650	56	30	常雇	3,062	3,051	△ 197
11	運転手(一般)	6	2,935	45	10	2,015	47	1	常雇	4,400	37	15	常雇	2,384	1,695	1,240
12	橋りょう特殊工	10	2,387	48	21	2,060	46	12	常雇	2,605	49	24	常雇	545	3,719	△ 1,332
13	土木一般世話役	24	2,996	46	23	1,899	73	15	常雇	4,865	42	22	常雇	2,966	3,169	△ 173
14	型わく工	9	3,428	51	23	2,247	56	38	常雇	5,750	49	30	常雇	3,503	2,389	1,039
15	配管工	9	2,293	41	8	1,241	26	1	常雇	3,748	34	9	常雇	2,507	2,610	△ 317
16	はつり工	12	2,042	42	17	1,480	40	3	常雇	3,152	50	25	常雇	1,672		
17	防水工	2	2,400	48	30	2,341	37	20	常雇	2,458	58	39	常雇	117		
18	保温工	5	2,714	35	9	1,841	24	3	常雇	3,638	48	21	常雇	1,796		
19	交通誘導員A	13	1,958	53	14	1,228	62	6	常雇	5,003	69	25	常雇	3,776	1,748	210
20	交通誘導員B	126	1,366	55	7	1,013	84	7	常雇	2,882	52	25	常雇	1,869	1,299	67
		770														

(2) 賃金分布の状況 最低賃金法(1,012円)

	職 種	労働者数	設計労務単価 (令和2年度)	平均賃金	最低賃金	最高賃金	1012円	1125円	1250円	1375円	1500円	1625円	1750円	1875円	2000円	2125円	2250円	2375円	2500円	3125円
							超 1125円 以下	超 1250円 以下	超 1375円 以下	超 1500円 以下	超 1625円 以下	超 1750円 以下	超 1875円 以下	超 2000円 以下	超 2125円 以下	超 2250円 以下	超 2375円 以下	超 2500円 以下	超 3125円 以下	超
1	特殊作業員	48	3,113	2,634	1,013	4,990	1				1		4	2	5	2	1	5	3	24
2	普通作業員	266	2,688	2,214	1,017	8,594	7	3	10	14	15	23	18	38	27	16	12	20	9	54
3	軽作業員	16	1,888	1,791	1,041	2,500	2	1		2	2	2		1	2			4		
4	造園工	18	2,588	2,176	1,397	3,197				1	3	3			3	1	2		1	4
5	法面工	33	3,213	2,318	1,250	3,968		1		5	1	2		1	4		4	5	1	9
6	とび工	36	3,438	2,367	1,320	5,042			1		2	3	3	5	1	4	3	3	2	9
7	電工	51	2,938	2,813	1,379	9,333				1	5	1	4	11	3	3	1	4	1	17
8	鉄筋工	5	3,238	2,999	2,496	3,250												1		4
9	塗装工	30	3,538	4,961	1,438	9,560				1		2	2	1	1	2	1	1		19
10	運転手(特殊)	51	3,150	2,854	1,588	4,650					1	1	2			2	7	4	7	27
11	運転手(一般)	6	2,688	2,935	2,015	4,400									2	1		1		2
12	橋りょう特殊工	10	3,725	2,387	2,060	2,605									1		3	4	2	
13	土木一般世話役	24	3,138	2,996	1,899	4,865								3	3			4	1	13
14	型わく工	9	3,238	3,428	2,247	5,750										1		2		6
15	配管工	9	2,713	2,293	1,241	3,748		1		2						1	1	1		3
16	はつり工	12	3,138	2,042	1,480	3,152				1	2	1	1	3		1		1		2
17	防水工	2	3,438	2,400	2,341	2,458											1	1		
18	保温工	5	2,838	2,714	1,841	3,638							1						1	3
19	交通誘導員A	13	1,925	1,958	1,228	5,003		1	3	1	1	3		1					1	2
20	交通誘導員B	126	1,688	1,366	1,013	2,882	17	38	32	19	8	3	1		1	1	1	2		3
		770					27	45	46	47	41	44	36	66	53	35	37	63	29	201

(3) 労働者の年代構成

職 種	労働者数	10代			20代			30代			40代			50代			60代			70代以上		
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1 特殊作業員	48				6	1,615	2,260	5	1,910	2,171	16	1,013	2,749	12	1,810	2,933	8	1,816	2,621	1	1,858	1,858
2 普通作業員	266	2	1,729	1,755	49	1,050	1,835	43	1,275	2,263	70	1,143	2,433	51	1,017	2,363	36	1,500	2,224	15	1,177	1,817
3 軽作業員	16	1	1,041	1,041	4	1,041	1,509				3	1,941	2,157	2	2,500	2,500	3	1,467	1,723	3	1,625	1,646
4 造園工	18				2	1,703	1,703	4	1,397	1,905	7	1,633	2,703	3	1,590	1,813	1	2,227	2,227	1	1,563	1,563
5 法面工	33				2	1,500	1,500	10	1,250	2,303	11	1,500	2,377	5	2,106	2,816	5	1,500	2,046			
6 とび工	36	1	1,505	1,505	10	1,792	2,105	7	1,320	1,999	6	1,935	2,872	7	2,246	3,140	5	1,675	1,893			
7 電工	51				11	1,379	1,829	12	1,750	3,503	15	2,000	3,386	8	1,646	2,482	2	2,444	2,741	3	1,523	1,719
8 鉄筋工	5										3	2,496	2,915	1	3,250	3,250				1	3,000	3,000
9 塗装工	30				3	1,438	1,582	4	1,766	1,894	15	2,224	6,204	6	2,318	5,458	2	5,235	5,350			
10 運転手(特殊)	51				8	1,588	2,410	5	1,875	2,695	19	2,312	2,890	9	2,376	3,197	7	1,762	2,898	3	2,951	2,951
11 運転手(一般)	6							2	4,400	4,400	2	2,015	2,241	2	2,122	2,165						
12 橋りょう特殊工	10							2	2,357	2,448	6	2,060	2,354				2	2,405	2,424			
13 土木一般世話役	24				5	2,057	3,024	2	1,999	3,214	7	2,450	3,252	6	1,953	2,925	3	2,504	2,713	1	1,899	1,899
14 型わく工	9				1	3,000	3,000				3	2,442	3,897	4	2,247	3,102				1	3,750	3,750
15 配管工	9				3	1,241	1,675	1	3,748	3,748	3	1,429	2,396	1	2,195	2,195	1	2,480	2,480			
16 はつり工	12				1	1,733	1,733	2	1,571	2,149	7	1,480	1,963	2	1,577	2,364						
17 防水工	2							1	2,341	2,341				1	2,458	2,458						
18 保温工	5				2	1,841	2,183	1	2,711	2,711	2	2,858	3,248									
19 交通誘導員A	13				1	1,629	1,629	1	1,279	1,279	3	1,280	1,516	4	1,457	1,901	4	1,228	2,597			
20 交通誘導員B	126	2	1,225	1,352	11	1,225	1,308	6	1,184	1,388	28	1,013	1,297	25	1,129	1,677	25	1,013	1,295	29	1,013	1,243
合 計	770	6	1,041	1,254	119	1,041	2,069	108	1,184	2,522	226	1,013	2,684	149	1,017	2,410	104	1,013	2,036	58	1,013	1,733
構 成 比	100.0%	0.8%			15.5%			14.0%			29.4%			19.4%			13.5%			7.5%		

(4) 経験年数分布

職 種	労働者数	1年未満			3年以下			5年以下			10年以下			15年以下			20年以下			30年以下			40年以下			41年以上			
		労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	
1 特殊作業員	48				2	1,910	2,050	2	2,438	2,593	7	1,615	2,145	5	1,808	2,466	9	1,013	2,431	13	1,810	2,926	7	2,197	3,055	3	2,832	2,832	
2 普通作業員	266	15	1,250	1,731	45	1,050	1,772	18	1,143	1,986	41	1,017	2,289	37	1,362	2,258	21	1,623	2,518	41	1,619	2,721	26	1,391	2,300	22	1,177	2,084	
3 軽作業員	16				7	1,041	1,540				2	1,467	1,704	3	1,625	1,917	1	2,500	2,500	1	2,500	2,500				2	1,688	1,858	
4 造園工	18							1	1,397	1,397	6	1,633	1,877	2	1,590	1,590	1	2,625	2,625	7	1,563	2,640	1	2,227	2,227				
5 法面工	33				3	1,670	2,223	5	1,500	2,010	3	1,250	2,043	9	1,500	2,369	5	1,500	2,474	6	1,500	2,100	2	3,381	3,675				
6 とび工	36				2	1,320	1,412	6	1,792	1,990	8	1,604	2,204	1	1,935	1,935	5	1,932	2,502	8	1,941	2,898	3	2,453	3,366	3	1,675	1,700	
7 電工	51	1	1,624	1,624	7	1,379	1,822	1	1,972	1,972	10	1,515	2,529	4	2,123	2,610	10	1,604	3,876	14	1,955	3,111				4	1,523	2,259	
8 鉄筋工	5				1	3,250	3,250							1	3,000	3,000	1	2,496	2,496	1	3,250	3,250	1	3,000	3,000				
9 塗装工	30				3	1,438	1,582	1	1,766	1,766	3	2,000	2,263	2	1,796	1,905	6	2,224	5,526	11	3,195	6,418	4	6,767	6,990				
10 運転手(特殊)	51	1	1,588	1,588	6	1,746	2,450	2	2,553	2,724	3	2,746	3,018	4	2,936	3,295	9	1,762	2,918	15	2,338	3,016	6	2,312	2,740	5	2,314	2,732	
11 運転手(一般)	6				1	2,015	2,015				2	2,208	2,337	3	2,122	3,641													
12 橋りょう特殊工	10													4	2,060	2,339				4	2,298	2,416	2	2,405	2,424				
13 土木一般世話役	24				1	2,057	2,057	2	2,122	2,122	4	1,999	3,812	2	1,899	2,181				7	2,450	3,431	7	1,953	2,763	1	2,628	2,628	
14 型わく工	9				3	3,000	3,333												3	2,442	4,147	3	2,247	2,802					
15 配管工	9				2	1,241	1,354	2	1,429	2,245	2	2,317	3,033	2	2,195	2,447	1	2,480	2,480										
16 はつり工	12				3	1,480	1,543				2	1,733	1,798				1	2,727	2,727	6	1,933	2,259							
17 防水工	2																1	2,341	2,341				1	2,458	2,458				
18 保温工	5				1	1,841	1,841				3	2,524	2,697						1	3,638	3,638								
19 交通誘導員A	13				1	1,279	1,279	1	1,457	1,457	4	1,228	1,354	2	1,640	1,640	1	1,602	1,602	4	1,987	3,104							
20 交通誘導員B	126	16	1,129	1,312	41	1,042	1,294	10	1,104	1,269	25	1,013	1,319	16	1,013	1,236	5	1,013	1,436	13	1,133	1,954							
合 計	770	33	1,129	1,520	129	1,041	1,633	51	1,104	1,890	125	1,013	2,022	97	1,013	2,176	77	1,013	2,845	155	1,133	2,922	63	1,391	2,910	40	1,177	2,212	
構 成 比	100%	4%			17%			9%			16%			13%			13%			19%			8%			5%			

(5) 雇用形態

	職 種	労働者数	常 雇		日 雇		非 常 勤				
			労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1	特殊作業員	48	43	1,013	2,554	5	2,933	3,323			
2	普通作業員	266	230	1,017	2,182	35	1,362	2,431	1	2,000	2,000
3	軽作業員	16	9	1,041	1,639	5	1,467	2,131	2	1,625	1,625
4	造園工	18	17	1,397	2,213	1	1,563	1,563			
5	法面工	33	33	1,250	2,318						
6	とび工	36	36	1,320	2,367						
7	電工	51	48	1,379	2,851	2	2,139	2,291	1	2,000	2,000
8	鉄筋工	5	5	2,496	2,999						
9	塗装工	30	28	1,438	5,157	2	2,224	2,224			
10	運転手(特殊)	51	46	1,588	2,834	5	2,600	3,042			
11	運転手(一般)	6	6	2,015	2,935						
12	橋りょう特殊工	10	10	2,060	2,387						
13	土木一般世話役	24	24	1,899	2,996						
14	型わく工	9	9	2,247	3,428						
15	配管工	9	9	1,241	2,293						
16	はつり工	12	12	1,480	2,042						
17	防水工	2	2	2,341	2,400						
18	保温工	5	5	1,841	2,714						
19	交通誘導員A	13	12	1,228	2,014	1	1,279	1,279			
20	交通誘導員B	126	102	1,013	1,371	24	1,054	1,343			
	合 計	770	686	1,013	2,341	80	1,054	2,146	4	1,625	1,813
	構 成 比	100%	89%			10%			1%		

(6) 元請・下請別

	職 種	労働者数	元 請			1 次 下 請			2 次 下 請			3 次 下 請		
			労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金	労働者数	最低賃金	平均賃金
1	特殊作業員	48	15	1,615	2,632	30	1,808	2,697	3	1,013	2,009			
2	普通作業員	266	136	1,143	2,292	88	1,050	2,117	42	1,017	2,164			
3	軽作業員	16	11	1,041	1,628	5	1,625	2,150						
4	造園工	18	15	1,563	2,276	3	1,397	1,680						
5	法面工	33				10	1,500	1,962	23	1,250	2,473			
6	とび工	36	6	2,750	3,579	12	1,505	2,214	18	1,320	2,066			
7	電工	51	24	1,523	2,551	21	1,379	3,161	6	2,000	2,639			
8	鉄筋工	5							5	2,496	2,999			
9	塗装工	30	3	1,631	1,882	27	1,438	5,303						
10	運転手(特殊)	51	12	1,762	2,466	17	2,339	2,947	22	1,588	2,995			
11	運転手(一般)	6	2	4,400	4,400	2	2,122	2,165	2	2,015	2,241			
12	橋りょう特殊工	10	5	2,298	2,363	5	2,060	2,411						
13	土木一般世話役	24	14	1,899	3,017	8	2,385	3,200	2	1,999	2,028			
14	型わく工	9				3	2,247	2,366	6	3,000	3,958			
15	配管工	9	9	1,241	2,293									
16	はつり工	12				1	2,727	2,727	6	1,480	1,963	5	1,733	2,000
17	防水工	2				2	2,341	2,400						
18	保温工	5				5	1,841	2,714						
19	交通誘導員A	13				12	1,228	1,984	1	1,640	1,640			
20	交通誘導員B	126	1	2,125	2,125	99	1,013	1,365	26	1,056	1,341			
	合 計	770	253	1,041	2,522	350	1,013	2,202	162	1,013	2,213	5	1,733	2,883
	構 成 比	100%	33%			45%			22%			1%		

(7) 設計労務単価との比較

	職 種	労働者数	設計労務単価 (令和2年度)	賃金 (時給換算)	割合
1	特 殊 作 業 員	48	3,113	2,634	84.6%
2	普 通 作 業 員	266	2,688	2,214	82.4%
3	軽 作 業 員	16	1,888	1,791	94.9%
4	造 園 工	18	2,588	2,176	84.1%
5	法 面 工	33	3,213	2,318	72.2%
6	と び 工	36	3,438	2,367	68.9%
7	電 工	51	2,938	2,813	95.7%
8	鉄 筋 工	5	3,238	2,999	92.6%
9	塗 装 工	30	3,538	4,961	140.2%
10	運 転 手 (特 殊)	51	3,150	2,854	90.6%
11	運 転 手 (一 般)	6	2,688	2,935	109.2%
12	橋 りょう 特 殊 工	10	3,725	2,387	64.1%
13	土 木 一 般 世 話 役	24	3,138	2,996	95.5%
14	型 わ く 工	9	3,238	3,428	105.9%
15	配 管 工	9	2,713	2,293	84.5%
16	は つ り 工	12	3,138	2,042	65.1%
17	防 水 工	2	3,438	2,400	69.8%
18	保 温 工	5	2,838	2,714	95.7%
19	交 通 誘 導 員 A	13	1,925	1,958	101.7%
20	交 通 誘 導 員 B	126	1,688	1,366	80.9%
		770			

※ 見習い工、手先工及び年金受給等の理由により賃金を調整している職人を含む

	貸金条項あり		貸金条項なし		
	県	市・町	県	市・町	
1	北海道			旭川市	1
2	青森県			八戸市、おいらせ町	2
3	岩手県		○	花巻市、北上市	2
4	宮城県				
5	秋田県			秋田市、由利本庄市、にかほ市	3
6	山形県				
7	福島県			郡山市	1
8	茨城県				
9	栃木県				
10	群馬県			前橋市	1
11	埼玉県	草加市、越谷市	2		
12	千葉県	野田市、我孫子市	2		
13	東京都	多摩市、渋谷区、国分寺市、足立区、千代田区、世田谷区、目黒区、日野市、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区、北区	13	葛飾区	1
14	神奈川県	川崎市、相模原市、厚木市	3		
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県			加賀市	1
18	福井県				
19	山梨県				
20	長野県		○	長野市、松本市	2
21	岐阜県		○	大垣市、高山市、岐阜市、飛騨市	4
22	静岡県		○		
23	愛知県	豊橋市、豊川市	2	○ 碧南市、尾張旭市、大府市、田原市、豊明市、岡崎市、東郷町、西尾市、瀬戸市、日進市、長久手市、幸田町、豊田市、知立市、蒲郡市、高浜市、常滑市	17
24	三重県			四日市市、津市	2
25	滋賀県		○		
26	京都府			京都市、向日市	2
27	大阪府				
28	兵庫県	三木市、加西市、加東市	3	尼崎市、丹波篠山市	2
29	奈良県		○	大和郡山市	1
30	和歌山県			湯浅市	1
31	鳥取県				
32	島根県				
33	岡山県				
34	広島県			庄原市	1
35	山口県				
36	徳島県				
37	香川県			丸亀市	1
38	愛媛県				
39	高知県	高知市	1		
40	福岡県	直方市	1		
41	佐賀県				
42	長崎県				
43	熊本県		○		
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県				
47	沖縄県		○	那覇市	1
	計	0	27	9	46

※地方自治研究機構HP掲載資料から引用

施行年度	賃金条項あり		賃金条項なし		
	県	市・町	県	市・町	
平成21年度		野田市	1		
平成22年度					
平成23年度		川崎市、多摩市	2		
平成24年度		相模原市、渋谷区、国分寺市	3		
平成25年度		厚木市、福岡県直方市	2		群馬県前橋市 1
平成25年度までの件数計	0		8	0	1
平成26年度		足立区、千代田区、兵庫県三木市、兵庫県加西市	4	長野県	秋田県秋田市、三重県四日市市 2
平成27年度		世田谷区、埼玉県草加市、高知県高知市、千葉県我孫子市、兵庫県加東市	5	奈良県、岐阜県	奈良県大和郡山市、京都市 2
平成28年度		愛知県豊橋市	1	岩手県、愛知県	石川県加賀市、岐阜県大垣市、香川県丸亀市、兵庫県尼崎市、北海道旭川市、和歌山県湯浅市 6
平成29年度		埼玉県越谷市	1		福島県郡山市、愛知県碧南市 2
平成30年度		目黒区、日野市、愛知県豊川市	3	沖縄県	岩手県花巻市、三重県津市、秋田県由利本荘市、岐阜県高山市、愛知県尾張旭市、京都府向日市、愛知県大府市、兵庫県丹波篠山市 8
令和元年度		新宿区	1		愛知県田原市、岩手県北上市、広島県庄原市、愛知県豊明市 4
令和2年度		杉並区	1	静岡県	愛知県岡崎市、愛知県東郷町、愛知県西尾市、岐阜県岐阜市 4
令和3年度		江戸川区	1		沖縄県那覇市、青森県八戸市、長野県長野市、岐阜県飛騨市、葛飾区、愛知県瀬戸市、愛知県日進市、愛知県長久手市 8
令和4年度		中野区	1	滋賀県	青森県おいらせ町、愛知県幸田町、愛知県豊田市、愛知県知立市 4
令和5年度		東京都北区	1	熊本県	秋田県にかほ市、愛知県蒲郡市、愛知県高浜市、愛知県常滑市、長野県松本市 5
平成26年度から令和5年度までの件数計	0		19	9	45
合計	0		27	9	46

※地方自治研究機構HP掲載資料から引用

1 条例制定の趣旨及び目的

条例を制定している9県全てで、賃金条項のない理念型の条例であり、基本理念や基本方針を定め、県及び契約の相手方の責務を明らかにしているほか、県民の福祉の増進、地域経済の発展や活性化、持続可能な社会の実現に寄与することなどを目的としている。

2 賃金下限額の未設定の理由について

条例を制定している9県では、関係団体の意見集約が困難、企業の負担増や賃金下限額の設定が逆に賃金を押し下げるなど様々な懸念があることから賃金下限額を定めていない。

3 条例制定による地域の労働者の雇用、賃金、労働環境等への影響

(1) 条例制定による地域の雇用、賃金などへの影響

長野県 (平成26年4月施行)	岐阜県 (平成27年4月施行)	奈良県 (平成27年4月施行)	岩手県 (平成28年4月施行)	愛知県 (平成28年4月施行)	沖縄県 (平成30年4月施行)	静岡県 (令和3年3月施行)	滋賀県 (令和4年4月施行)	熊本県 (令和5年4月施行)
今後検証していく事項です。	本県の条例は理念型であり、即効性や直接的な影響を目指すものではないため、効果検証に馴染まない。	特定公契約の総合評価入札で①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録(奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度)②女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組③障害者の雇用及びその促進に向けた取組④保護観察対象者等雇用⑤環境に配慮した事業活動⑥人権意識の向上に係る取組の各項目の該当状況により加点評価しており、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録数が増加しています。	条例施行による影響については確認できていない。	労働者の雇用、賃金、労働環境は、社会・経済情勢の変動のほか、法令規制その他さまざまな要因の影響を受けることから、不明です。	労働者の雇用、賃金、労働環境は、社会・経済情勢の変動のほか、法令規制等により影響を受けることから、条例施行を起因とする影響の有無については検証が困難。	未調査のため不明。	令和4年4月1日より施行したところであり、不明。	令和5年4月1日から施行したところであるため、不明。

(2) 条例制定前と比べた賃金支払額の状況

長野県 (平成26年4月施行)	岐阜県 (平成27年4月施行)	奈良県 (平成27年4月施行)	岩手県 (平成28年4月施行)	愛知県 (平成28年4月施行)	沖縄県 (平成30年4月施行)	静岡県 (令和3年3月施行)	滋賀県 (令和4年4月施行)	熊本県 (令和5年4月施行)
支払賃金の調査は現在実施していない。	本県の条例は理念型であり、即効性や直接的な影響を目指すものではないため、効果検証に馴染まない。	令和2年、令和3年と下降していましたが、令和4年は上昇し条例制定前の平成26年を上回りました。 賃金支払額の上昇に寄与している要素は、当該条例を含め様々あると思われます。	特定受注者を対象として、賃金支払状況等の報告を平成29年度から実施しているが、抽出によるため、同一の企業において賃金の上昇があるか把握するに至っていないが、最低賃金の改定に伴って給与額を変更していることは確認をしている。 条例制定前と比較して、最低賃金額の上昇や社会経済状況の変化が大きいことから、条例による効果かどうか判断することは難しい。	賃金実態調査を実施していないため、不明です。	上記に記載のとおり、本県の条例の目的は、「公共サービスの質の確保・向上」、「地域経済の活性化」及び「雇用機会の創出」を目的としているため、条例施行による賃金支払額等の変化については把握しておりません。	未調査のため不明。	県の契約の一部を対象として賃金に係る調査を昨年度初めて実施したところであり、経年変化は把握できていない。	調査はしていないため不明

4 条例及びその運用に係る課題

長野県 (平成26年4月施行)	岐阜県 (平成27年4月施行)	奈良県 (平成27年4月施行)	岩手県 (平成28年4月施行)	愛知県 (平成28年4月施行)	沖縄県 (平成30年4月施行)	静岡県 (令和3年3月施行)	滋賀県 (令和4年4月施行)	熊本県 (令和5年4月施行)
労働環境の整備に位置付けられる労働賃金の底上げなどの取組には、効果の検証を求められ、方法が今後の課題です。	入札契約制度の運用面の改善を中心に進めることとなるが、会計セクションではないため庁内の推進に苦労	現在のところ、特にありません。	・条例の基本理念の実現を図るための、工事請負又は受託事業者に対する効果的なインセンティブの設定 ・条例の制定効果の測定 ・条例の施行状況の検討および必要な措置の検討(条例附則に規定)	労働関係法令に関する権限のない中での事業者対応には限界があるという課題があります。	今後は条例の実効性の確保が課題であると考えています。当面は、第三者機関(沖縄県契約審議会)の意見を聞きながら県の取組方針をとりまとめ、施策を推進していくことが重要であると考えています。	効果判定や、取組状況の把握の方法	事業者の取組状況の調査、取組方針の検証方法、新たな取組の検討など。	令和5年4月1日から施行したところであるため、現時点では特になし。

5 条例制定から現在までの違反等の状況

長野県 (平成26年4月施行)	岐阜県 (平成27年4月施行)	奈良県 (平成27年4月施行)	岩手県 (平成28年4月施行)	愛知県 (平成28年4月施行)	沖縄県 (平成30年4月施行)	静岡県 (令和3年3月施行)	滋賀県 (令和4年4月施行)	熊本県 (令和5年4月施行)
無し	無し	無し	無し	無し	無し	理念条例のため、検査や指導、罰則等の規程がない。	無し	理念型の条例であるため、検査や罰則等の規程はない。

最近の経済動向及び雇用情勢について

1 概況

(1) 全国

月例経済報告（内閣府） 令和5年8月28日発表

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(2) 県内

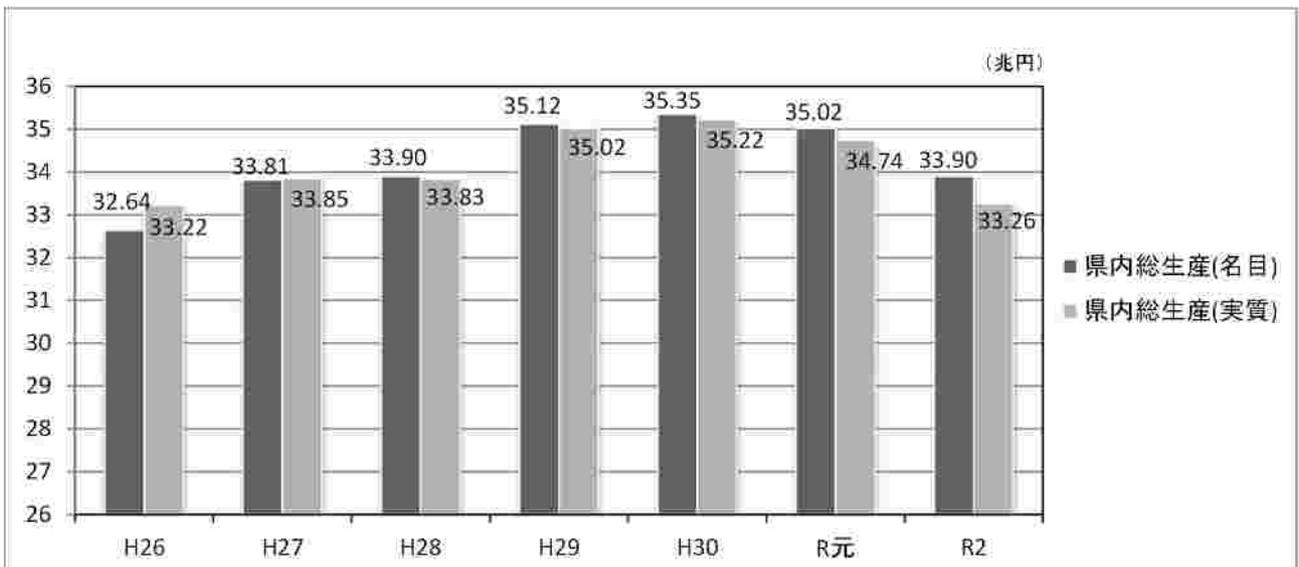
神奈川県金融経済概況（日本銀行横浜支店） 令和5年7月31日発表

神奈川県の景気は、海外経済の回復ペース鈍化の影響などを受けつつも、緩やかに回復している。

- ・個人消費 一部に弱めの動きもみられるものの、回復している。
- ・設備投資 増加している。
- ・輸 出 海外経済の回復ペース鈍化の影響を受け、横ばい圏内の動きとなっている。
- ・生 産 IT関連財需要の弱さを受けつつも、持ち直している。
- ・雇用・所得環境 持ち直している。

2 経済動向

(1) 県内総生産の推移



資料：神奈川県「令和2年度県民経済計算」（令和5年4月28日）

(2) 日本経済の見通し (前年度比増減率、実質)

区分	2021年度 (実績)	2022年度 (実績見込み)	2023年度 (政府経済見通し)
国内総生産	2.5%	1.7%	1.5%
設備投資	2.1%	4.3%	5.0%

資料：「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和5年1月23日閣議決定）

(3) 神奈川経済の見通し (前年度比増減率、実質)

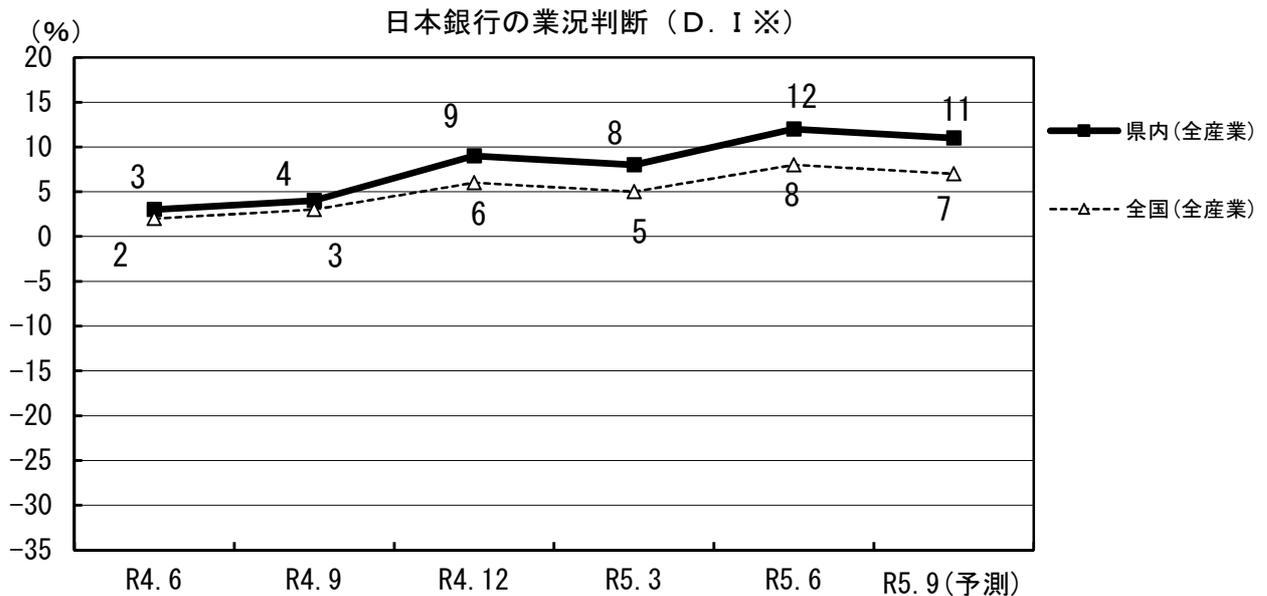
区分	2020年度 (実績見込み)	2021年度 (実績見込み)	2022年度 (予測)	2023年度 (予測)
県内総生産	▲5.8%	2.4%	2.1%	1.3%
設備投資	▲8.2%	2.4%	3.9%	3.0%

資料：株式会社 浜銀総合研究所「2023年度の神奈川県内経済見通し」（令和4年12月23日発表）

3 景気動向

(1) 日本銀行

・ 県内の6月の全産業業況判断D. Iは、前回（令和5年3月）比で4ポイント上昇
 ・ 全国の6月の全産業業況判断D. Iは、前回（令和5年3月）比で3ポイント上昇



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（令和5年7月3日）

日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果」（令和5年7月3日）

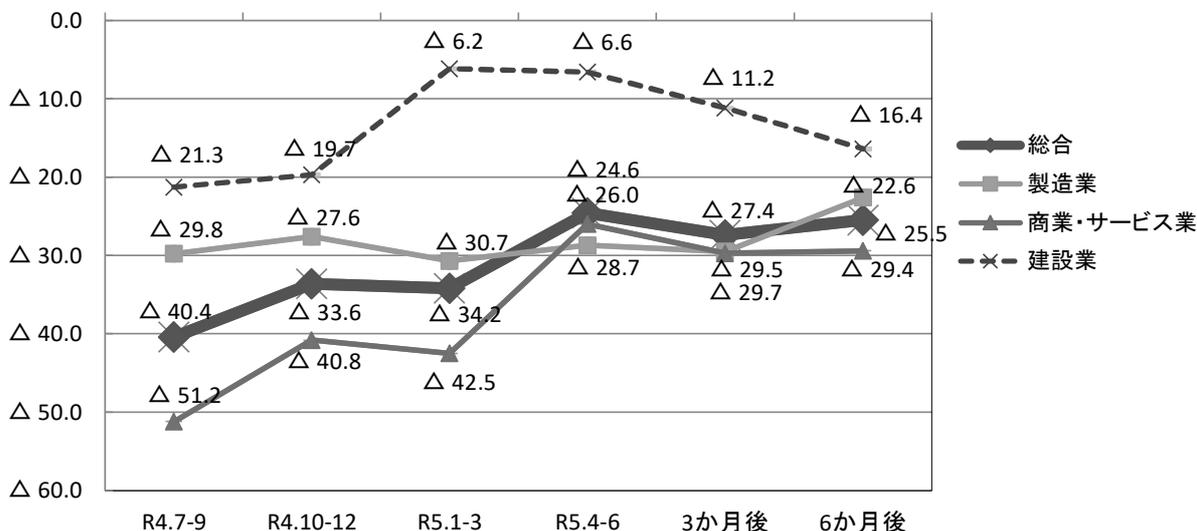
※D. I (%)

「Diffusion Index」の略。業況判断指数（「良い」－「悪い」）の回答社数構成比。

(2) 公益財団法人神奈川産業振興センター

県内の中小企業の今期（令和5年4月～6月期）の総合業況判断D. I は、前期（令和5年1月～3月期）比で9.6ポイント上昇

神奈川産業振興センターの業況判断（D. I）



資料：公益財団法人 神奈川産業振興センター「中小企業景気動向調査」（令和5年6月16日）

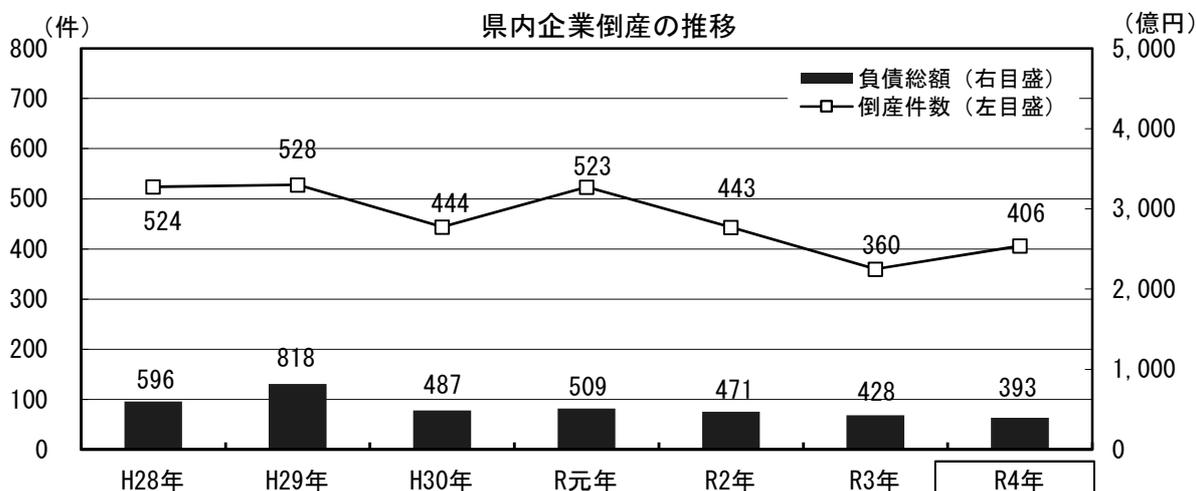
(3) 企業倒産件数

県内の7月の倒産件数、負債総額は、ともに前月より増加

(単位：件、億円)

区分		R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	(R4.7)	R2年	R3年	R4年
県内	件数	39	55	37	40	23	443	360	406
	負債総額	24	1,228	51	71	23	471	428	393
全国	件数	610	706	770	758	494	7,773	6,030	6,428
	負債総額	2,038	2,787	1,509	1,621	845	12,200	11,507	23,314

資料：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」（令和5年8月8日）



4 雇用情勢

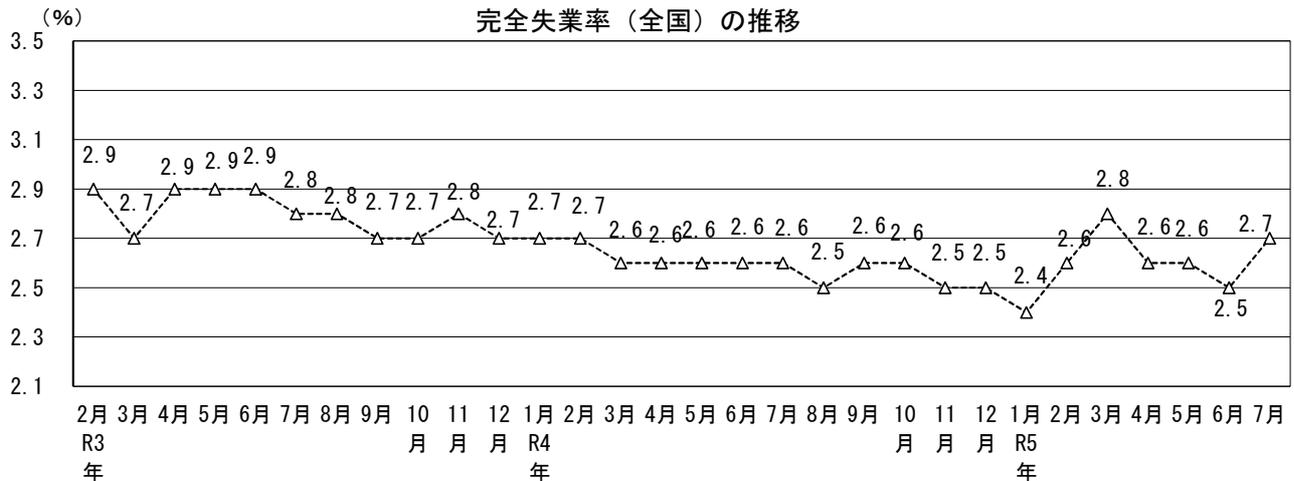
(1) 完全失業率

全国の7月の完全失業率は、2.7%で前月比で0.2ポイント上昇

(単位：%)

区分	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R2年	R3年	R4年
県内	2.9			—			—	2.9	3.0	2.8
全国	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5	2.7	2.8	2.8	2.6

資料：総務省「労働力調査」（令和5年8月29日）※神奈川県の数値は、推計値（四半期平均）



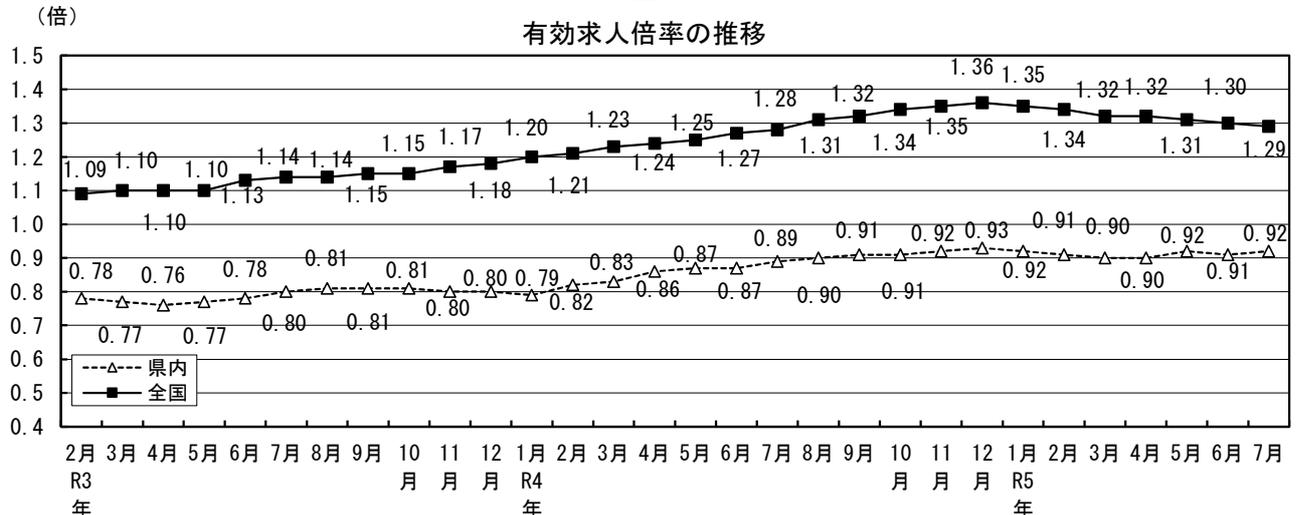
(2) 有効求人倍率

県内の7月の有効求人倍率は、0.92倍で前月比0.01ポイント上昇

(単位：倍)

区分	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R2年	R3年	R4年
県内	0.90	0.92	0.91	0.92	0.87	0.79	0.87
全国	1.32	1.31	1.30	1.29	1.18	1.13	1.28

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況（季節調整値）」（令和5年8月29日）



神奈川県内の賃金等の状況について

1 賃金

(1) 建設業等の賃金

毎月勤労統計調査によると、神奈川県内の事業所の常用労働者^{*1}の時間当たりの賃金（令和4年）は、建設業が2,455円、サービス業^{*2}が1,815円となっている。

賃金等の状況

(単位：円、時間)

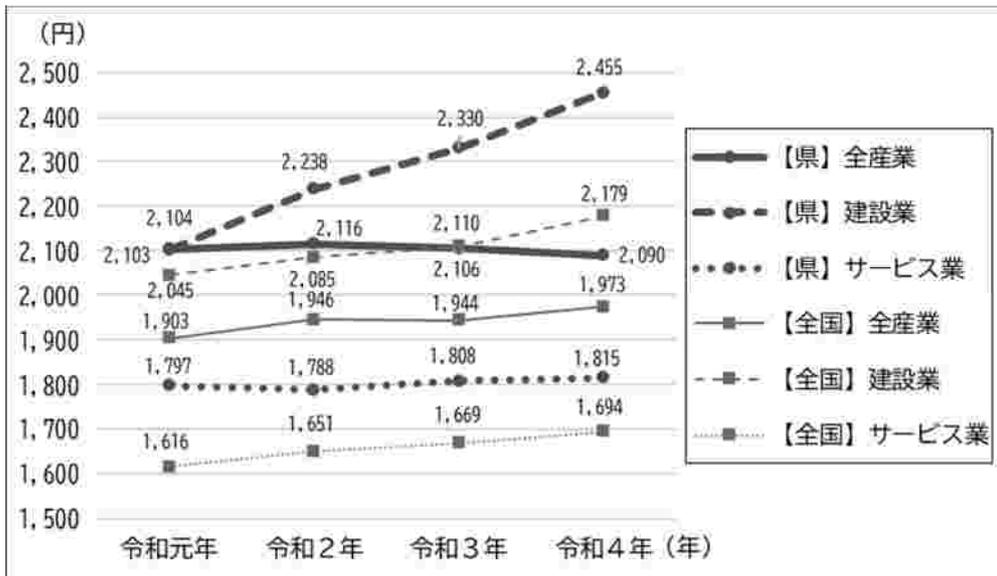
		令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
		所定内給与 a	所定内労働時間 b	時間当たり給与 ^{*3} a/b									
神奈川県	全産業	257,018	122.2	2,103.3	252,387	119.3	2,115.6	251,918	119.6	2,106.3	250,008	119.6	2,090.4
	建設業	320,813	152.5	2,103.7	325,241	145.3	2,238.4	341,108	146.4	2,330.0	360,329	146.8	2,454.6
	サービス業	230,608	128.3	1,797.4	221,148	123.7	1,787.8	227,779	126.0	1,807.8	221,599	122.1	1,814.9
全国	全産業	244,471	128.5	1,902.5	244,961	125.9	1,945.7	245,709	126.4	1,943.9	248,529	126.0	1,972.5
	建設業	313,739	153.4	2,045.2	316,712	151.9	2,085.0	319,609	151.5	2,109.6	326,245	149.7	2,179.3
	サービス業	207,968	128.7	1,615.9	207,331	125.6	1,650.7	212,007	127.0	1,669.3	215,850	127.4	1,694.3

出典：神奈川県「毎月勤労統計調査地方調査結果報告令和元～4年分（常用労働者、事業所規模5人以上）」

※1 常用労働者とは、「期間を定めずに雇われている者」又は「1か月以上の期間を定めて雇われている者」のいずれかに該当する者のことを指す。

※2 ビルメンテナンス業及び警備業を含む。

※3 毎月勤労統計調査では、時間外当たり給与を求めていないため、所定内給与を所定内労働時間で除して独自に算出している。



出典：神奈川県「毎月勤労統計調査地方調査結果報告令和元～4年分（常用労働者、事業所規模5人以上）」

(2) 職種別賃金

賃金構造基本統計調査によると、神奈川県内の職種別の時間当たりの賃金（令和4年）は、次のとおりとなっている。

職種	年齢 (歳)	所定内実 労働時間 数 a	超過実労働時間数 (時間)	きまって支給する現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 b	時間当たり 給与額※4 b/a (円)	年間賞与その他特別給 与額 (千円)	労働者数 (人)
		(時間)			(千円)			
警備員	56.4	169	22	273.1	226.5	1,340.2	312.6	9,500
バス運転者	50.7	157	55	360.5	252.3	1,607.0	687.6	8,260
乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	61.4	165	8	240.6	223.3	1,353.3	90.4	3,140
営業用大型貨物自動車運転者	51.1	171	44	402.1	315.4	1,844.4	461.1	16,980
営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	47.6	175	41	339.5	264.5	1,511.4	464.5	37,160
自家用貨物自動車運転者	50.9	172	28	299.9	225.2	1,309.3	284.1	4,700
鉄工，製缶従事者	-	-	-	-	-	-	-	-
板金従事者	44.2	186	23	313.3	272.4	1,464.5	422.0	7,170
金属溶接・溶断従事者	42.0	164	22	314.4	263.6	1,607.3	648.2	3,410
画工，塗装・看板制作従事者	33.6	181	14	285.0	260.8	1,440.9	357.9	1,410
製図その他生産関連・生産類似作業従事者	42.2	168	17	314.6	278.3	1,656.5	681.3	4,890
クレーン・ウインチ運転従事者	51.6	164	39	422.4	351.4	2,142.7	524.8	1,120
その他の定置・建設機	54.6	169	11	295.6	271.5	1,606.5	767.2	3,790
建設躯体工事従事者	36.8	179	6	323.4	313.4	1,750.8	297.2	6,920
大工	-	-	-	-	-	-	-	-
配管従事者	38.7	176	6	356.6	332	1,886.4	1218.8	6,250
その他の建設従事者	47.2	165	20	319.3	281.6	1,706.7	469.0	3,150
電気工事従事者	40.7	163	17	394.0	361.3	2,216.6	561.6	7,710
土木従事者，鉄道線路工事従事者	48.6	172	4	356.2	323.5	1,880.8	718.5	3,790
船内・沿岸荷役従事者	45.8	159	32	559.6	377.2	2,372.3	789.1	10,270
ビル・建物清掃員	59.3	150	2	195.7	192.0	1,280.0	220.0	34,940

出典：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

※4 賃金構造基本統計調査では、時間当たり給与額を求めていないため、所定内給与額を所定内実労働時間数で除して独自に算出している。

(3) 最低賃金

神奈川県は、令和5年8月4日に開催された神奈川地方最低賃金審議会の答申により、現行の1,071円から41円引き上げられ、1,112円となる見込みである。

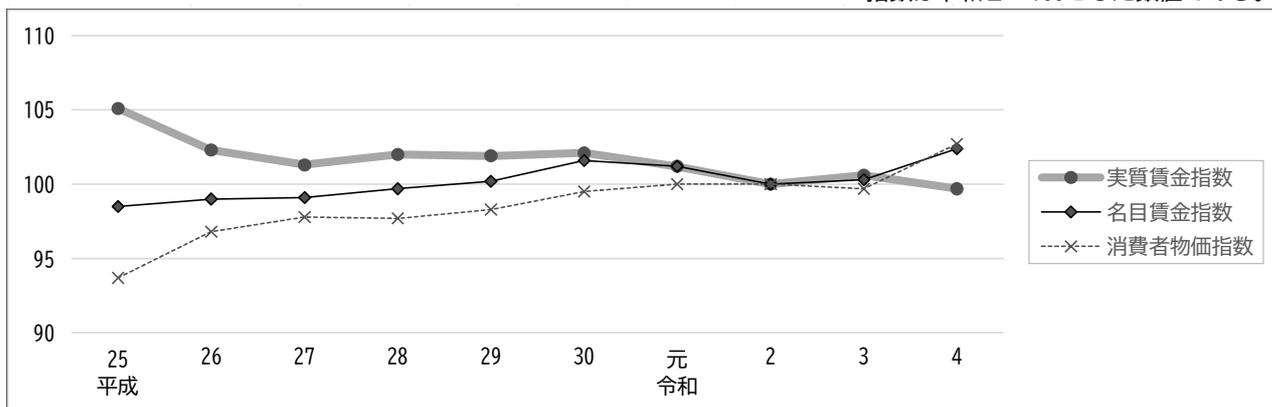
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (見込み)
時間額	1,011円	1,012円	1,040円	1,071円	1,112円
上昇率(対前年)	2.85%	0.10%	2.77%	2.98%	3.83%
引上額(対前年)	28円	1円	28円	31円	41円

(4) 実質賃金

毎月勤労統計調査によると、全国の（調査産業計、事業所規模5人以上）の実質賃金指数^{※5}は99.7となっている。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実質賃金指数	105.1	102.3	101.3	102.0	101.9	102.1	101.2	100.0	100.6	99.7
名目賃金指数	98.5	99.0	99.1	99.7	100.2	101.6	101.2	100.0	100.3	102.4
消費者物価指数	93.7	96.8	97.8	97.7	98.3	99.5	100.0	100.0	99.7	102.7

*指数は令和2=100とした数値である。



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査令和4年分結果速報」

※5 実質賃金指数とは、名目賃金指数（現金給与総額指数）を消費者物価指数（家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの）で除して算出したものを指す。

2 事業所・雇用者数

経済センサスによると、神奈川県内の事業所数は、建設業が28,997事業所、サービス業が17,359事業所、雇用者数は、建設業が164,519人、サービス業が304,557人となっている。

(単位：事業所、人)

	事業所数	雇用者数	常用雇用者		臨時雇用者
			無期雇用者	有期雇用者	
全産業(公務除く)	285,325	3,220,716	2,083,328	1,048,322	89,066
建設業	28,997	164,519	136,363	21,983	6,173
サービス業	17,359	304,557	161,087	129,845	13,625

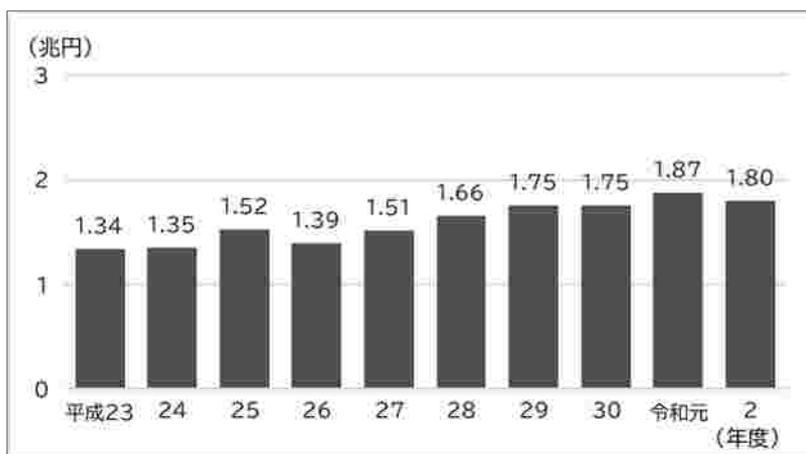
出典：総務局省「令和3年経済センサス活動調査」

3 経済規模

県民経済計算によると、令和2年度の建設業の県内総生産額は1兆7,962億円、その他のサービスの県内総生産額は1兆4,502億円となっている。

「建設業」の県内総生産額の推移

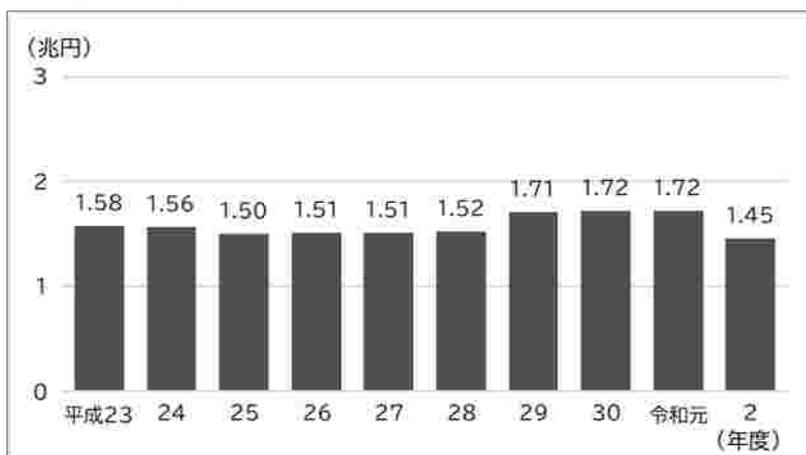
年度	総生産額 (億円)	増減率 (%)	構成比 (%)
平成	23	-	4.1
	24	1.0	4.2
	25	12.3	4.7
	26	△ 8.7	4.2
	27	9.2	4.5
	28	9.5	4.9
	29	5.2	5.0
	30	0.3	5.0
令和	元	6.9	5.3
	2	△ 4.0	5.3



出典：神奈川県「令和2(2020)年度神奈川県県民経済計算」(下記も同じ)

「その他のサービス」の県内総生産額の推移

年度	総生産額 (億円)	増減率 (%)	構成比 (%)
平成	23	-	4.8
	24	△ 1.5	4.8
	25	△ 3.4	4.6
	26	0.3	4.6
	27	0.1	4.5
	28	0.8	4.5
	29	12.4	4.9
	30	0.4	4.9
令和	元	0.0	4.9
	2	△ 15.5	4.3



2023 年 7 月 5 日 (水)

《問い合わせ先》

総合政策推進局長 仁平 章

直通電話 03 (5295) 0517

代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

「未来につながる転換点」となり得る高水準の回答 ～2023 春季生活闘争 第 7 回 (最終) 回答集計結果について～

連合 (会長: 芳野友子) は 7 月 3 日 (月) 10:00 時点で、2023 春季生活闘争の第 7 回 (最終) 回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求した 5,613 組合中 5,463 組合が妥結済み (97.3%)。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 2,909 組合・53.2%で、比較可能な 2013 闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した 5,272 組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で 10,560 円・3.58% (昨年同時期比 4,556 円増・1.51 ポイント増)、うち 300 人未満の中小組合 3,823 組合は 8,021 円・3.23% (同 3,178 円増・1.27 ポイント増) となった。6 月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な 2013 闘争以降で最も高く、労使が中期的視点を持って粘り強く交渉した結果であり、「未来につながる転換点」となり得るものと受け止める。
賃上げ分が明確に分かる 3,186 組合の「賃上げ分」は 5,983 円・2.12%、うち中小組合 2,019 組合は 4,982 円・1.96% となり、いずれも賃上げ分の集計を開始した 2015 闘争以降で最も高い。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 52.78 円 (同 29.35 円増)・月給 6,828 円 (同 2,831 円増) である。引上げ率は概算でそれぞれ 5.01%・3.18% となり、時給は一般組合員 (平均賃金方式) を上回っている。
- 企業内最低賃金協定改定の取り組み組合数は昨年同時期並みだが、回答額は着実に上昇している。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても数多くの取り組みがなされている。



添付資料：

1. 平均賃金方式	7
2. 個別賃金A方式	9
3. 個別賃金B方式	13
4. 個別賃金C方式	15
5. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（時給・月給）	16
6. 企業内最低賃金協定	17
7. 夏季一時金	19
8. 有期・短時間・契約等夏季一時金【短時間労働者】	21
9. 有期・短時間・契約等夏季一時金【契約社員】	22
10. 初任給	23
11. 労働条件に関する 2023 春季生活闘争および通年の各種取り組み	25
12. 時間外・休日労働の賃金割増率	28

●連合ホームページにも掲載：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2023 年春闘
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2023.html>



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表）				昨 年 対 比	2022回答（2022年7月5日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	5,272 組合 2,877,053 人	10,560 円	3.58 %		4,556 円 <i>1.51</i> 昨対	4,944 組合 2,710,296 人	6,004 円	2.07 %			
300人未満 計	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %		3,178 円 <i>1.27</i> 昨対	3,596 組合 340,095 人	4,843 円	1.96 %			
~99人	2,313 組合 96,456 人	6,867 円	2.94 %		2,480 円 <i>1.05</i> 昨対	2,184 組合 88,939 人	4,387 円	1.89 %			
100~299人	1,510 組合 266,232 人	8,451 円	3.32 %		3,441 円 <i>1.34</i> 昨対	1,412 組合 251,156 人	5,010 円	1.98 %			
300人以上 計	1,449 組合 2,514,365 人	10,957 円	3.64 %		4,774 円 <i>1.55</i> 昨対	1,348 組合 2,370,201 人	6,183 円	2.09 %			
300~999人	978 組合 524,199 人	9,389 円	3.44 %		3,994 円 <i>1.44</i> 昨対	902 組合 485,271 人	5,395 円	2.00 %			
1,000人~	471 組合 1,990,166 人	11,380 円	3.69 %		4,984 円 <i>1.57</i> 昨対	446 組合 1,884,930 人	6,396 円	2.12 %			

※ 2023年と2022年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2023回答（2023年7月5日公表）				賃上げ分 昨年対比	2022回答（2022年7月5日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分	
			額	率				額	率
	3,186 組合 2,320,523 人	10,995 円	5,983 円	4,119 円 <i>1.49</i> 昨対	2,213 組合 1,938,910 人	6,474 円	1,864 円	1,864 円 <i>0.63</i> 昨対	
300人未満 計	2,019 組合 238,848 人	9,169 円	4,982 円	3,210 円 <i>1.24</i> 昨対	1,376 組合 167,398 人	5,769 円	1,772 円	1,772 円 <i>0.72</i> 昨対	
~99人	967 組合 49,072 人	8,333 円	4,433 円	2,636 円 <i>1.10</i> 昨対	636 組合 32,128 人	5,461 円	1,797 円	1,797 円 <i>0.77</i> 昨対	
100~299人	1,052 組合 189,776 人	9,387 円	5,124 円	3,358 円 <i>1.28</i> 昨対	740 組合 135,270 人	5,842 円	1,766 円	1,766 円 <i>0.71</i> 昨対	
300人以上 計	1,167 組合 2,081,675 人	11,222 円	6,098 円	4,225 円 <i>1.52</i> 昨対	837 組合 1,771,512 人	6,546 円	1,873 円	1,873 円 <i>0.62</i> 昨対	
300~999人	772 組合 417,141 人	10,139 円	5,698 円	3,919 円 <i>1.43</i> 昨対	533 組合 291,462 人	6,093 円	1,779 円	1,779 円 <i>0.66</i> 昨対	
1,000人~	395 組合 1,664,534 人	11,502 円	6,198 円	4,306 円 <i>1.55</i> 昨対	304 組合 1,480,050 人	6,637 円	1,892 円	1,892 円 <i>0.61</i> 昨対	

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2022回答（2022年7月5日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準			集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	
A方式35歳	229 組合 135,749 人	5,164 円 1.88 %	274,319 円 279,483 円	3,074 円 <i>1.13</i> 昨対	237 組合 145,952 人	2,090 円 0.75 %	278,668 円 280,761 円		
A方式30歳	220 組合 148,731 人	4,162 円 1.71 %	243,876 円 248,038 円	2,626 円 <i>1.09</i> 昨対	234 組合 160,243 人	1,536 円 0.62 %	245,899 円 247,436 円		
B方式35歳	179 組合 99,855 人	9,784 円 3.70 %	264,178 円 273,828 円	3,233 円 <i>1.23</i> 昨対	193 組合 104,745 人	6,551 円 2.47 %	265,710 円 272,261 円		
B方式30歳	143 組合 56,190 人	11,619 円 5.02 %	231,659 円 243,278 円	2,783 円 <i>1.23</i> 昨対	162 組合 66,055 人	8,836 円 3.79 %	233,165 円 242,088 円		
C方式35歳	151 組合 324,558 人		289,537 円 299,058 円		110 組合 161,932 人		286,815 円 290,341 円		
C方式30歳	0 組合 0 人		0 円 0 円		0 組合 0 人		0 円 0 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技術職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技術職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくら引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくらにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2023回答 (2023年7月5日公表)			昨対比	2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	377 組合	39.74 円	1,091.78 円	18.37 円	337 組合	21.37 円	1,057.31 円
加重平均	808,108 人	52.78 円	1,095.67 円	29.35 円	754,004 人	23.43 円	1,047.00 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	136 組合	6.647 円	3.09 %	2,919 円	100 組合	3.728 円
加重平均	29,553 人	6.828 円	3.18 %	2,831 円	27,425 人	3,997 円	1.85 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

	2023回答 (2023年7月5日公表)				
	闘争前協約あり		闘争前協約なし		
基幹的労働者	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額
18歳月額	165,666 円	213 組合	172,339 円	10 組合	172,650 円
時間額	1,031 円	51 組合	1,068 円	3 組合	967 円
基幹的労働者以外	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額
18歳月額	165,588 円	657 組合	170,937 円	42 組合	175,470 円
時間額	972 円	167 組合	1,000 円	18 組合	936 円

※ 要求提出組合の単純平均

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

	2023回答 (2023年7月5日公表)			昨対比	2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答	回答		集計組合数 集計組合員数	回答	
フルタイム組合員 一時金	年間	月数	2,213 組合 1,960,479 人	4.87 月	0.00 月	2,018 組合 1,827,428 人	4.87 月
		金額	1,344 組合 1,127,836 人	1,588,396 円	28,351 円	1,237 組合 1,080,221 人	1,560,045 円
	季別	月数	2,675 組合 1,777,471 人	2.34 月	0.01 月	2,509 組合 1,820,757 人	2.33 月
		金額	2,009 組合 1,175,981 人	717,421 円	9,102 円	1,862 組合 1,030,274 人	708,319 円
短時間労働者 一時金	年間	月数	42 組合 64,630 人	1.43 月	0.61 月	40 組合 79,951 人	0.82 月
		金額	46 組合 106,713 人	103,399 円	29,651 円	43 組合 101,156 人	73,748 円
	季別	月数	44 組合 93,850 人	0.53 月	0.12 月	38 組合 85,164 人	0.41 月
		金額	49 組合 103,429 人	57,179 円	5,986 円	46 組合 86,416 人	51,193 円
契約社員 一時金	年間	月数	38 組合 5,219 人	2.25 月	0.09 月	37 組合 5,945 人	2.16 月
		金額	21 組合 4,911 人	234,920 円	▲ 124,358 円	20 組合 4,404 人	359,278 円
	季別	月数	55 組合 13,051 人	1.24 月	▲ 0.96 月	49 組合 22,918 人	2.20 月
		金額	29 組合 8,155 人	249,309 円	18,918 円	33 組合 19,892 人	230,391 円



回 答 集 計

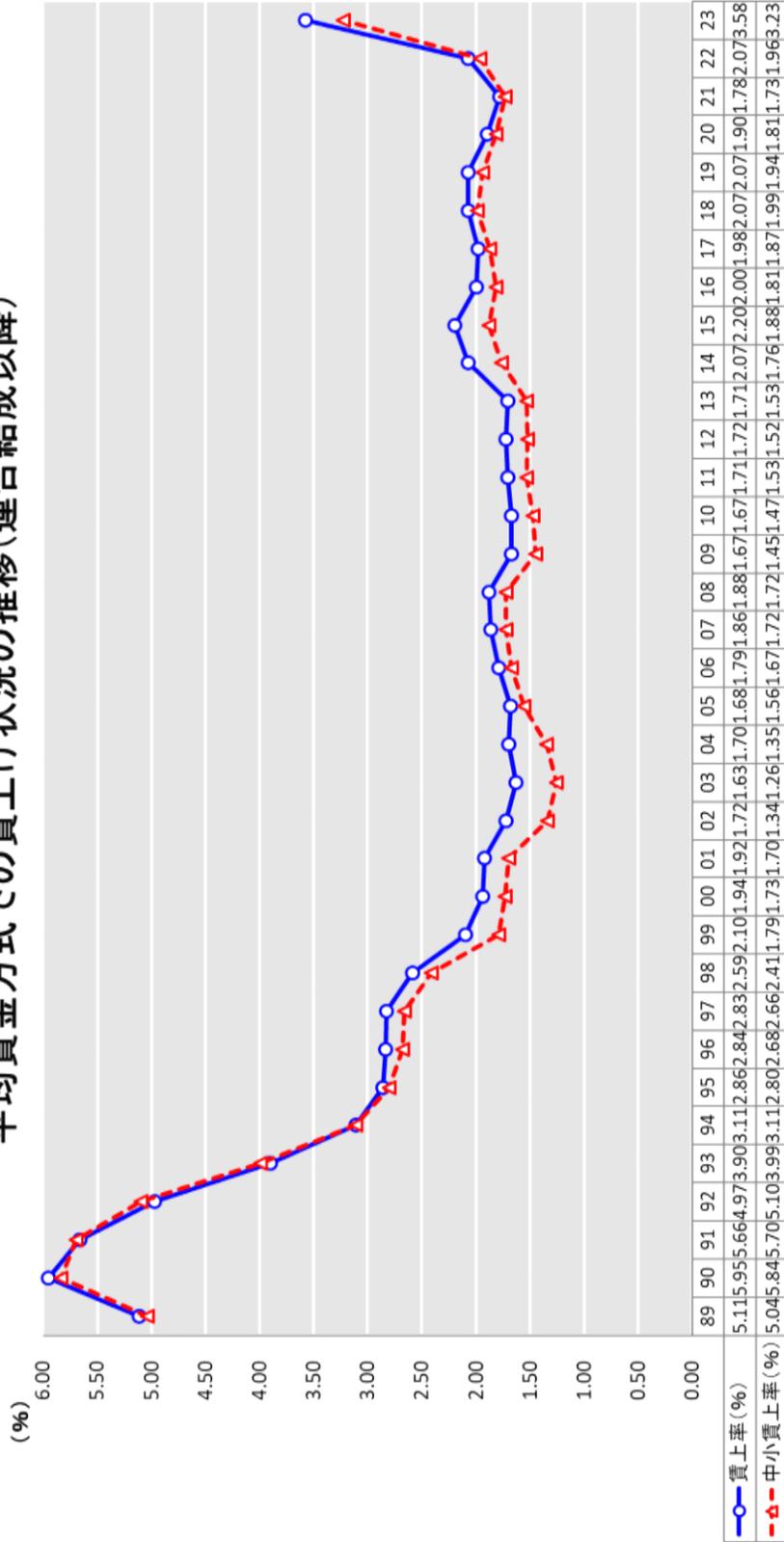
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

	2023回答 (2023年7月5日公表)		2022回答 (2022年7月5日公表)	
	組合数	率	組合数	率
集計組合 計	7,848 組合		7,863 組合	
要求を提出 (資金に限らず全ての要求)	6,626 組合	84.4 %	6,596 組合	83.9 %
うち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要	5,613 組合	71.5 %	5,361 組合	68.2 %
要求検討中・要求状況不明	1,222 組合	15.6 %	1,267 組合	16.1 %
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,613 組合		5,361 組合	
妥結済				
ヤマ場週より前 (2023/3/10まで・2022/3/11まで)	245 組合	4.4 %	143 組合	2.7 %
先行組合回答ゾーン (2023/3/11-17・2022/3/12-18)	922 組合	16.4 %	857 組合	16.0 %
3月内決着回答ゾーン《前半》 (2023/3/18-24・2022/3/19-25)	864 組合	15.4 %	828 組合	15.4 %
3月内決着回答ゾーン《後半》 (2023/3/25-31・2022/3/26-31)	979 組合	17.4 %	768 組合	14.3 %
4月中	1,218 組合	21.7 %	1,219 組合	22.7 %
5月中	994 組合	17.7 %	1,019 組合	19.0 %
6月中	186 組合	3.3 %	160 組合	3.0 %
確認中	55 組合	1.0 %	77 組合	1.4 %
小計	5,463 組合	97.3 %	5,071 組合	94.5 %
未妥結	150 組合	2.7 %	290 組合	5.4 %
妥結済組合 (月例賃金改善限定)	5,463 組合		5,071 組合	
賃金改善分獲得	2,909 組合	53.2 %	2,021 組合	39.9 %
定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	333 組合	6.1 %	987 組合	19.5 %
定昇相当分確保未達成	6 組合	0.1 %	23 組合	0.5 %
確認中	2,215 組合	40.5 %	2,040 組合	40.2 %



平均賃金方式での賃上げ状況の推移（連合結成以降）



(注)1989～2023年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。



建設業の現状について

令和5年9月

一般社団法人 神奈川県建設業協会

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(国道443号寺迫(益城町)).....(県道45号阿蘇公園園池端)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】(出典:MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

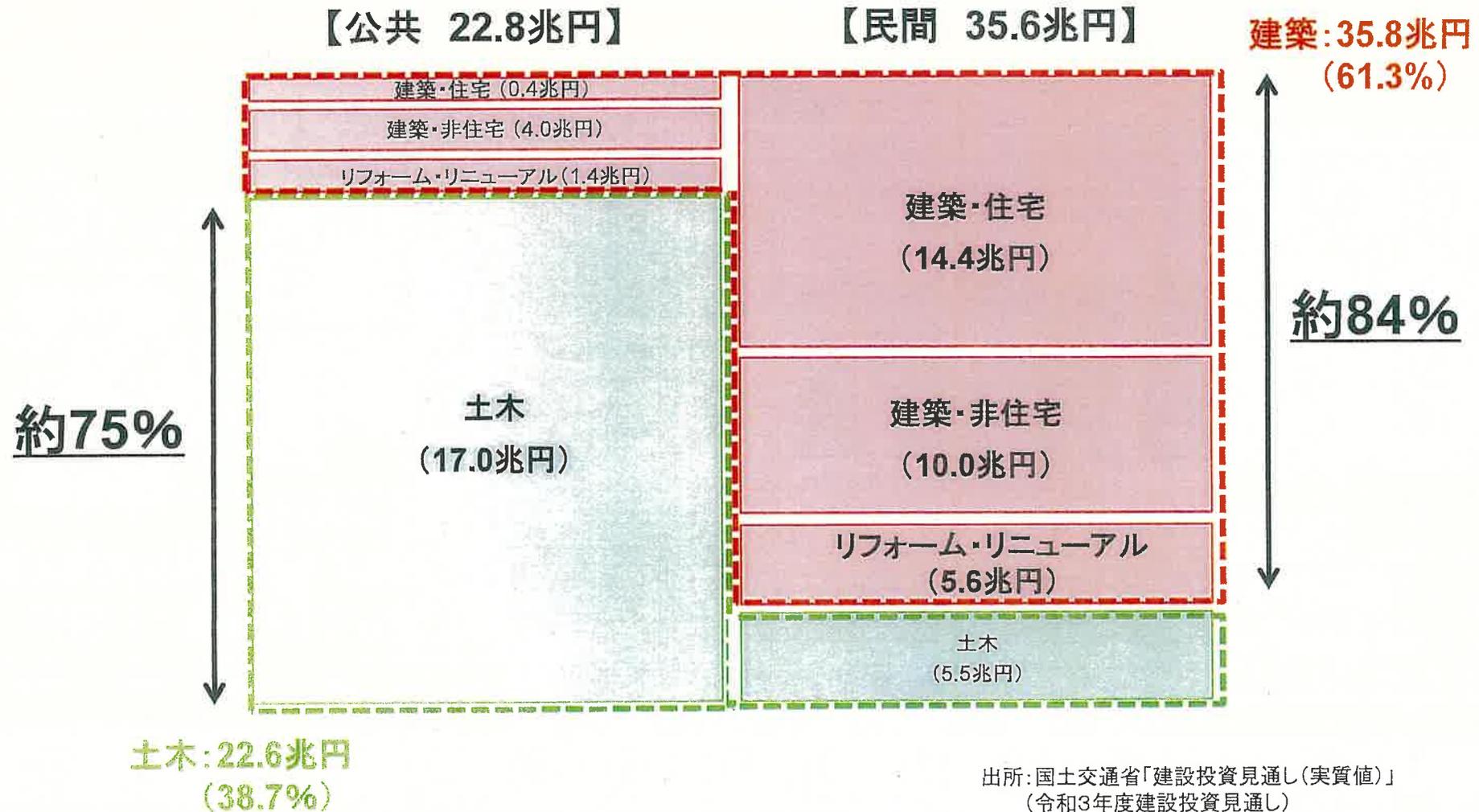
現下の建設産業の課題

- 【1. 建設業の働き方改革の促進】 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。
- 【2. 建設現場の生産性の向上】
現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。
- 【3. 持続可能な事業環境の確保】
地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

建設市場の動向：建設投資の内訳

- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。



出所: 国土交通省「建設投資見通し(実質値)」
(令和3年度建設投資見通し)

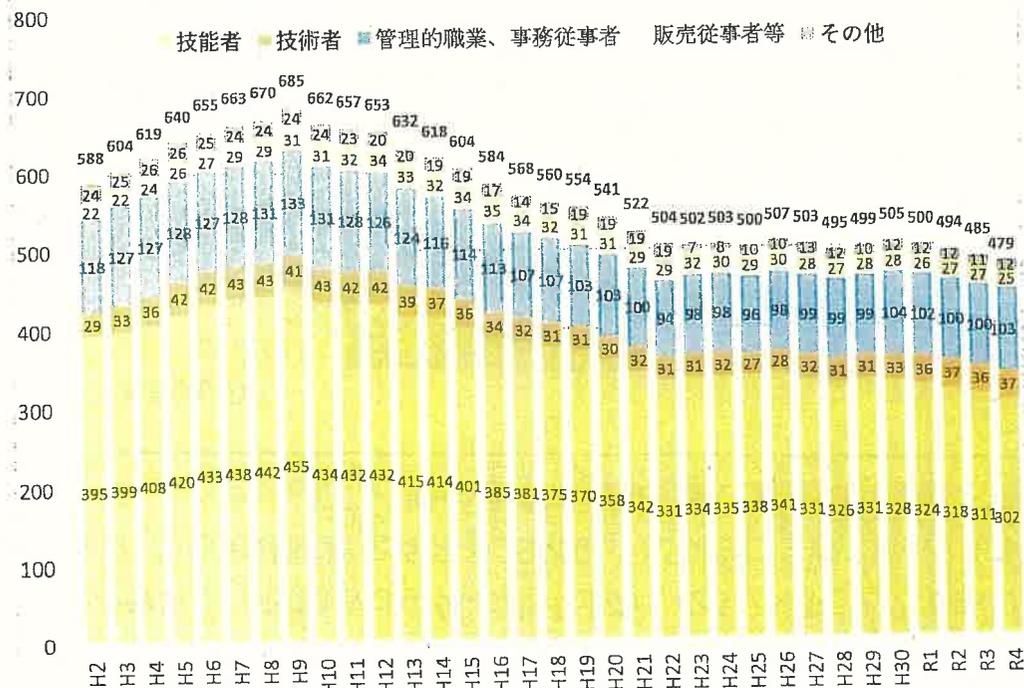
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

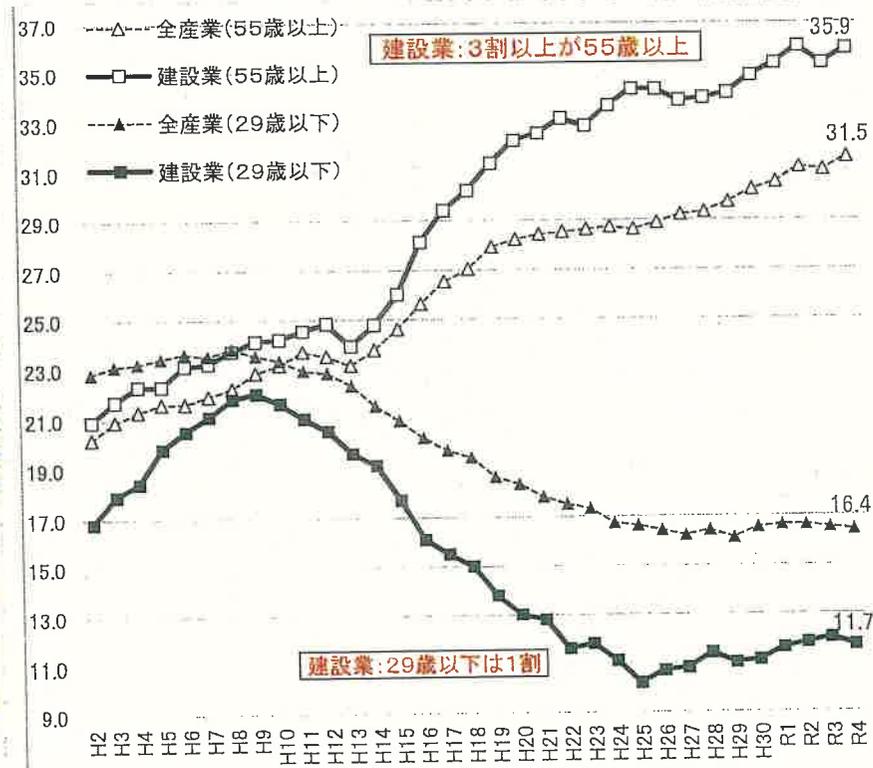
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



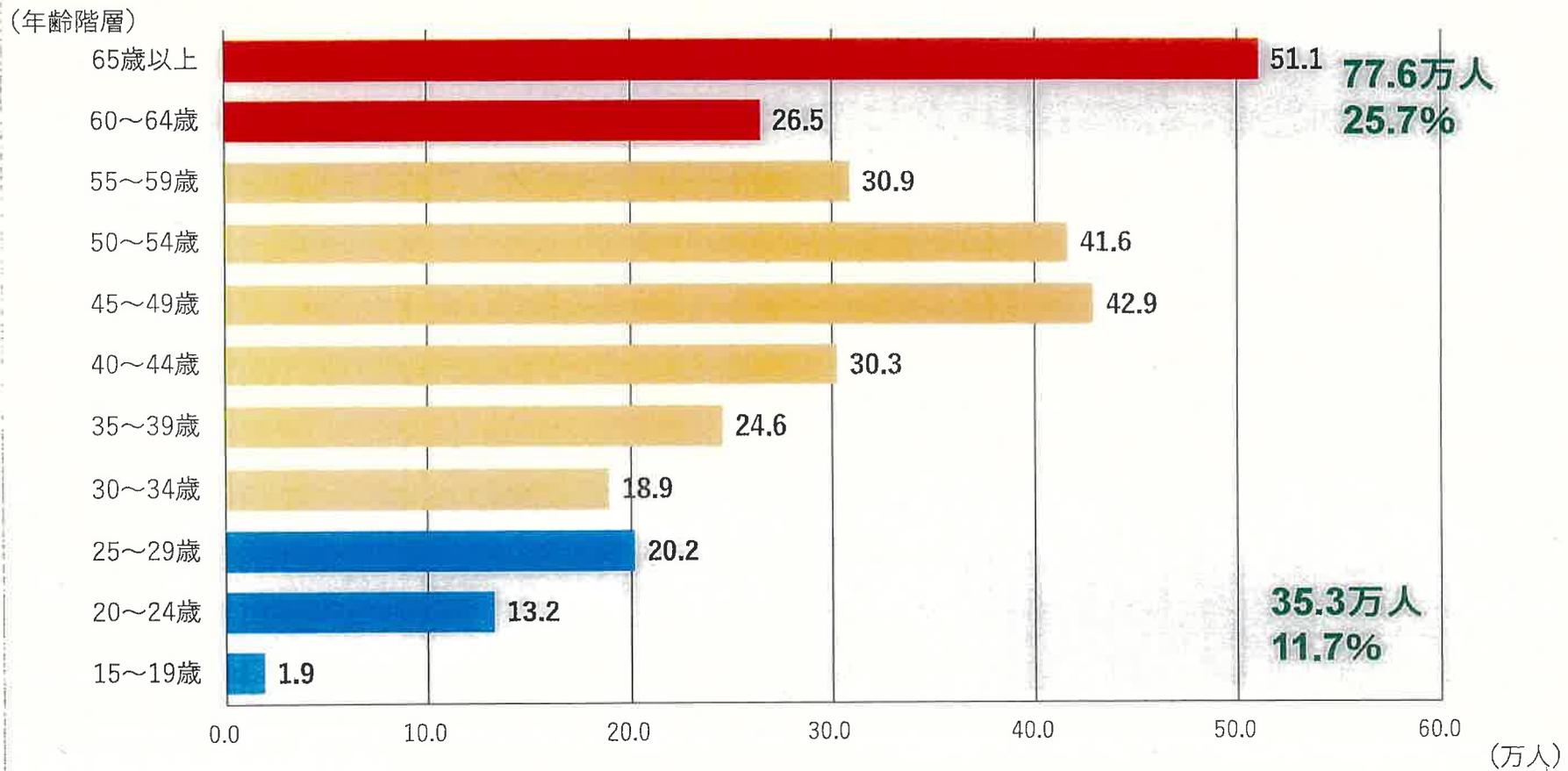
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授	
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長	
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授	
	大森 有理	弁護士	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授	
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授	(敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - － 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
- ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
 - ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
3月1日	第8回	とりまとめに向けた議論
3月29日	第9回	とりまとめ

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

▶ 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

▶ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

▶ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

▶ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

▶ 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

▶ CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

▶ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

▶ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

▶ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

建設業法令遵守推進本部の活動方針 [令和4年度]

活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査及び報告徴取の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業適正取引推進期間の実施等

10～12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。

都道府県・関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）の状況等について、モニタリング調査を行う。さらに、次の①、②の実態についても確認を行う。

① 著しく短い工期の禁止

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。

また、受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

② 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

建設業の一人親方問題に関する検討会まとめ 概要

規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
 - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
 - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
 - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
 - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
 - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
 - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
 - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
 - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
 - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
 - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間にに応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
 - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
 - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
 - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
 - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
 - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
 - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
 - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当**を反映（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比；+5.2%（平成24年度比；+65.5%）

主要12職種※（20,822円） 令和4年3月比；+5.0%（平成24年度比；+65.5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

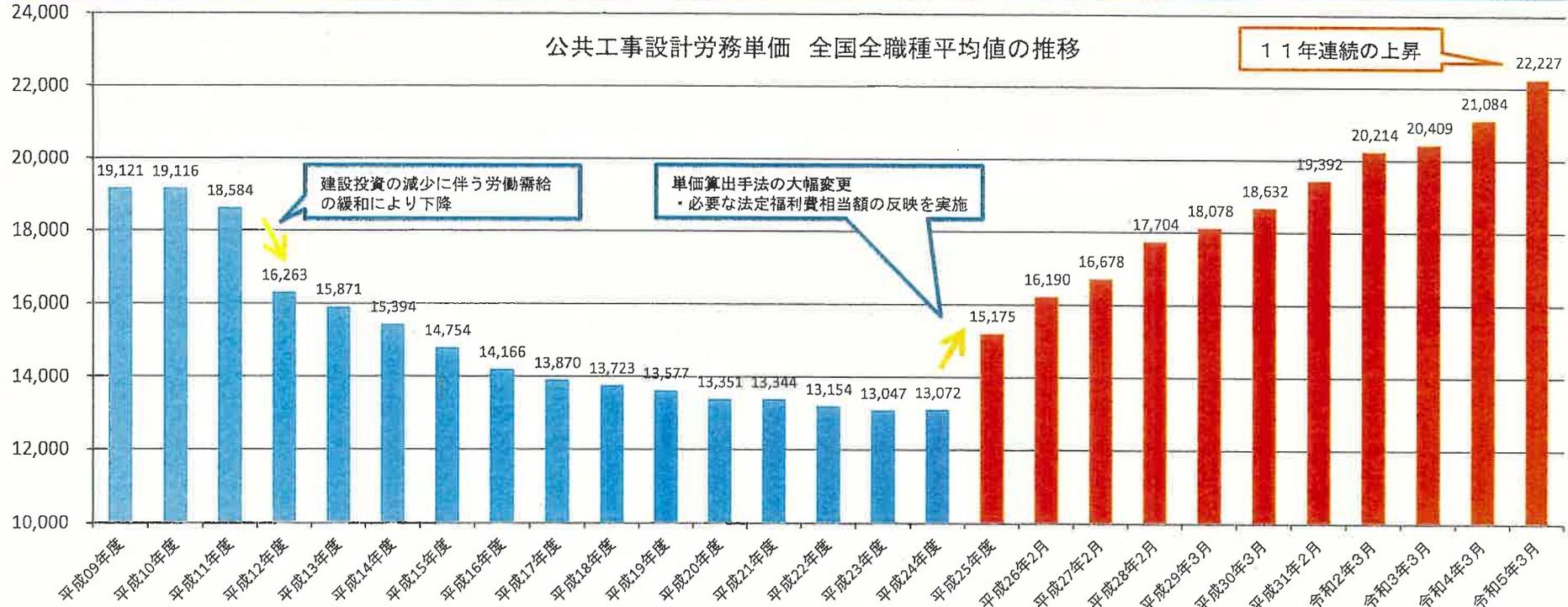
（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+4.0%	運転手（一般）	21,859円	+5.8%
普通作業員	20,662円	+5.7%	型枠工	27,162円	+3.8%
軽作業員	15,874円	+6.3%	大工	26,657円	+4.9%
とび工	26,764円	+4.8%	左官	25,958円	+4.0%
鉄筋工	26,730円	+3.6%	交通誘導警備員A	15,967円	+7.1%
運転手（特殊）	25,249円	+5.7%	交通誘導警備員B	13,814円	+6.3%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1)金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3)伸び率は単純平均値より算出した。

建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

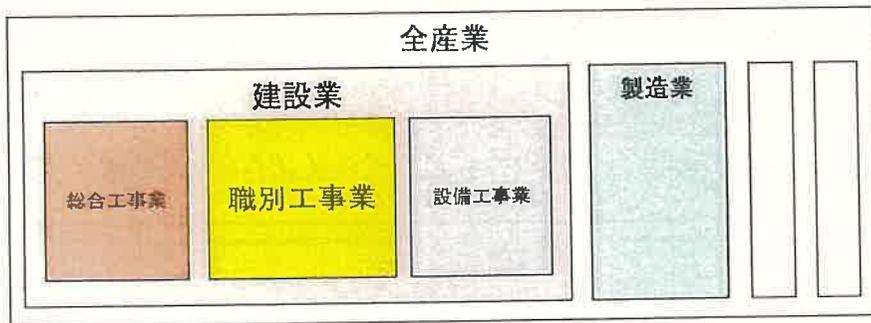


(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12カ月平均

(「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+ 直近12カ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12カ月の「出勤日数」)

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される

(ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される

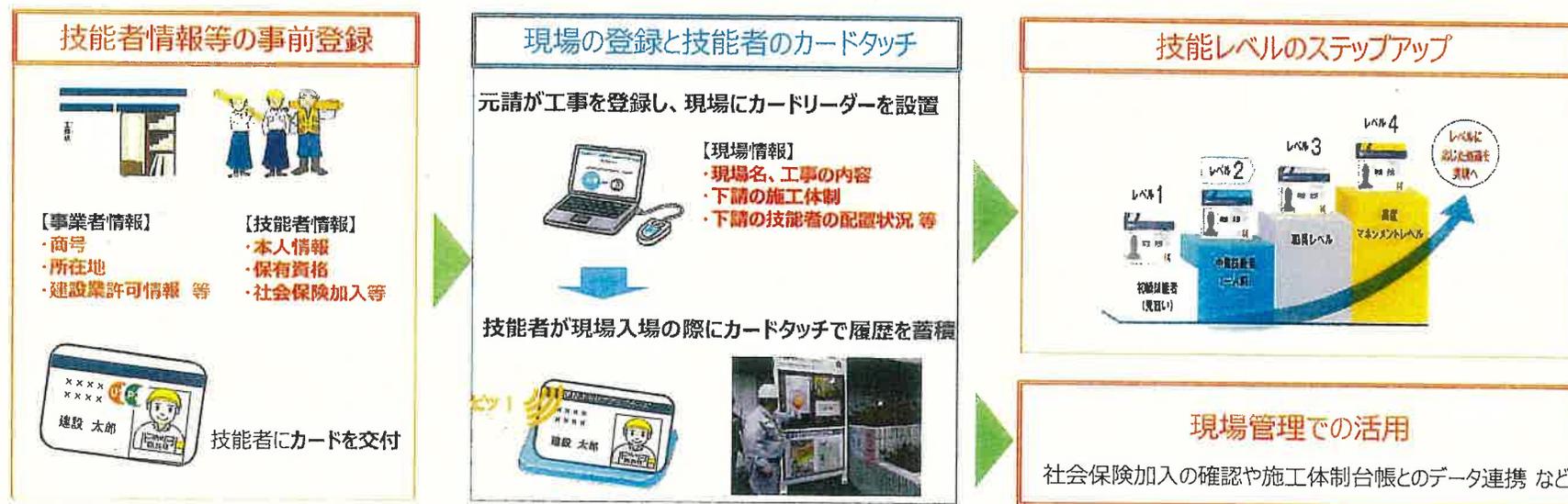
(ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」より国土交通省作成

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及**を推進

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年4月末)

技能者の登録数

116.5万人が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

22.2万社が登録

※うち一人親方は7.1万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※4月は427万履歴を蓄積



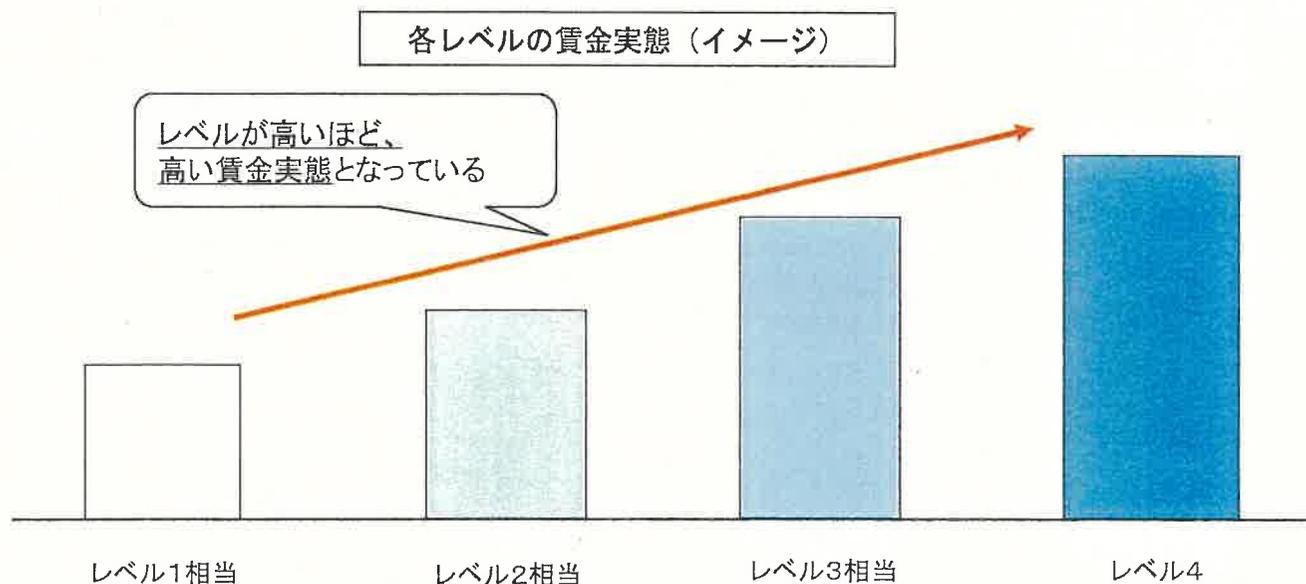
出所:建設業振興基金データより国土交通省

○ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

※ 令和4年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約15%高い実態

CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。



(参考) レベル別技能者数
2023年4月末時点

レベル1(白)
1,090,420人

レベル2(青)
14,279人

レベル3(銀)
13,718人

レベル4(金)
47,529人

CCUSレベル別年収の概要

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・ CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・ 「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

CCUSレベル別年収①

能力評価分野	レベル1			レベル2			レベル3			レベル4														
	下位	～ 中位	～ 上位	下位	～ 中位	～ 上位	下位	～ 中位	～ 上位	下位	～ 中位	～ 上位												
電気工事	3,150,000	～	4,250,000	～	5,350,000	円	3,750,000	～	5,030,000	～	6,310,000	円	4,330,000	～	5,880,000	～	7,430,000	円	4,800,000	～	6,250,000	～	7,690,000	円
橋 梁	4,530,000	～	6,070,000	～	7,620,000	円	5,280,000	～	6,990,000	～	8,690,000	円	5,870,000	～	7,830,000	～	9,790,000	円	6,690,000	～	8,570,000	～	10,460,000	円
造 園	3,260,000	～	4,430,000	～	5,600,000	円	3,680,000	～	4,860,000	～	6,050,000	円	3,790,000	～	5,240,000	～	6,690,000	円	4,420,000	～	5,870,000	～	7,320,000	円
コンクリート圧送	3,740,000	～	4,990,000	～	6,230,000	円	4,220,000	～	5,620,000	～	7,020,000	円	4,400,000	～	6,110,000	～	7,820,000	円	5,260,000	～	7,030,000	～	8,790,000	円
防水施工	3,710,000	～	4,980,000	～	6,250,000	円	4,330,000	～	5,730,000	～	7,120,000	円	4,810,000	～	6,420,000	～	8,020,000	円	5,480,000	～	7,030,000	～	8,570,000	円
トンネル	4,530,000	～	6,080,000	～	7,630,000	円	5,290,000	～	6,990,000	～	8,690,000	円	5,870,000	～	7,830,000	～	9,790,000	円	6,690,000	～	8,580,000	～	10,460,000	円
建設塗装	3,720,000	～	4,990,000	～	6,250,000	円	4,340,000	～	5,730,000	～	7,130,000	円	4,810,000	～	6,420,000	～	8,030,000	円	5,490,000	～	7,030,000	～	8,580,000	円
左 官	3,570,000	～	4,790,000	～	6,010,000	円	4,170,000	～	5,510,000	～	6,850,000	円	4,630,000	～	6,180,000	～	7,720,000	円	5,280,000	～	6,760,000	～	8,250,000	円
機械土工	3,790,000	～	5,050,000	～	6,310,000	円	4,270,000	～	5,690,000	～	7,110,000	円	4,460,000	～	6,190,000	～	7,920,000	円	5,330,000	～	7,120,000	～	8,900,000	円
海上起重	3,840,000	～	5,210,000	～	6,580,000	円	4,330,000	～	5,720,000	～	7,110,000	円	4,460,000	～	6,160,000	～	7,870,000	円	5,200,000	～	6,900,000	～	8,610,000	円
P C	4,530,000	～	6,070,000	～	7,620,000	円	5,280,000	～	6,990,000	～	8,690,000	円	5,870,000	～	7,830,000	～	9,790,000	円	6,690,000	～	8,570,000	～	10,460,000	円
鉄 筋	3,680,000	～	4,930,000	～	6,190,000	円	4,290,000	～	5,670,000	～	7,060,000	円	4,770,000	～	6,360,000	～	7,950,000	円	5,430,000	～	6,960,000	～	8,490,000	円
圧 接	3,680,000	～	4,930,000	～	6,190,000	円	4,290,000	～	5,670,000	～	7,060,000	円	4,770,000	～	6,360,000	～	7,950,000	円	5,430,000	～	6,960,000	～	8,490,000	円
型 枠	3,740,000	～	5,010,000	～	6,290,000	円	4,360,000	～	5,770,000	～	7,170,000	円	4,840,000	～	6,460,000	～	8,080,000	円	5,520,000	～	7,080,000	～	8,630,000	円
配 管	3,080,000	～	4,160,000	～	5,240,000	円	3,670,000	～	4,930,000	～	6,190,000	円	4,240,000	～	5,760,000	～	7,270,000	円	4,710,000	～	6,120,000	～	7,540,000	円
と び	3,680,000	～	4,940,000	～	6,200,000	円	4,300,000	～	5,680,000	～	7,070,000	円	4,770,000	～	6,370,000	～	7,960,000	円	5,440,000	～	6,970,000	～	8,510,000	円

<注> ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は、上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成

CCUSレベル別年収②

能力評価分野	レベル1			レベル2			レベル3			レベル4														
	下位	～ 中位	～ 上位	下位	～ 中位	～ 上位	下位	～ 中位	～ 上位	下位	～ 中位	～ 上位												
内装仕上工事	3,750,000	～	5,030,000	～	6,320,000	円	4,380,000	～	5,790,000	～	7,200,000	円	4,860,000	～	6,490,000	～	8,110,000	円	5,540,000	～	7,100,000	～	8,670,000	円
サッシ・GW	3,830,000	～	5,140,000	～	6,440,000	円	4,470,000	～	5,910,000	～	7,340,000	円	4,960,000	～	6,620,000	～	8,270,000	円	5,650,000	～	7,250,000	～	8,840,000	円
建築板金	3,760,000	～	5,040,000	～	6,320,000	円	4,380,000	～	5,790,000	～	7,210,000	円	4,870,000	～	6,490,000	～	8,120,000	円	5,550,000	～	7,110,000	～	8,670,000	円
外壁仕上	3,570,000	～	4,790,000	～	6,010,000	円	4,170,000	～	5,510,000	～	6,850,000	円	4,630,000	～	6,180,000	～	7,720,000	円	5,280,000	～	6,760,000	～	8,250,000	円
ダクト	2,960,000	～	4,000,000	～	5,030,000	円	3,520,000	～	4,730,000	～	5,940,000	円	4,070,000	～	5,530,000	～	6,980,000	円	4,520,000	～	5,880,000	～	7,230,000	円
保温保冷	3,290,000	～	4,440,000	～	5,590,000	円	3,910,000	～	5,250,000	～	6,590,000	円	4,520,000	～	6,140,000	～	7,760,000	円	5,020,000	～	6,530,000	～	8,040,000	円
グラウト	3,610,000	～	4,820,000	～	6,020,000	円	4,080,000	～	5,430,000	～	6,780,000	円	4,250,000	～	5,900,000	～	7,550,000	円	5,090,000	～	6,790,000	～	8,490,000	円
冷凍空調	3,390,000	～	4,570,000	～	5,760,000	円	4,030,000	～	5,410,000	～	6,790,000	円	4,660,000	～	6,320,000	～	7,990,000	円	5,170,000	～	6,720,000	～	8,280,000	円
基礎ぐい工事	3,610,000	～	4,820,000	～	6,020,000	円	4,080,000	～	5,430,000	～	6,780,000	円	4,250,000	～	5,900,000	～	7,550,000	円	5,090,000	～	6,790,000	～	8,490,000	円
タイル張り	3,030,000	～	4,060,000	～	5,100,000	円	3,530,000	～	4,670,000	～	5,810,000	円	3,920,000	～	5,240,000	～	6,550,000	円	4,470,000	～	5,730,000	～	6,990,000	円
消防施設	3,080,000	～	4,160,000	～	5,240,000	円	3,670,000	～	4,930,000	～	6,190,000	円	4,240,000	～	5,760,000	～	7,270,000	円	4,710,000	～	6,120,000	～	7,540,000	円
建築大工	3,670,000	～	4,920,000	～	6,170,000	円	4,280,000	～	5,660,000	～	7,040,000	円	4,750,000	～	6,340,000	～	7,930,000	円	5,420,000	～	6,940,000	～	8,470,000	円
硝子工事	3,410,000	～	4,580,000	～	5,740,000	円	3,980,000	～	5,260,000	～	6,550,000	円	4,420,000	～	5,900,000	～	7,370,000	円	5,040,000	～	6,460,000	～	7,880,000	円
土工	3,610,000	～	4,820,000	～	6,020,000	円	4,080,000	～	5,430,000	～	6,780,000	円	4,250,000	～	5,900,000	～	7,550,000	円	5,090,000	～	6,790,000	～	8,490,000	円
ウレタン断熱	3,290,000	～	4,440,000	～	5,590,000	円	3,910,000	～	5,250,000	～	6,590,000	円	4,520,000	～	6,140,000	～	7,760,000	円	5,020,000	～	6,530,000	～	8,040,000	円
発破・破砕	4,230,000	～	5,670,000	～	7,120,000	円	4,940,000	～	6,530,000	～	8,120,000	円	5,480,000	～	7,310,000	～	9,140,000	円	6,250,000	～	8,010,000	～	9,770,000	円

<注> ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は、上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成

【参考②】CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化

- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- ◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を本年中に提供開始
- ◎ **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積**できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- ◎ CCUS新規登録事業者**にカードリーダーの無償貸与を実施**(建設業振興基金にて継続)

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- ◎ 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。**(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)**

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- ◎ 能力評価**基準が策定されていない分野**について専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- ◎ 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- ◎ 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- ◎ 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
- ◎ 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いいたします。

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

(参考)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、**地方公共団体に対して、**
 - ①**安定的・持続的な公共投資の確保**とともに、②**適正な予定価格の設定**や、③**ダンピング対策の更なる徹底**等を要請
- さらに、**都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して**、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、**公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要**



《特に強化すべき取組》

- **安定的・持続的な公共投資の確保**
- 計画的な発注や**中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表**

適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や**担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保**を図るため、**取組の更なる強化が必要**



《特に強化すべき取組》

- **市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること**
- **施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上**
- **設計変更・契約変更等の適切な実施**

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や**担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保**を図るため、**ダンピング対策の更なる強化が必要**



《特に強化すべき取組》

- **低入札価格調査制度等の適切な活用**によるダンピング受注の排除
- **調査基準価格等の水準の見直し**
- **調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底**

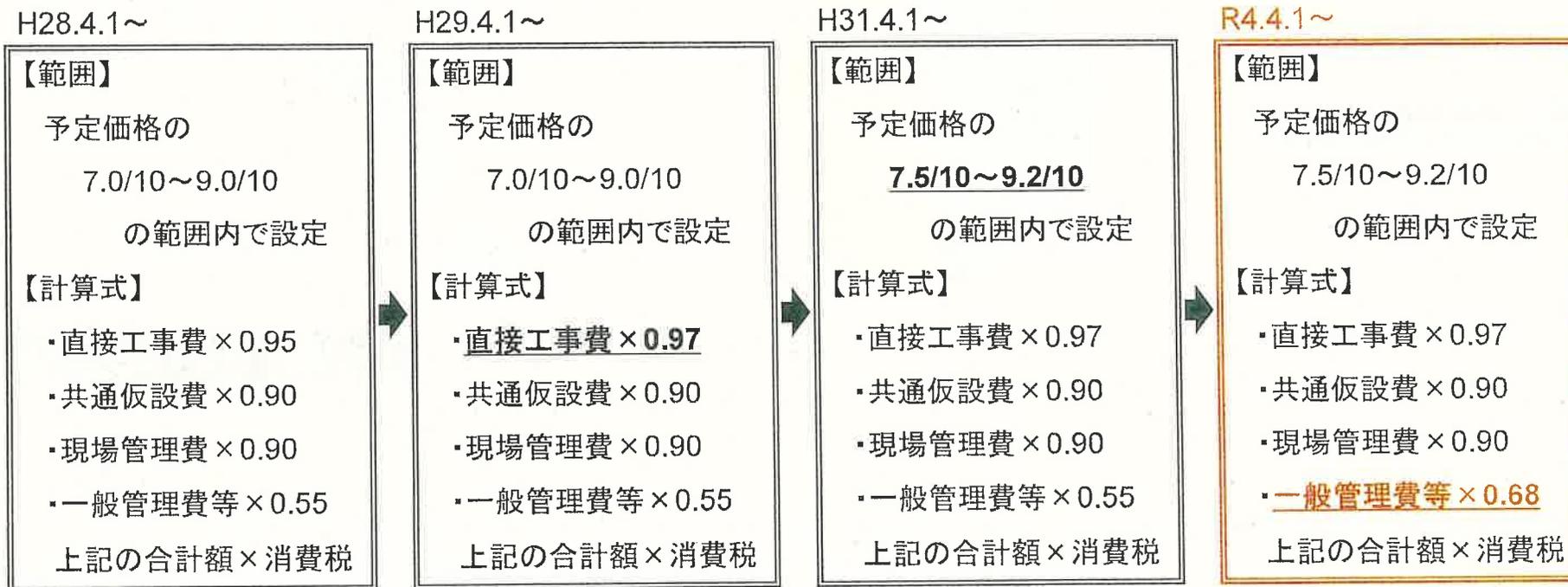
ダンピング対策（低入札価格調査基準の計算式の改定）

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者としな

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」



※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

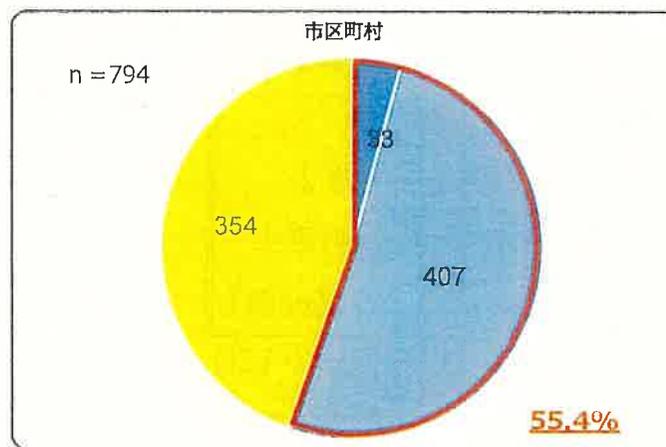
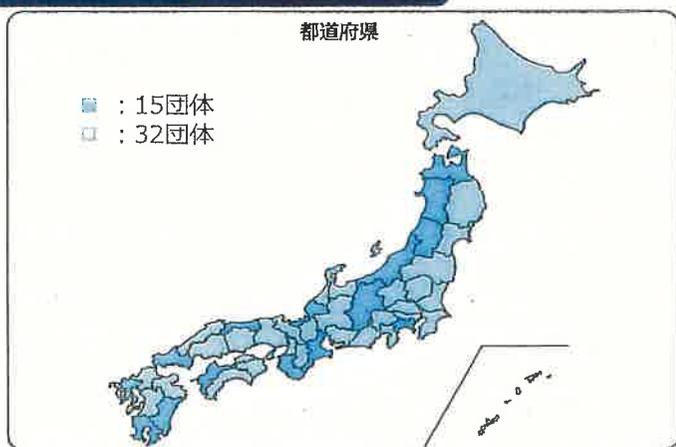
[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

出典：令和4年度入札に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)

- 都道府県は、**全ての団体※**で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

調査基準価格算定式の設定水準

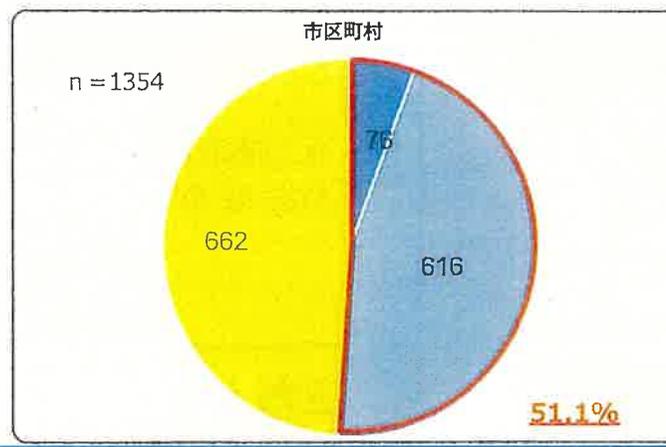
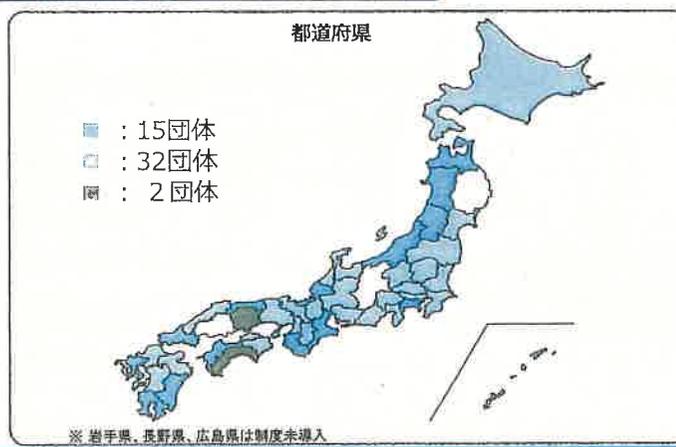


- : 独自モデル (R4中央公契連モデル以上の水準)
- : R4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

いずれの制度也未導入の団体

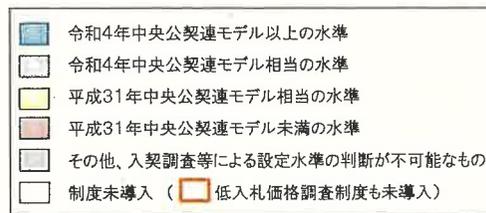
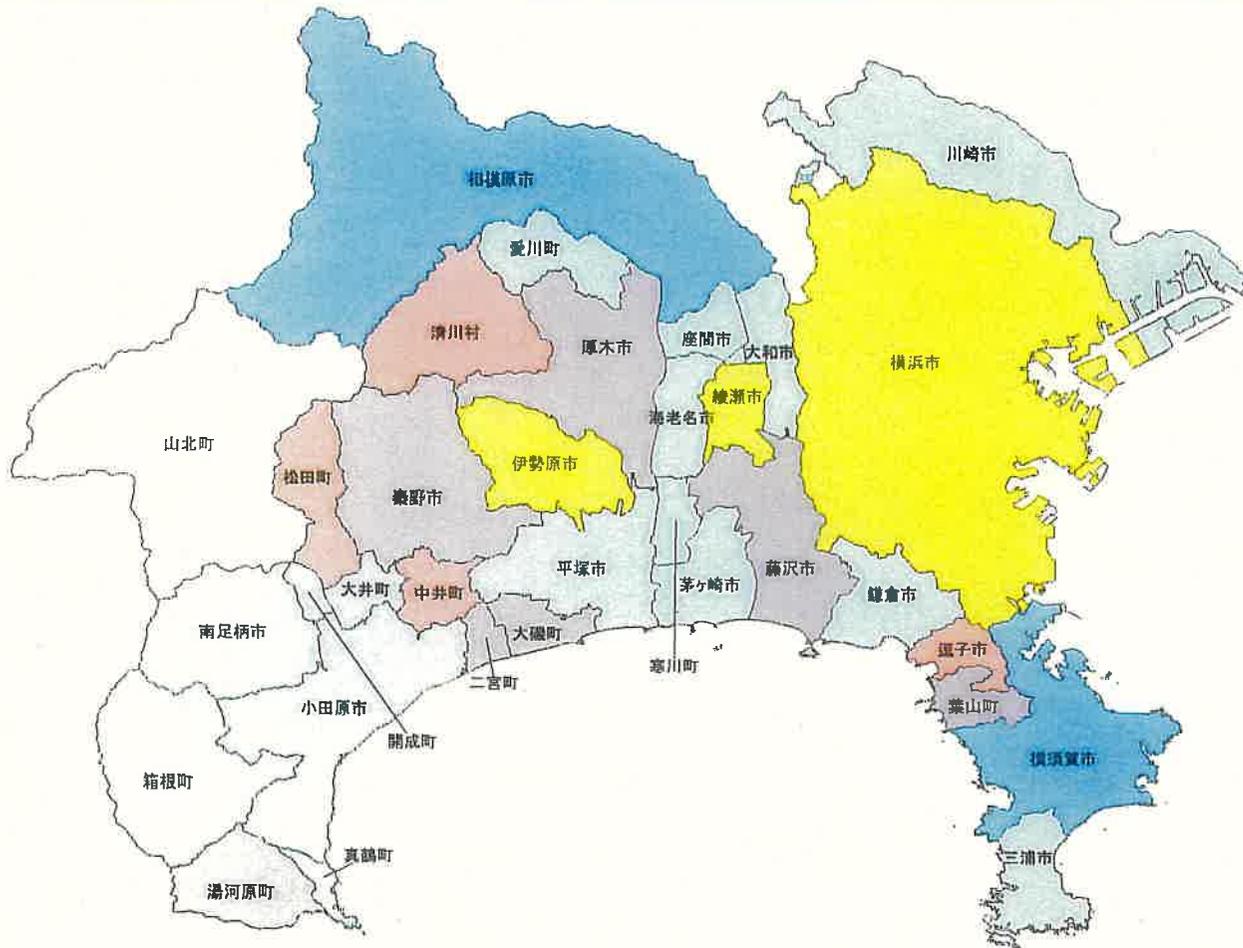


最低制限価格算定式の設定水準



※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

市区町村における最低制限価格の算定式の設定水準(神奈川県)



発注機関	最低制限価格の算定式
横浜市	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル以上の水準)
川崎市	令和4年中央公契連モデルに準拠
相模原市	独自モデルを採用 (令和4年中央公契連モデル以上の水準)
横須賀市	独自モデルを採用 (令和4年中央公契連モデル以上の水準)
平塚市	令和4年中央公契連モデルを採用
鎌倉市	令和4年中央公契連モデルを採用
藤沢市	その他の独自モデルを採用
小田原市	令和4年中央公契連モデルを採用
茅ヶ崎市	令和4年中央公契連モデルに準拠
逗子市	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル未満の水準)
三浦市	令和4年中央公契連モデルを採用
秦野市	その他の変動型最低制限価格制度を採用
厚木市	その他の独自モデルを採用
大和市	令和4年中央公契連モデルを採用
伊勢原市	平成31年中央公契連モデルを採用
海老名市	令和4年中央公契連モデルを採用
座間市	令和4年中央公契連モデルに準拠
南足柄市	令和4年中央公契連モデルを採用
綾瀬市	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル以上の水準)
葉山町	その他の変動型最低制限価格制度を採用
寒川町	令和4年中央公契連モデルを採用
大磯町	その他の独自モデルを採用
二宮町	その他
中井町	平成31年より前の中央公契連モデルに準拠
大井町	令和4年中央公契連モデルを採用
松田町	平成31年より前の中央公契連モデルを採用
山北町	-
開成町	令和4年中央公契連モデルを採用
箱根町	令和4年中央公契連モデルを採用
真鶴町	令和4年中央公契連モデルを採用
湯河原町	算定式は非公表
愛川町	令和4年中央公契連モデルに準拠
清川村	平成31年より前の中央公契連モデルを採用

公契約条例制定に向けた取り組みについて

～好循環による地域の活性化をめざして～
 < 連合神奈川政策資料 2022 版 >

1. 公契約と公契約をめぐる問題点

(1) 「公契約」とは

国や地方自治体（都道府県、市区町村。以下、「自治体」）が、民間企業や民間団体と締結する契約のこと。工事、サービス、物の調達など、多くの事業が対象です。



参考 「公契約」には、「広義の公契約」と「狭義の公契約」があります。

広義の公契約	国または自治体等が、売買、賃貸借、請負、委託等の契約の一方当事者となる場合。なお、このうち、国や自治体等が予算を支出して物やサービス等を取得することを、「調達」と呼ぶことがある。
狭義の公契約	<p>労働者を使用する製造、請負、委託等の契約のこと。 ILO第94号条約が定義する「公契約」はこちらのこと。条約の目的は以下の2点。</p> <p>① 人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされている現状を一掃するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づけること</p> <p>② 公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませること。日本はILO第94号条約を批准していない。</p>

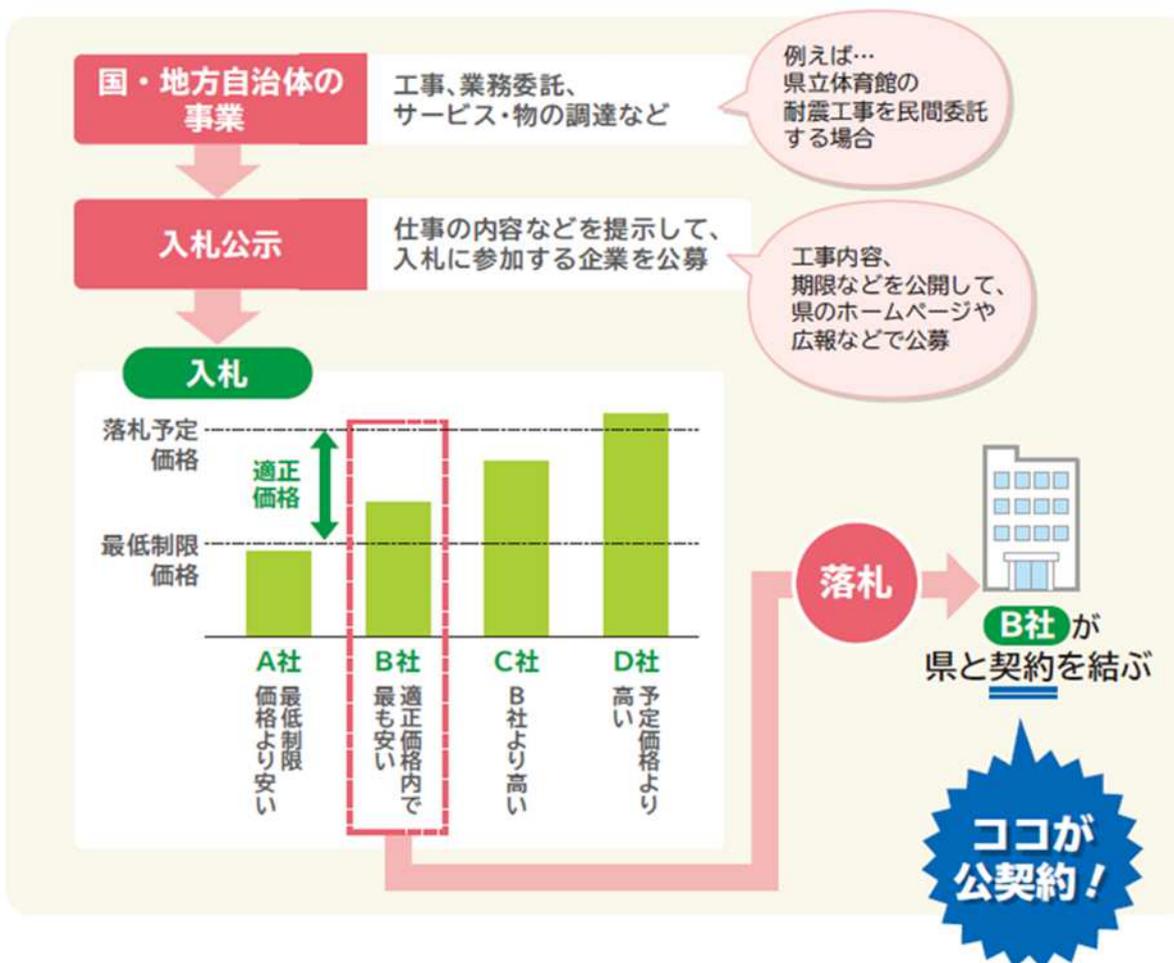
(2) 「公契約」の流れ

自治体の入札・契約制度

自治体の財源は税金なので、できるだけコストを抑えなければなりません。自治体が発注を行う場合、不特定多数から受注者を募る「一般競争入札」が原則です¹。

しかしこれにこだわりすぎると調達準備に多くの作業や時間が必要となり、結果としてコストが高くなることもあり得ます。このため、「指名競争入札」や「随意契約」も認められています。

一方、地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められます。



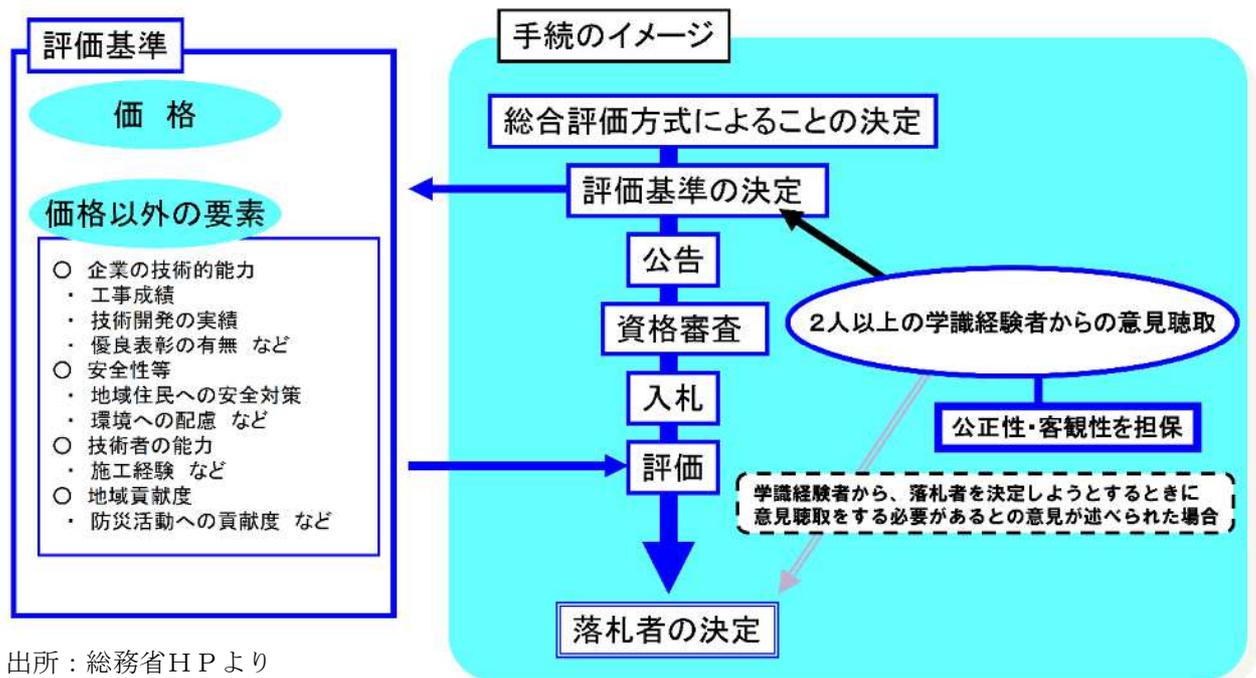
¹ 地方自治法 234 条：

1. 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2. 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

総合評価方式とは

総合評価方式とは、一般競争入札を行う際の評価基準の一種です。「価格」と工期・機能・安全性等の「価格以外の要素」とを総合的に評価して、落札者を決定する方法をいいます。あらかじめ公表された評価基準に従って価格と価格以外の要素を点数化して評価点を算出します。一方、価格のみについて競争を行うのは「最低価格落札方式」といいます。

参考 総合評価方式のイメージ



出所：総務省HPより

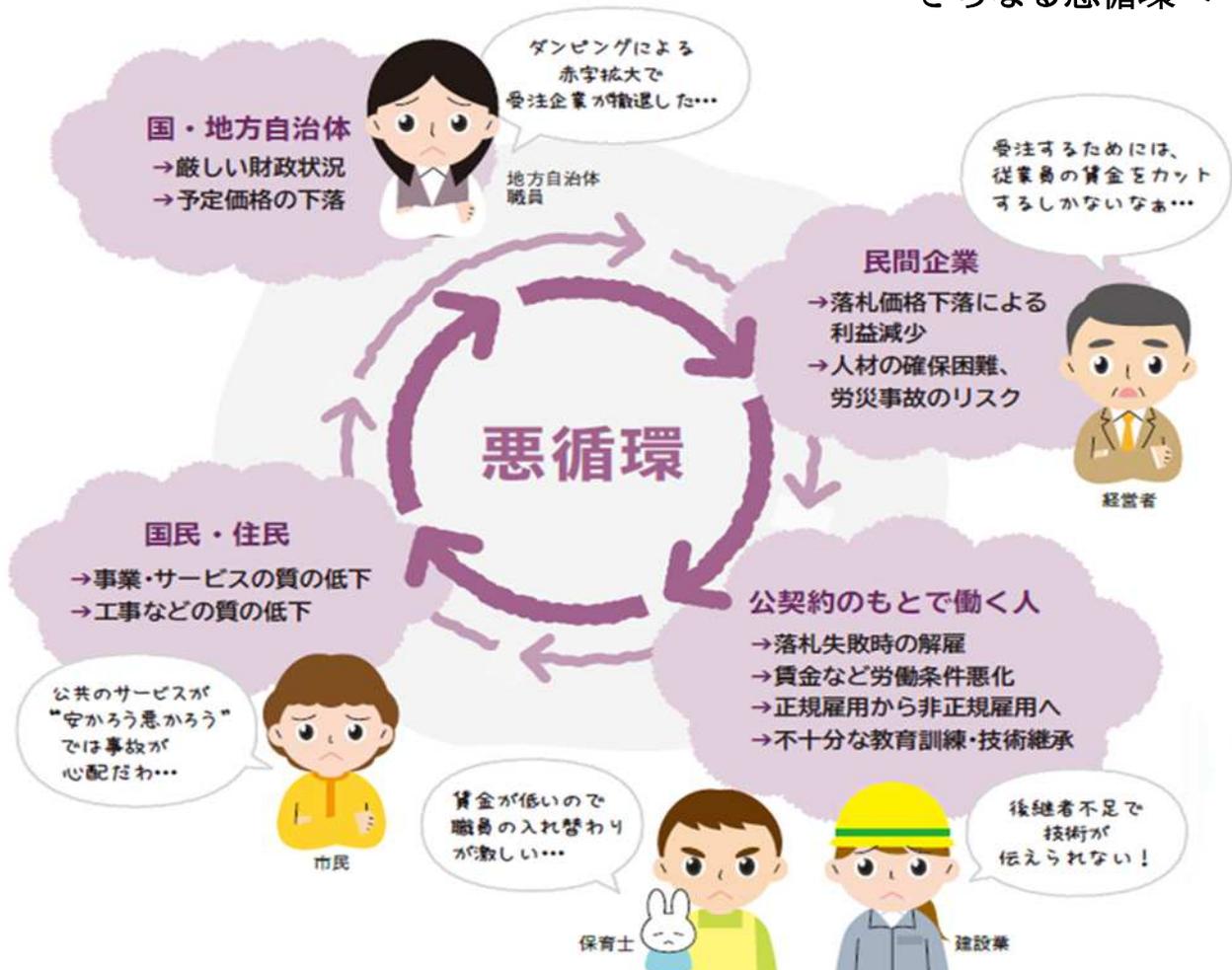
(3) 公契約をめぐる問題点

不良・不適格業者の混入（一般競争入札の問題）

一般競争入札では、「価格の安さ」が落札条件のひとつであるため、価格競争の激化により、工事の質的低下や下請業者へのしわ寄せ、人手不足によるさまざまな事故の発生²などにつながりかねません。

<公共サービスの質や市民生活の安心・安定性が低下>

～さらなる悪循環へ～



総合評価方式だけでは不十分

ちなみに、総合評価方式では「価格以外の要素」も総合的に判断されますが、必ずしも賃金・労働条件が要件になっていません。「賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませること」（ILO第94条）が満たされないケースがほとんどです。

² <重大事故やサービス提供停止の事例>

○民間に運営委託していたプールで、小学生が側面の吸水口に吸い込まれ死亡。指定管理制度に基づく指導員数を満たしていなかった疑い

○市立学校の給食調理の委託を受けた民間企業がわずか2ヶ月で契約解除。次の委託先が決まるまで給食が停止

2. 公契約条例で好循環を！～連合が取り組む理由～

公契約をめぐる問題による悪循環を断ち切るには、公契約条例の制定が有効です。

公契約条例は、公契約のもとで働く人の労働報酬下限額や自治体の責任を定めることで、公共サービスの質の向上や、住民の安心な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、ひいては地域の活性化につなげることを目的とするものです。

<公契約条例の制定で期待できる効果> ～悪循環から好循環へ～



(1) なぜ、「条例」にしなければならないのか

「条例」は、自治体が自主的に制定する住民の権利義務等に関する法規です（地方自治法 14 条 1 項）。「条例」は、議会の議決によって、国の法令に違反しない範囲で定めることができます。一方、条例ではなく、自治体の長（首長）が制定する自治立法を「規則」といいます（地方自治法 15 条 1 項）。公契約条例と同様の内容を、「規則」の一種である「要項」という形式で定める地域もあります（例えば、東京都港区）。

条例と規則の違いは以下の通りですが、労働者の適正な労働条件を担保するには、規則ではなく条例で定めることが望ましいといえます。

参考 条例と規則の長所と短所

	長所	短所
条例	条例の内容の改廃には、議会の議決が必要となるので、ひとたび条例として制定されると、安定性が担保される	議会の議決を経るには、条例化にあたって多くの賛同を得る必要があり、そのため多くの事務事業を要す
規則	首長権限で制定できるので、内容の改廃を含め、条例に比べて迅速に対応できる	首長の考え方が変わったり、首長が交代したりすることで、内容を容易に変わりうる

(2) 公契約条例の種類

公契約条例は、含まれる内容によって以下のように分類できます。

理念型

公契約の従事者の労働環境の向上に「努める」といった理念を条例として示すもの。
ただし、発注の「最低価格」などの具体的な内容は含まれない。

賃金保障型

受注の最低価格や所定の労働環境を入札の条件とする、労働報酬の下限額を定めるといった、などの「労働条項」を設け、具体的な規制を課すもの。
ただし、規制の強さ（強制力）によって、便宜上、以下のように分類できる。

公権力規制型

条例に具体的な規制を盛り込み、公権力によって強制的に従わせる

行政指導型

行政指導によって、条例遵守を事業所へ求める

ILO第94号条約型

条例に示した内容で“契約すること”を求める

国際的な方針にも
もあっている、
この型での条例
制定を求めたい

参考

私たちが求める公契約条例について

1 目的と効果

- (1) 地域事業者の発展と担い手の確保
- (2) 公契約による事業へ従事する労働者等の、適正な労働条件の確保
- (3) 上記による、公契約の適正な履行と県民に対する公共サービス（工事、サービス）の安全と品質の確保
- (4) 上記による、地域経済の好循環と地域社会の活性化

2 主な内容

(1) IL094 号条約型（いわゆる賃金保障型）

発注する自治体と受注者が、[受注者及び受注関係者が第三者(受注事業者が直接使用する労働者、下請事業者が使用する労働者) に対して労働報酬下限額以上の賃金を支払う] 旨の契約（民法 537 条「第三者のためにする契約」）をすることを定める条例。受注者はその支払契約を履行する。具体的には、以下2つの条文を設ける。

< 条文例 >

県は、公契約において次に掲げる事項を定めるものとする。

① 労働条項（賃金条項）

受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払う。

② 連帯責任条項

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払う。

(2) 対象契約

工事、業務委託・指定管理／事務負担と条例効果を勘案し範囲を設定

(3) 適用される労働者等の範囲

公契約に従事に従事するすべての労務提供者（一人親方等も含む）

(4) 労働報酬下限額の支払いの実効性の担保

受注者、受注関係者による労働報酬支払い状況のチェックシートを提出

（※ 事務負担の軽減をはかるため、賃金台帳の提出は行わない）

未払い等について、労働者等が県に対する申し出する権利を保障するとともに、そのことの不利益取り扱いを禁止

違約、条例違反行為をした事業者に対する一定の対応

(5) 公契約審議会

学識者、事業者、労働者の3者構成

審議事項は、労働報酬下限額、入札・契約制度や条例に関連する重要事項

